

令和 2 年 第 3 回知名町議会定例会

第 1 日

令和 2 年 9 月 24 日

令和2年第3回知名町議会定例会議事日程
令和2年9月24日（木曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
(議長)
- 日程第4 行政報告
(町長・教育長)
- 日程第5 報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告第6号
- 日程第6 一般質問
 - ①今井 吉男君
 - ②奥山 雅貴君
 - ③城村 誠君
 - ④根釜 昭一郎君
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	福川 勝久君	2番	奥山 雅貴君
3番	城村 誠君	5番	窪田 仁君
6番	川畑 光男君	7番	新山 直樹君
8番	根釜 昭一郎君	9番	西 文男君
10番	宗村 勝君	11番	今井 吉男君
12番	外山 利章君	13番	福井 源乃介君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永 勝人君 議会事務局主査 池田 勇夏君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	今井 力夫君	会計管理者兼会計課長	村山 裕一郎君
副町長	赤地 邦男君	税務課長	柴 照和君
教育長	林 富義志君	町民課長	平 和仁君
総務課長	瀬島 徳幸君	保健福祉課長	成美 保昭君
総務課参事	藤田 孝一君	水道課長	池上 末亮君
企画振興課長	元 栄吉治君	子育て支援課長	池沢 由美子君
農林課長	安田 末広君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	甲斐 敬造君
農業委員会事務局長	上村 隆一郎君	教育委員会事務局次長	高風 勝一郎君
建設課長	平山 盛文君	兼生涯学習課長	井上 修吉君
耕地課長	窪田 政英君	学校給食センター所長	

△開 会 午前１０時００分

○議長（福井源乃介君）

議場内の皆様、ご起立ください。

ただいまから令和２年第３回知名町議会定例会を開会します。

一同、礼。お座りください。

本日の会議を開きます。

△日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（福井源乃介君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって根釜昭一郎君及び西 文男君を指名します。

△日程第２ 会期の決定

○議長（福井源乃介君）

日程第２、会期の決定の件を議題にします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日９月２４日から９月３０日までの７日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日９月２４日から９月３０日までの７日間に決定しました。

△日程第３ 諸般の報告

○議長（福井源乃介君）

日程第３、諸般の報告であります。このたび議会議長に就任をさせていただきましたので、所信の一端を申し述べたいと思います。

今回の議員の改選によって、新人議員が５人、２期目の議員が５人と、経験の浅い若い議員集団になりました。もちろん多くの町民が、新しい感覚、新しい発想によるまちづくりに大いに期待をしていることは事実であります。このことを踏まえ、

今後4年間、しっかりと議会運営をしていかなければという決意であります。

私が求める議会は、基本に戻って、原点に立ち返って、町民から信頼される議会、町民の声を、町民の負託にしっかりと応える議会であります。このためには議論の質を高めていかなければなりません。深みのある中身の濃い議論をして、町民福祉の向上、行政サービスの充実を図りながら町勢発展につなげていきたいと思っております。我々は議員になるのが目的ではありません。その先にあるものは町勢発展の4文字であります。このことは、今井力夫町長をはじめ全ての役場職員と共有する共通の目的であります。二元代表制の中で立場は違えども、同じ目標に向かってまさに車の両輪のごとく、アクセルとブレーキをしっかりと踏んでハンドル操作を誤ることなく前進して行こうではありませんか。

また、今回、外山副議長を誕生させることができました。彼はこの4年間、町民に開かれた議会はどうあるべきかを常に考え、SNSやツイート、ITを使った情報発信を行い、議会の見える化を図ってきました。町民に信頼される議会、町民に開かれた議会、まさに理想とするところであります。

12人の議員全員が同じ方向を向いて、同じ目的達成のために歩みを進めていきたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りたいと思っております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について、同条第3項の規定により監査委員から報告があり、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○議長（福井源乃介君）

日程第4、行政報告を行います。初めに、町長から報告を求めます。

○町長（今井力夫君）

議場内の皆様、そして、ネット中継をご覧の皆様、改めましておはようございます。傍聴席で傍聴されている皆様におかれましては、公私ともに大変ご多用の中にもかかわらず、こうして本日の議会に傍聴に来ていただきましたことを誠に感謝申し上げます。今後とも町政に対するご理解、ご協力を賜りたいと思っております。本議会から、本町の新12名の議員をお迎えして、本議会がこのように開催できることは大変喜ばしいことだと考えております。

私の行政報告を行う前に、さきの台風9号、10号により日本各地においては、お亡くなりになった方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に

心よりお見舞い申し上げます、一日も早い復興・復旧を願っております。

また、今や全世界では2,900万人余りの感染者、そしてお亡くなりになった方が92万人を超しております。21世紀に入りまして、この新型コロナウイルスにより肺炎ほど、世界中の市井の人々に直接大きな影響を与え、生死や生活を左右したパンデミックはないのではないのでしょうか。新型コロナウイルス感染症は、幾つかの新たな問題を私たちに提起していると思われれます。

さて、本町におきましては、この感染症の広がりを抑えるために、各種イベントの中止や延期または町有施設等の休館などを実施してまいりました。町民の皆様には、多大なご迷惑をおかけしている中において、ご理解とご協力をいただいているところでございます。多くの関係者、町民の皆様には、この場を借りてお礼を申し上げます。

引き続きウイルス感染症に関する正しい情報を町民の皆様へ速やかにお伝えしていくとともに、旅行などの自粛やイベントの中止によって、地域経済の冷え込みが深刻化しております。国の地方創生事業やコロナ対策としての第2次交付金を活用した生活支援や事業者向けの特別金融相談窓口等の開設などの手だてを講じてまいっております。今後も国や県の動向や施策を注視しながら、知名町商工会議所などの関係機関団体と力を合わせながら、この困難を乗り越えてまいりたいと思っております。

国におきましては、菅義偉氏が第99代の首相に選出されました。総務大臣時代にはふるさと納税などの地方の財政再建にも大きく貢献され、地方重視の姿勢をしっかりと打ち出されていること、また、新型コロナウイルス禍の不況を受けた追加の経済対策につきましても前向きな姿勢を示しておりますので、今後の経済支援策にも、私どもは大いに期待をしております。

それでは、私の閉会中の行政報告を行います。

まず、6月20日、午前中に森山裕国会対策委員長、園田修光参議院議員と、知名町の低炭素化社会づくり、それから水道水の高度低減化につきまして、その進捗状況等説明し、今後の計画にご理解をいただくように進捗状況を説明してまいりました。午後からは自民党の鹿児島支部定期大会に参加をしまして、国のこれからのコロナ感染症に対する対策や施策等についての講話を聞いてまいりました。

6月25日、広域事務組合の第1回の臨時会及び運営協議会が与論町で開催されております。まず、専決処分をいたしました令和元年度の沖永良部与論地区広域事務組合の一般会計補正予算や、または令和元年度の沖永良部与論地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の承認を行っております。物品購入につきましては、本年度、

与論分遣所の消防ポンプ車の購入8,844万円について承認をしております。令和2年度の沖永良部与論地区広域事務組合の一般会計補正予算についても承認をしております。

それから翌日の6月26日には、与論分遣所におきまして運営協議会を実施しております。主な議題といたしましては、現在、和泊町と知名町が管理者になっておりますけれども、与論町長も管理者として任命できるようにしていくために、今後、課題を洗い出して検討していくということを共通理解を図りました。また、介護事務職員の時間外勤務手当につきまして、3%から4%に上げていこうということ、それから来年度は本署の工作車の購入につきまして、その準備を行っていくということ、それから3町におきます負担金の支弁方法について来年度から協議を進めていくということ、与論分遣所におけます救急救命士を1名、研修に派遣させていくというようなことを協議し決定しております。

また6月26日には、地方創生臨時交付金を活用し、町内の医療機関に対しまして、新型コロナウイルス感染症対策用の資材といたしまして、高性能マスクや防護服、それからシューズカバーなどを町内の3つの病院に配布しております。

6月29日に沖永良部空港ビル株主総会がシーワールドホテルにて開催されております。主な議題といたしましては、屋上デッキの転落防止柵の取替え工事をするように国土交通省より指摘を受けておりましたので、この工事を実施したということの報告を受けております。それ以外には、到着したときの手荷物引換え場所に、ドアの両側に柵を講ずるようという指摘もございましたので、これについても実施したということです。あと、レストランの空調機やロビーの正面、それからロビー内における防犯監視カメラを設置しているということ、それから令和元年度の決算書の承認を行っております。当期の純利益が173万4,928円となったということです。

第3号議案といたしまして、空港ビルの増築についてを議題にしました。平成24年度に増築しておりましたが、乗降客の増加と出発ロビーそれから到着ロビーの拡張や、手荷物受取場所にトイレが設置されていないというようなこと、また、混雑の解消を図るために拡張していこうということです。総事業費が5,629万5,000円というふうに試算されておまして、県の補助金を36.6%受けまして2,060万3,970円を県の補助を受けます。山田海陸航空(株)のほうで2,000万円を拠出すると、両町からは残りを折半して知名町からは785万4,000円をそれぞれ両町では払うというようなことで、沖永良部空港の拡張を行っていくことを確認しました。

続きまして、7月に入りまして7月2日には沖永良部広域事務組合、それからバス企業団、衛生管理組合から、両町に対してコロナウイルス感染症対策に役立ててほしいということで寄附をいただいております。

7月3日に衛生管理組合の臨時議会がございました。これは一般会計補正の第3号について審議し、予算の不用額を財政調整基金に積み立てるということ、それから屠畜場におけます特別会計の補正予算の不用額においても、財政調整基金に積み立てていくということを議決しております。

また、火葬棟の改築工事を進めなければいけなくなっておりましたので、これにつきまして、設計は武田建築事務所が行うということを6月5日に入札で決定し、6月22日にこの火葬棟の改築工事入札の結果、5,665万円で株式会社新協さんが落札しております。

また、台風等によりますこのような災害ごみの搬入について、以前から検討されておりましたけれども、平成30年10月の24、25号の台風の災害ごみをクリーンセンターで受け入れておりましたけれども、仮置場として使用しておりました保管庫も6日間で満杯になり、ごみの受入れを1週間停止しなければいけなくなった状況があります。これらのことを受けまして、今後、仮の保管場が満杯になり次第、災害ごみは各町において、それぞれの仮置場を設けて、一旦、その仮置場に災害ごみは置くと。クリーンセンター内のごみ処理が終了次第、仮置場からクリーンセンターのほうに搬入していくというようなことを取決めをしてあります。

7月15日には、知名町の建設有志会の皆様により、毎年、町内のボランティア清掃活動を行っております。毎年、梅雨明けに建設有志会の皆さんが、海岸清掃や樹木の伐採、水路の土砂除去などの美化作業をしていただき、町の少ない予算で手が回らないような箇所についての作業をしていただいております。大変ありがたく感謝しておる次第でございます。

7月19日、新庁舎の基本設計プロポーザル審査の第2次審査会を行っております。新庁舎建設におきましては、7月3日に12者の申込みがございまして、この中から5者を、設計図を基に選出しております。この5者を7月19日に第2次審査会として、あしびの郷において町民の皆様にも参加していただき、厳正に審査しております。審査の結果、最優秀の提案者に株式会社衛藤中山設計さん、優秀提案者に株式会社みのだ設計が選考されております。衛藤中山設計の提案は、フラワーホールまたテラスの間口の広い一体空間が町民や職員に心地よい空間と思われる、また、エネルギーの見える化を図り、町の重点施策であります省エネルギーの意識の向上を図ることができるなどの点が評価されております。

今後の基本設計に当たりましては、役場庁舎内におきまして、庁舎検討委員会におけるヒアリングやまちづくり町民会議などでの意見を参考にまとめ、その内容を町民にも公表してまいります。そして、町民から広く意見を求めるパブリックコメントを実施しながら基本設計を決定してまいりたいと思っております。今後の庁舎建設におけるスケジュールといたしましては、11月までには基本設計を終了し、令和3年5月までには実施設計を終えて、議会の議決を得た後、6月には工事を着工する予定でございます。そして、令和4年8月に工事が完了し、9月から新庁舎の運用を開始していく予定にしております。

7月20日、農業委員会の委員辞令交付式がございました。5月22日の議会棟におきまして、今回提出された委員候補者17名につきまして、選考要領に基づいて審査した結果、選任に関する規則第3条に規定する資格を有すると判断され、議会の承認を得て、辞令の委嘱状を交付しております。

7月22日、上城第3水源のさく井工事における地鎮祭を行っております。昨年度、町の単独事業において、上城におきまして浄水場近くで試掘した結果、良質の水源を確認できたために、本年度は300ミリの口径で本掘を行い、株式会社ユニオンと契約をし、実施することになりました。工事の安全を祈願し地鎮祭を実施し、工期は月末、9月末から10月上旬を予定しております。現在想定される水量は、日量4,000トンを確認できればなと思っております。この井戸が完成しましたら、水道水の硬度低減化事業について着手してまいり計画でございます。

7月28日に、市町村長会議が鹿児島でございました。これに併せて第6回奄美保健医療・地域医療構想調整会議もございました。

市町村長会議におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる各市町村の取組状況等について、奄美大島で作成しております警戒レベルを基に群島全体でも警戒レベルを作成していこうということ、それから奄美群島の医療体制の強化に関する要望を県や国に行うということを決断しております。

奄美保健医療・地域医療構想調整会議におきましては、令和7年、2025年に向けた対応の方針について検討しました。回復期や慢性期に他の介護保険施設の病床を増設していくことについて、各市町村の介護保険医療費の増加や患者さんの負担増を伴うので、これについては慎重に検討していくということと、それにつきましては、令和3年1月に再度、調整会議を開いて検討するというように決定しております。

7月31日、住吉地区の防災計画が作成され、その報告を町長室で受けております。今回、住吉字が、大規模災害が発生したときに交通遮断や火災などの同時多発

により、消防、役場などの公的機関が十分にその機能が発揮されない可能性がある
と、そのような事態におきましては、地域における自主防災組織の機能維持が大変
重要になってきます。そこで、自分たちの地域は自分たちの地域で守る、住民が主
体となって取り組む住吉地区防災計画を定め、平時からの備えの充実を図り、災害
時における自助・共助による地域の防災力の強化に努めるべく防災計画をしました
ということで、区長や消防団長の皆さんが報告に参りました。

続きまして、同じく31日には、町の糖業振興会の総会もございました。サトウ
キビ生産者において、サトウキビの高生産者に神崎兼三さん、高糖度農家池上鉄仁
さん、特別表彰といたしましては、100トン以上の株出しを55%以上された農
家に対しまして、黒貫の田畑則仁さんが奄美群島の糖業振興会より優秀農家として
表彰されております。

また、講演といたしまして、総会後に鹿児島県の農業開発センター専門員であり
ます黒木榮一氏によります「楽しんで儲かるさとうきび生産」という講演もございま
した。

8月5日、鹿児島におきまして、令和2年度の離島振興に関する懇談会がござい
ました。県内の離島市町村長と県の離島振興議員が一堂に会し、離島振興について
の意見交換をする懇談会でございます。開会に当たり、塩田康一鹿児島県知事によ
る離島を含めた政策方針についての簡単な説明の後に各離島から出されました
27の要望に対して提案する首長からの説明をし、県の当局からの回答をいただき
ました。

奄美地区からは、新型コロナウイルス感染症防止対策の体制強化について、積極
的な情報の提供を、それから感染症対策マニュアルの整備、医療供給体制の強化に
ついての要望などがございました。

私といたしましては、県道国頭知名線の知名町区間における歩道の完全整備と現
在月1回しか行われていない運転免許試験につきまして、月2回の実施ができるよ
うに要望いたしました。月に2回、免許試験の実施につきましては、昨年度から要
望しておりましたので、本年度、県警本部から沖永良部と徳之島において8月か
らは2回実施できるというような回答をいただきました。現在、本年度の8月から実
際に沖永良部においては、免許試験が2回実施されております。

8月6日、知名町の臨時議会がございました。これは令和2年度の知名町一般会
計補正予算第4号について、今回の補正は歳入歳出をそれぞれ2億7,814万
8,000円追加しております。総額にいたしますと69億7,219万
2,000円と定めております。

主な補正内容は、国の第2次補正予算で拡充されました新型コロナウイルス感染症予防対策並びに新しい生活様式への対応事業を提案してあります。これらについて、議会において承認をいただいております。

8月7日には、町民体育大会の実行委員会がございまして、本年度は残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止をせざるを得ないという各委員からの提案もございまして、中止が決定されました。

8月30日には、知名町の議会議員の選挙がございまして、ここにお集まりの12名の議員が誕生しております。

9月1日には、台風9号接近により、6つの字に避難者がおりましたので、副町長とともに避難所の様子を確認に参りました。

9月2日には、沖永良部家畜市場におきまして、9月の子牛の競りの視察を行っております。このときは入場頭数が399頭です。平均価格が7月と比較しますと、雌で4万3,078円減です。平均価格が58万474円となっております。去勢牛におきまして5,137円減になりまして、平均価格が62万6,918円となっております。

9月4日は台風10号が接近しておりましたので、11時に避難所開設の指示を出しております。16時には災害対策警戒本部を設置し、避難準備情報を発令しております。各字担当の役場職員には字区長と連携を取り、避難者の安全確保の指示を出しております。

9月5日、15時には災害対策本部を設置。町内に避難勧告を発令、副町長と今回、21字の避難所を確認し、役場内において対策本部に警察や関係機関との連携を密にしながら待機し、翌6日の12時には災害対策本部を廃止し、避難勧告の解除を行っております。

9月10日、九州電力所長と沖永良部漁業組合長と、台風9号、10号により破壊されました知名漁港での発電所への燃料を運ぶタンカーの接岸についての協議を行っております。今後、残っている岸壁を利用してタンカーが接岸できるのではないかとということで検討した結果、タンカー接岸時には港内に対するほかの船の出入りを全て止めて行うということを決め、9月20日に実際に第1回目の補給タンカーを接岸させてみましたけれども、十分接岸できるということで、今回、500キロリットルの重油の補充を行っております。

9月11日には、第38回知名町合同金婚式をフローラル館にて開催しております。本年度は9組の皆様が対象でしたが、都合により2組は欠席をされ、7組の金婚夫婦をお迎えしまして、ご家族、議長、区長さん、民生委員の皆さんも参加して

いただきまして盛大に金婚式をお祝いさせていただきました。

9月12日には、令和2年度の新90歳と100歳以上の長寿者の表敬訪問を実施しております。新90歳は39名、新100歳が5名、100歳以上がこの時点では9名ですが、体調不良や新型コロナウイルス感染症防止対策のために施設訪問を控え、この日は31名の長寿者の表敬訪問を行っております。なお、9月1日現在で、本町の人口が5,818名です。70歳以上が1,550名、町全体では26.6%になります。

9月14日、臨時会におきまして、新議長に福井源乃介議員、副議長に外山利章議員が選出され、各種委員会の組織もメンバーが決定され、新組織でスタートすることになりました。

以上で、私の行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（福井源乃介君）

これで、町長の行政報告は終わりました。

次に、教育長の報告を求めます。

○教育長（林 富義志君）

おはようございます。

それでは私のほうから閉会中の教育行政について報告いたします。

4月よりコロナウイルス対策で、大島地区それから県レベルの教育長会、それから教育関連研修会がほとんど中止になっており、報告するのが大変少ないですが、主なものについて説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。

6月19日、令和2年度の学校花壇コンクールを地域おこし協力隊を審査員に加えて実施いたしました。今年度は全ての学校で環境整備に力を入れてあり、どの学校が最優秀を取ってもおかしくないくらいすばらしい出来栄でした。結果的には、田皆小学校の3年連続最優秀ということになりましたが、これは昨年、食育及び花育に関して、JAあまみ知名事業本部と、それからJAあまみ青壮年部知名支部の3者で連携協定を締結した結果、緑のカーテン等、農協のJA青壮年部の皆さんが大いに学校に協力した結果だというふうに捉えております。それから、コロナウイルスにより学校が休業になったということで、先生方が全員で環境整備に力を入れたというふうに校長から報告を受けております。

7月7日、与論町の中央公民館で、令和3年度の公立高校生徒募集定員策定地区の説明会があり、南三島の行政、議会、教育委員会、PTA会長等が参加いたしました。今後の高校存続に向けて、課題、問題点について意見交換がなされましたが、

今年は特に問題となるような課題提起それから意見等はありませんでした。

7月16日、懸案である文化ホールあしびの郷の指定管理者導入に向けて、担当者の生涯学習課職員と徳之島会館を訪れて研修いたしました。徳之島会館は、約15年間指定管理者で順調に管理運営されております。町との管理運営契約がどうなっているのか、それから収支状況はどうなっているのか、関係資料を頂いて大変参考になる研修でした。

7月27日、午前中は大島教育事務所で教育行政意見交換がありましたが、内容については、令和3年、来年の管理職、校長、教頭の異動対象者についての調書に基づく教育事務所と教育長の意見交換です。

午後からは、奄美市役所で第3回大島地区教科用図書採択協議会が開催され、学校現場の声、それから専門的な調査研究委員による意見等を集約して、令和3年度使用の中学校全教科を決定いたしました。これに伴って各市町村においては、定例及び臨時教育委員会を開催して、16日までに議論、決定をして報告してほしいというふうにありました。

その後、引き続き4月に開催予定だった第1回教育長会議が行われましたが、ただ資料配付と若干の説明がなされた程度でした。

7月30日、第12回のこども議会が開催されましたが、今年も12名の質問者と中学生の議長13名の参加で、前日のリハーサルを経て行われました。今回はコロナウイルス感染対策で、16名しか傍聴できないという制限をせざるを得なかったため、大変保護者の皆さんには聞いていただけなくて残念でありました。内容的には、再質問するこども議員の子供たちが多かったため、大変よかったのではないかと思います。ただ一つ、前回もそうですけれども、今回も基幹産業である農業についての子供たちからの質問が一つもなかったということは、農業が子供たちに現時点でどのように映っているのかなというふうに、私としてはちょっと気になったところです。

8月5日、今年度より大島養護学校高等部沖永良部支援教室が、沖永良部高校内に設置されたことに伴い、現在1名が在籍しておりますが、県の義務教育課特別支援教育室の上國料室長が来島して、来年度の対象者、知名・和泊4中学校の特別支援学級に在籍する生徒の保護者、中学生12名が対象ですけれども、沖高で説明会を実施する前に、両町の教育委員会に情報連携のための挨拶と説明会が和泊町の教育長室であり、指導主事と参加いたしました。

8月7日、コロナ対策の一環として、今年度は、奄美文化センターのホールで第2回校長研修会、それから午後からは別室で第3回地区教育長会議が開催されまし

た。教育長会議においては、指導課から日本復帰記念大島地区中学校弁論・英語暗唱大会について、英語暗唱の部を取りやめてショートスピーチの部のみで審査して、令和3年度の大会より、名称も「日本復帰記念大島地区中学校弁論・ショートスピーチ大会」と変更して行うというように報告がありました。理由としては、もう暗唱して発表する時代ではないと、自分の考えを英語で自由に表現して話す時代であると。県は30年度より「トピックトークコンテスト」と名称を変更して実施しております。よって、沖永良部地区も来年度より、この名称を変更して行うことになると思います。

8月18日、和泊町役場会議室で、第5回感染症危機管理沖永良部現地対策協議会が開催され出席いたしました。今回は、各地区で設定されている警戒レベルについて各関係機関から意見を聞いて、沖永良部島内の警戒レベル（案）を策定することにいたしました。奄美大島と徳之島地区が5段階レベルに対して、沖永良部は4段階といたしました。この段階レベルに沿った各業種の実施例、学校とか各種イベントの取扱い等は事務局のほうで作成して、後日、委員の承諾を得て決定することになりました。ちなみに、沖永良部は警戒レベル2ということになります。

9月8日、第30回生涯学習フェスティバル実行委員会が開催されましたが、このフェスティバルの開催は、通常、毎年関係する機関で組織する運営委員会でまず協議して、実行委員会で承認をしてもらうという方法を取っておりましたが、今年度はこのコロナ対策で、まず、できるのかできないのか、やるのかやらないのかというのを決めてスタートしたほうがいいということになり、先に実行委員会を開催いたしました。各委員の意見を聞いた結果、式典それから展示部門を規模縮小してコロナ対策を講じて実施するというように決定し、実施案については、今後、運営委員会に一任をするということになりました。

9月10日、午前中、7校の校長先生方の業績評価の中間面談を行い、午後からは令和元年度の教育行政評価会議を行い、2名の評価委員に評価報告書を点検していただきました。結果、本日、この議会定例会に報告したいと思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（福井源乃介君）

これで教育長の行政報告は終わりました。

以上で、行政報告を終わります。

△日程第5 報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告第6号

○議長（福井源乃介君）

日程第5、町長から提出のありました報告第3号、令和元年度健全化判断比率について、報告第4号、令和元年度資金不足比率について及び報告第5号、おきえらぶフローラル株式会社経営状況について並びに教育長から提出のありました報告第6号、令和元年度教育委員会活動の点検・評価報告書については、それぞれお手元に配付のとおりであります。

△日程第6 一般質問

○議長（福井源乃介君）

日程第6、一般質問を行います。通告に従って、順次発言を許可します。通告1番、今井吉男君。

○11番（今井吉男君）

おはようございます。多数の町民が議会傍聴していただき、誠にありがとうございます。

議席11番、今井吉男が、次の4点について一般質問を行います。

まず1点目、新型コロナウイルスの影響による町内支援策の継続について。

新型コロナウイルス感染症の影響で飲食業をはじめ観光業や農業関連で収入が減少した町民に対する継続した支援策を構すべきではないか。

2点目、ICTを活用した学習環境の早期構築について。

児童・生徒の学力向上の一環で、児童・生徒に端末を1人1台ずつ貸与して、自宅でもオンライン学習の構築を早急にすべきではないか。

3点目、集落公民館への道路改良について。

集落の公民館は、台風や地震等の災害発生時における避難所に指定されているが、田皆コミュニティーセンターは、県道からの道路幅が狭い上、急カーブがあり、消防車や救急車等の通行に支障を来している。ふれあい会館から直線で道路改良はできないか。

4点目、町営住宅建設の町内分散化について。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、今井吉男議員のご質問に回答してまいります。

ただ、大きな問題の2につきましては、教育委員会所管事項ともなりますので、

教育長が回答します。

まず、新型コロナウイルスにつきます町内の業者等への支援についてはどう考えているかというご質問ですけれども、商業関連につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたしまして商業者等事業継続支援補助金、それから観光業継続支援補助金を支給しまして、また、知名町ががんばる応援券につきましては11月30日まで使えますので、引き続き町内における対象事業者や町民の消費の喚起、下支えが行われているものと考えております。

今後の継続した支援につきましては、国におきましては、GoToトラベルやGoToトラベルに伴う地域クーポン券事業の実施や、GoToイートの実施、県においても飲食店及び宿泊施設を対象としました感染防止対策支援事業などが実施されますので、それらの様々な継続した支援策を講じてまいりたいと思っております。

農業関連につきましては、収入が著しく減少しております花卉生産農家に対しまして地方創生臨時交付金を活用し、4月、5月の単価低迷期の補完といたしまして給付事業を実施しております。本町生産のバレイショをはじめとする野菜関連の単価につきましては、昨年並みもしくはそれ以上の単価で販売されており、今後注視すべきは、今期の販売が始まる冬季からの各生産物の販売単価であり、その実態に応じて国や県の施策とタイアップして支援策を講ずることになると考えております。

大きな設問の3番に入ります。集落公民館への道路改良につきまして。

令和元年第4回知名町議会定例会の答弁と重複いたしますけれども、ご指摘の町道田皆屋古仁屋線は、道路幅員が狭く車両の離合に困難を来しておりますが、緊急車両の通行は可能となっております。

旧田皆公民館の解体が行われれば、線形不良区間の解消は可能になると思っておりますが、現在、町内では2路線の道路改良事業を実施しており、同時に3路線の改良工事の実施は、人員や財政の面からも厳しいものがありますので、1路線が完了した際に、必要性また重要性、緊急性、効率性等の評価を行い検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな設問の4につきまして、町営の住宅の町内分散化につきまして。

移動手手段の少ない高齢者また若者は、生活の利便性が高い知名付近近辺への居住を希望する傾向が高くなると予想されております。今後、人口減少が進む中で知名字に人口が集中した場合、集落の活力は低下し、集落機能の存続が難しい集落が発生することが考えられますが、集落の消滅は人口減少をさらに加速させると予想されるため、地域社会活動の基礎となる集落の活性化は、町の活性化にとって重要で

あると考えております。

しかしながら、近年の公営住宅申込みの約半分が知名字であり、知名字以外の集落の住宅は入居者が決定しづらい状況となっております。そのため、住宅を町内分散にした場合に空き室が発生することが懸念されております。町営住宅の建設時には、このような状況を勘案し、十分に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（林 富義志君）

それでは、今井吉男議員の大きな2番、ICTを活用した学習環境についてお答えいたします。

現在、ICT環境整備としてGIGAスクール構想の実現に向け、各小・中学校でのネットワーク整備や、児童・生徒1人1台端末と教師の端末整備も含め実施しているところです。

端末については、校内のネットワーク整備と並行して整備を進めておりますが、各小・中学校の校内ネットワーク環境で端末の各種設定を実施してから導入となることから、端末のみの導入を先行することはできない状況であります。

しかし、ICT機器の利用活用促進及び家庭の理解や、それからICT機器を利用した学習定着を向上させるためには、家庭でのオンライン学習の構築は必要と思われるため、本町のセキュリティーポリシー、安全対策・安全計画について慎重に検討してまいりたいと思っております。

○11番（今井吉男君）

それでは、順を追って再質問をいたします。

町長の答弁と併せまして、さきの6月定例会での質問も併せて確認をしていきたいと思っております。

国民1人につき一律10万円を給付する特別定額給付金については、6月の議会では、町民の5,832名中5,600名、97.5%が給付済みだということで、残り147名がまだ給付できていないということでしたが、その後、全員に給付ができたものかどうか確認いたします。

○総務課長（瀬島徳幸君）

最終段階での支給済み件数をお知らせいたします。対象件数が、世帯が3,026世帯のうち3,010世帯、99.5%、人数は5,839人対象のうち5,818人、99.6%、金額にして5億8,180万円、99.6%の支給率となっております。

○11番（今井吉男君）

残りの0.4%の皆さんはどうして支給できなかったんですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

未申請者の内訳です。1人世帯で死亡の方が2名、行方不明の方が1名、宛所不明の方が1名、転居されていた方が1名、そして申請をしなかった方が7名、計12名です。

○11番（今井吉男君）

それと、6月定例会の中で、議員と町三役の報酬及び給料をカットして、カット分を新型コロナウイルス感染症の収入が減少した事業所や町民に充当すべきではないかということでありましたけれども、当時試算したところ、3か月分で総額171万6,600円になりますが、その金額はどういうふうに支援策として活用されたかどうかお伺いします。

○総務課長（瀬島徳幸君）

具体的にどの事業にということではございませんが、新型コロナウイルス関係で地方創生臨時交付金、その中に一般財源を投入している部分で、それぞれのところに充当してございます。

○11番（今井吉男君）

次に、収入減で生活が困窮した皆さんの地方税等の猶予や免除という件もお伺いしましたが、件数等、どれぐらいの町民、事業所が申請されて、その結果、何名、何件の皆さんに猶予または免除されたのか伺います。

○税務課長（榮 照和君）

地方税の猶予制度がありまして、20%減少した方が対象でしたけれども、猶予に関しては、現在のところゼロ件です。というのは、相談はありましたけれども、相談内容を聞いて何とか納めますという形で、猶予を受ける方はいませんでした。国民健康保険税のほうは、申請者が3名おりまして、合計で約80万円ほどの減免を受けております。1名の方が今申請中であります。

以上です。

○11番（今井吉男君）

これは、いつまでとか期限は区切っているんですか、この申請期限。

○税務課長（榮 照和君）

猶予のほうは令和3年1月31日までです。そして、国民健康保険税の申請のほうは令和3年3月31日までです。

○11番（今井吉男君）

それでは次に、農業のほうで確認したいんですが、国の令和2年度第2次補正予

算の中で、農業関連の支援事業が何点かありますが、実際に農家または事業者が申請をした件数と金額が分かれば伺います。

○農林課長（安田末広君）

先ほど町長の答弁にもありましたように、地方創生臨時交付金のほうで花卉農家のほうに2,400万円ほど給付してございます。それから、持続化給付金というのが各事業者あるわけですけれども、これは国との直接やり取りになっていまして、農林課というか、市町村のほうでは把握できないシステムになっております。

それから、高収益作物次期作支援交付金というのがございますけれども、現在のところ180戸程度の農家で1億6,500万円程度の申請をいただいております。

それから、経営継続補助金というのもございますけれども、これはJAのほうでの受付になっておりまして、件数としては15件ほど農協としては申請しているというような情報を得ております。

以上です。

○11番（今井吉男君）

いろんな制度がありますけれども、もっと周知を徹底していただいて、中にはそういうのができるというのを知らない方が多いですので、ぜひ、この新型コロナウイルスもいつ終息するか今のところ見通しが立ちませんので、今後ますます農家の経営も厳しくなると思いますので、この制度、第2次補正予算の中でも見ますと、たくさん農業関連があります。畜産関係も、肉用牛生産の奨励金とか経営継続補助金、先ほど課長が言った高収益作物次期作支援とかいろいろありますので、ぜひ、農家の皆さんに丁寧に説明をして、これは国の制度ですから、ぜひ国の制度を大いに活用して農家を支援していただくよう、今後、農林課のほうには要請をしておきます。

次に、この新型コロナウイルスの関係で、本町唯一のホテルでありますフローラルホテルの経営が大変厳しくなりまして、さきの6月定例会では、家賃、建物使用料の月額200万円を、上期6か月分を免除するということではありますが、現在の状況を見ましても、宿泊客それから町内の各種イベントがほとんど中止になったり行われていない状況で、ホテルの経営大変厳しいようでありますので、下期の6か月分の建物使用料、家賃については免除ができないものか。町長、いかがですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

フローラルホテルの家賃につきましては、月額200万円のところを今100万円と半額にしております。一応上期は半額、下期につきましては、毎月、定例の経営会議を開催しておりますので、その会議の中で判断することとなると思います

が、現在、家賃支援給付金という国の支援給付金があります。これは6か月間最大600万円の支援がありますが、これは家賃を払っていないともらえない支援金でございます。なので、今現在半額にはしておりますが、月100万円を払っていただいてその支援金を頂くという形で、現在、その家賃支援給付金の申請を国のほうにしているところでございます。

○11番（今井吉男君）

6月の答弁では全額免除ということもありましたが、先ほどのその家賃を払わないと支援を受けられないということで100万円は家賃をもらっていると。といいますと、その支援金を100万円分の支援はそっくりもらえて、結果的にはゼロということですか。支援金も100万円あるんですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

家賃支援給付金につきましては、上限が600万円でございますけれども、計算方法がありまして、フローラルホテル家賃100万円で計算しますと、最大6か月分370万円ぐらいもらえるという計算で申請をしているところでございます。

○11番（今井吉男君）

下期についてはどうですか、9月以降の来年の3月までの。

○企画振興課長（元栄吉治君）

下期につきましては、まだ通知がございませんので、もし下期につきましても同じような支援がありましたら、申請したいと思っております。

○11番（今井吉男君）

今、ホテルには約40名の従業員がおりますので、その雇用を維持することが町の活性化につながりますので、いろんな国の制度を活用して、支援をしてホテルが閉鎖とかならないように、行政のほうでもいろんな事業を取り入れて、ぜひ本町の唯一の、1軒しかありませんので、守っていただきたいということを要請して終わります。

次に、2のほうにいきます。

2番目、先ほど教育長はLANの件を言われましたが、町長の令和2年度の施政方針の一部を読み上げますと、町内全ての小・中学校に校内無線LANと児童・生徒1人1台の端末を整備し、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、今後の社会発展の鍵となるICT分野の人材育成に努めてまいりますということであっていただいておりますよね。町長のこれ、読まれていますか、施政方針を、教育長。

この内容をちゃんと町長は3月の定例会で施政方針として述べておりますが、全

然、教育長の答弁はLANができていないとか何かそういう話を校内のをやるということをやっていますので、もう進めなきゃいけないと思うんですけども、いかがですか。

○教育長（林 富義志君）

それに沿って、現在、各学校7校全部、校内のLAN整備をもう既にスタートしているところです。

○11番（今井吉男君）

これは今年度中に完了するんですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

各学校へのネットワークLANの整備につきましては、9月17日に入札を行いまして、現在、ネットワークの構築に向けて作業を進めているところです。それから、児童・生徒1人ずつ端末を整備する事業ですが、県が共同調達として選定いたしました業者と、現在、仮契約を結んでおります。

今回の議会で、議案第73号で物品売買契約の締結の提案をしております。工期としましては、ネットワークが3月1日まで、端末の整備につきましては3月10日を工期と予定として、現在、計画をしております。

○11番（今井吉男君）

計画中ということで、今年度中には全部完了して、児童・生徒に1人1台ずつは端末を全部与えられると、貸与できるということになれば、家庭での学習も可能になると思います。一番心配するのは、このコロナの関係で、学校間の学力の差が出ているんじゃないかと。多分、今度また全国の一律の試験の結果を見ないと分かりませんが、恐らく、これがきちんとできている学校とできていない学校、家庭学習の、よく言われますけれども。恐らく知名町の児童・生徒の学力は低下しているんじゃないかということが大変危惧いたしまして、この件を取り上げましたが、国のほうでも来年度中にはデジタル庁を新設するというので、国会のほうでも取り上げられております。それに併せて一日も早く、地方とのいろんな学力の、もしくはこの機器の導入とかが格差ができないように、ぜひ頑張っていたきたいと思いません。

次に、3番目にいきます。

9月のこの道路の改良の件につきましては、町長は緊急車両の通行は可能だということで、これは一方通行であれば可能ですよね。だけど、対面で来た場合に、どちらかが道を譲らなければ通行可能じゃありません。あの路線では、その道を譲る場所がないんですよ。県道までの間、カーブもありましてね。それは通行ができる

といえば、それは言えないと思います。もし消防車とか救急車が対面から何台か来た場合、ここで時間がかなりかかります。そのためには離合ができる場所が、あそこ300メートルぐらいですか、コミュニティーセンターから県道まで、途中で急カーブもあります。その辺はどういうふうに考えておられますか。

○町長（今井力夫君）

緊急自動車が接近してきたときには、道路交通法の中にも、交差点等においては一時停止をして待たなきゃいけないということになっておりますので、あの狭い道路の中で交差点と称されるところが前後にございますので、対向車においては、緊急自動車の接近のサイレンの音を聞いたり、その光を見たときには、緊急自動車の走行を妨げてはならないというふうになっておりますので、あの狭い道路で離合する必要はないだろうし、町民においては、緊急自動車の走行に協力的に対応していかなくちゃいけないという、そういう町民の緊急自動車に対する対応能力というか、譲っていくというようなそういうものを我々もまた醸成もしていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○11番（今井吉男君）

サイレンが鳴って、どこに入って来るということは予想できません。実際に、救急車が集落内を走っても、どこに向かって、どこのおうちに行くのか、全く確認が取れません。それを今の道路において譲るべきというのは、入っているのをどうして譲るのか、どこに離合すればいいのか、車が進入しているのを。進入する前に分かればいいですよ、放送でも、今からどこどこへ向かいます、そこを空けてください、それもただ緊急車両のサイレンの音しか聞こえませんのでね。そういう場合はもう入ったどちらかがバックするかしないと、これ緊急車両の用を足さないと思います。時間かかります。

○町長（今井力夫君）

今ご指摘の道路は、2軒ほど家が並んでおりますけれども、その前後には交差点がございますので、当然、緊急自動車が来た場合には一般車両のほうが道を譲っていかなくちゃいけませんので、あの時点で、あそこの道路の40メートルぐらいあるあの車間、あの距離の間で、確実に目視できるわけですので、そうすると対向車としては、必ず緊急自動車の道を譲らなければいけないのではないかなと思います。そうしたときに、あの近くにある、例えば東さんの家のところにある交差点で道路を譲るなり、または旧公民館のところにあります交差点等で緊急自動車の道を譲っていかなくちゃいけないというふうに私は思います。

○ 1 1 番（今井吉男君）

緊急車両、時間との勝負ですので、道路としていいのは、やっぱり離合ができるのが一番。道路整備としては、これは造らない理由としか受け取れないですけど。あと1メートル広げれば離合ができます。ですから、あの1メートルを何とか広げることができないか、また、あの急カーブの補整ができないか、再度お伺いします。

○建設課長（平山盛文君）

現在、県道から田皆コミュニティーセンター間約130メートルか40メートルの間においては、最初、旧田皆公民館のカーブが1か所と、あとは直線でつながっていると思われませんが、ただ距離的な面からいいますと、議員のご指摘のとおり、田皆ふれあい会館のほうから旧田皆公民館を通ったほうが線形的にも直線で行けるかなと思われまます。そのとき、田皆コミュニティーセンターの線形の改修は可能かなと思っております。

以上です。

○ 1 1 番（今井吉男君）

今、課長が言われた線形のほうが直線で一番カーブもないんでいいんですけども、どちらの路線にしても改良が必要だと思えます。

9月10日付で田皆集落の区長が要望書を提出されて、その中で台風9号の襲来時の避難世帯が11世帯で20名、台風10号の襲来時の避難者数が102世帯で203名というふうに、やっぱり災害等が発生した場合は唯一の避難場所となっておりますので、ぜひ早急な道路改良を要請して、次にいきます。

4点目、町営住宅の建設について。

これは関係課のほうから、建設課と教育委員会から町営住宅及び教員住宅の校区別の戸数の資料を頂きましたが、見ますと、ほとんど70%は知名小学校区に集中しております。それは児童数が多い関係もありまして、それに伴い教職員が多いということもありますけれども、やっぱり、第6次知名町総合振興計画の中では、一番メインになっているのは、21集落の活性化がないと、存続がされないと町の将来の振興発展はないというふうに位置づけておりますので、ぜひ小さい集落にも住宅が必要だと考えます。一極集中だけでは、やっぱり集落の存続はが見込めませんが、今後の住宅建設の中で、地方というところとちょっと弊害がありますけれども、町内一円に分散して建設ができないものか。

田水団地とかも老朽化で建て替える時期に来ておりますが、あの戸数をそのまま田水団地にするのではなく、一部をほかの集落に回すとかいうふうに検討する必要があると思えます。いかがですか。

○建設課長（平山盛文君）

ご指摘の町営住宅の分散化についてですけれども、今現在、町営住宅の管理戸数が236戸ありまして、人口の推移からしますと、10年前と比べると約1,000人減少しております。

今後、知名町公営住宅等長寿命化計画の中では、管理戸数を減らす方向で一応計画しております。というのは、当然人口も減るということと、単身世帯がかなり増えてきたんで、単身世帯向けの住宅を今後計画していこうかなと思っております。それと、あと分散化した場合、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、申込者が仮にいなかった場合とか、空き家が出た場合の対策がまだ今のところ対策が取れない状態なので。

それと、あと当然分散化した場合は、個別の集合住宅じゃなくて、長屋形式のそういう形になるかと思っておりますけれども、ただ地区の皆さん方の協力というか、当然、町有地がございませんので、町有地の確保、それからインフラの整備状況とかを確認して、敷地の選定はいかざるを得ないと思っております。その点、うちとしては、今後はやっぱり減少の方向で、管理戸数を減らしていく方向で、また維持管理費もかなり高額、毎年予算を投入していますので、その点も踏まえて減少の方向で、そのときに分散型も一つの手だと思いますけれども、こういう今の現状からすると、なかなか分散もしづらい状況にあります。

以上です。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

教員住宅の建設につきましては、令和2年3月に住宅の配置についての検討を行うために、ある業者さんと契約を結んでおりまして、令和元年度末にその成果が出てくる予定でしたが、残念ながら、その成果が出てこない状況になっております。引き続き、その配置の分散につきましては、今年度においても引き続き検討していく予定としております。

○11番（今井吉男君）

町の中心地の知名集落や小米集落においては、民間の家賃が5万円、6万円でも入居しております。それを地域のほうに、この値段で、同じ規模で建てても入っておりません。ですから、民間活力を利用して、中心部のほうには民間の皆さんに頑張ってくださいと。その分、町営住宅は地方とか地域のほうに分散するという方法をやっぱり検討していかないと、同じ建物でも、田皆辺りで五、六万円では入る人はいません。これは、町のほうを希望する皆さんは民間の住宅に入っていますから、また民間の業者、家主をお願いをして頑張ってくださいと。その分、町営住宅は分

散するという方向にやっぱりもって。

その入居しないという理由の中には、独居老人とかも大きい部屋にあります。そういう形の要望を聞いて、その要望に合った住宅を今後建てていかないといけないと思いますが、建設課長、いかがですか。

○建設課長（平山盛文君）

重複しますけれども、今後、長寿命化計画の中で人口減少も想定されるので、住宅の管理戸数は、町としては減らす方向で進めていきますけれども、その中で今後、田皆団地の建て替え、それ以前の住宅に関しては用途廃止などをして管理コストを減らす予定としています。尚かつ、田皆団地に関しては、今の70戸を半分程度に減らして、その分で人口減少の分を補おうかなと思っています。

それとあと分散した場合、各集落に分散というのは、それだけ分散するとまた新たに管理コストが増えるわけなので、実際、田皆団地の建て替えを減らした分をそのまま目標管理戸数としているので、なかなか分散のほうに……。確かに今、議員がおっしゃるとおり、子供たちのいない集落とかそういうのがあると、今後の字の運営等々がいきづらくなると思われるので、確かに敷地等がまず確保されれば、検討の段階に行けると思うんですけれども、今現在ではなかなか敷地の確保とかそういうのができていませんので。分散化のほうは、確かに要望は当然聞いて、それに合うような形ではやっていきたいと思っています。

以上です。

○11番（今井吉男君）

分かりました。

教員住宅についてお伺いします。

学校長と教育長が、地域と学校とよく言われますね。学校と地域の連携があって、子供たちの学習面とかいろんなそういう連携が取れるということを言われますが、最近、地域の皆さんは、小・中学校の先生の顔を知らない、校長の顔も知らない、名前も知らないという方が増えております。それが何かというと、教員住宅が校区外にあるものですから、この校区内の行事やボランティア活動に先生方の姿が見えないんですよね。先生方は、それは楽かも分かりませんね、そういうのは出なくていいから。

その辺も兼ねて、やっぱり校区の地域と学校というのは、地域の皆さんは、よく小学校、もう本当に集落内の一つの大きな施設というか、いろんな学校がないと、やっぱり地域の皆さんも地域が寂れるといろいろな声がありますように、いろんな活動、ボランティア、行事に参加しております。その反面、教職員は地区校区内にい

る皆さんは参加します。校区外に住んでいる皆さんはほとんど顔を出さないものから、先生方の顔を知らない。顔も名前も知らない。特に今年度は新型コロナウイルスの影響で歓送迎会もありませんから、学校の行事も自粛傾向で、ほとんど先生方との接点がありませんが、これを除いても校区内に住んでいただくような手だてをしないといけないと思いますが、いかがですか、教育長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

教員住宅の配置につきましては、今年度も引き続き検討していく予定としております。現在も、校区内に住まわれずに校区外に出ておられる先生もいらっしゃるということも聞いております。やはり校長先生を中心に、それぞれの校区の地区で活動をさせていただくようにと、今後をお願いをしまいたいと思います。

○11番（今井吉男君）

令和2年2月9日付で、大津勘字の今井秀文氏から議会へ提出された陳情第3号、大津勘集落内に教員住宅等の建設要望書というふうに提出されておりましたが、去る6月定例会でこれが採択されました。ぜひ、その土地にもし教員住宅を造るのであれば、その土地約180坪ぐらいありますが、それを町に無償で提供したいということです。大津勘字には全く町営住宅、教員住宅もありません。やっぱり集落の人口戸数の減っていくのを大変危惧されて、そういう思いもあって無償提供するという声が上がっていますので、それをぜひ活用していただいて、来年度に2戸か3戸か、この面積でいうと2戸はできると思います。ぜひ、どうですか、課長。来年度中に大津勘字に教員住宅を造るといふ、土地は無償ですから、建物だけ、できないですか、いかがですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

貴重な土地を提供していただけるということで、また、現在、大津勘字には教員住宅は一戸もないということです。仮にできたとなると、住吉小学校あるいは知名中学校の先生方が住まわれることになるかと思います。また今年度も引き続いて、先ほども申し上げましたが、教員住宅の町内における配置につきましては検討を進めております。それに基づいて、年次的に建設をどのように進めていくかということを検討をしまいたいと思います。

○11番（今井吉男君）

この件、やっぱり戸数が減っていく、人口が減るということを危惧されて、そういう土地まで無償で供与するということまで至っておりますので、それは十分にその地権者の意を酌み取っていただいて、来年は駄目でも再来年は造るといふ計画を立てていただくよう要請しておきます。

ずっと皆さんの住宅に対する答弁聞いておりますと、この第6次知名町総合振興計画というのは、もう出来上がっております。今年度から向こう7年間の町の振興計画ですので、その中で位置づけているのは、先ほども言いましたが、現在21集落ありますが、その存続をやっぱり一番頭に主眼として置いております。その21集落が存続することが、知名町の将来の発展につながるというふうにちゃんと明記されておりますので、それと全然矛盾していますよね、皆さんの言っている答弁は。全然あれは、ただ一つの絵に描いた餅みたいな感じですかね。この重要性をどういうふうに考えていますか、第6次。企画振興課長、一番担当課の。これをきちんとやっぱりしていただかないと、整合性が取れないですよ。集落を守るのであれば、世帯数を維持して人口も維持しなければ、将来、誰もいなくなったらもう集落を守れませんので、その辺の整合性はどのように考えて、この計画書を作成されたか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

第6次総合振興計画におきましては、今、議員のおっしゃったとおり、21の字が今後とも存続して輝くように事業計画をしておりますが、21それぞれの字、例えば、全部の字に町営住宅を造るとか、公園を整備するとか、それはなかなか難しい状況でございます。総合振興計画は、総合的に町の考え方を示しているものでもありますので、それぞれの字にそれぞれの施設があれば大変好ましいとは思いますが、なかなかそういうわけにはいきませんので、全体的に見て、町民が幸せに感じるような計画にして、実施していければと思っております。

○11番（今井吉男君）

やっぱりこの振興計画をもう何年かかけて練りに練ってつくっておりますので、いろんなアンケート調査したりして出来上がったんですから、もうこれは始まっています。でも、初年度からこういう考えではいけないとは思いますが、やっぱりきちんとした目標を持っていますんで、21集落が輝かないと知名町の将来はないとうたわれていますので、そのためには21集落の世帯数、人口を維持していかないと、人口が地方に集中していけば、徐々に人口が減って戸数が減ってくれば、その集落は消滅するということがもう目に見えていますので、そういうことがないように。多分、その思いで第6次総合振興計画も21集落の存続ということをメインにうたわれていると思いますので、それはやっぱりきちんと守っていかないと。

初年度から今みたいな答弁していきますと、終わった7年後には、もう集落が減ってくるんじゃないかと思って一番危惧しますので、ぜひいろんな住宅を造るにしても、全体にバランスよく、町全体に人口が、今の世帯が守れるような方策を取っ

ていかないと、町にばかり全部希望するから、じゃ、町の中心地に住宅を造るという考えじゃなくて、中心のほうは、先ほども言われたように家賃を高くしても入りますので、中心のほうは民間の活力を活用していただいて、なかなか民間の事業者が造らないような地に町営住宅を造っていくという方向で、やっぱり今後はやっていかないと、集落の世帯や21集落は守れないと思いますので。

最後に町長、いかがですか。総合振興計画、これは町長もやっぱりそういう思いで作成されたんですか、どうですか。途中から参加したから関係ないんじゃないですよ、どうですか。

○町長（今井力夫君）

第6次総合振興計画は非常に密に関わらせていただきましたので、その中で私のほうで、21字の活性化、輝きというのは、確かに議員おっしゃるように、人がいなければそこに活性化が生じないというようなものも一つの考え方の中にあると思います。私が今思っているのは、今いる人たちが、今、自分のところで何ができるのかと、それを真剣に考えていかないと字の活性化はないんだと。ほかの字にない文化、伝統を持っているんだったら、それを絶やすことなく、その字民一致してそういう文化的なものをどう保存していくのか。または、県道沿いのいろいろな人が通るところの花園とかそういうものをきちんと整備していくことによって、ほかの字よりも自分の字はきれいだと、住みやすい場所だと、それを一人一人がどう成し遂げていくかというのに私は重点を置くべきだと思っております。そういうふうな気概を持った住民がいるところに、私は黙っていても人は集まってくると思うんです。

ですから、私が今一番、町民の方と一緒に取り組んでいきたいのは、自分たちの字は自分たちの力でつくり上げていくんだと。その一つが、例えば環境問題にしる、道路沿いの花園にしても、字の公民館周辺の整備にしても、したがって、どうつくり上げていくか、じゃ予算がないのでどう対応していくかということで、先般、区長会の中では、各区長たちが、今、自分の字をどうつくりたいのかと、そのつくりたいアイデアがあったら出してくださいと。最初、私は2字分の予算しか組んでいませんでしたけれども、7字の区長さんたちが提案書を持ってきましたので、非常にうれしいと。これぐらい区長さんたちが熱い思いを持って自分の字をこうつくり変えていきたいという提案を7字が出してきましたので、今回の補正予算の中にも、私は各字から出されたこの残りの5つの字の分も予算を組むべきであると。そうしますと今回7字が出してきましたので、21字ありますので、3年間を通して各字全てに応援できればなど。

ただし、奄振もそうですけれども、上からお金が下りてくる時代はもう終わっている。我々、市町村も奄振の事業取るためには、私どもはこういう今までにはないこの事業をしますのでぜひ奄振を知名町にくださいということで、私は低炭素化社会をどうつくり上げていくか、これからの21世紀は環境の世紀だと言われている、したがって、これに前向きに取り組んでいくので予算を配置してほしいということで、今回、低炭素化に向けての実験費用としてかなりの金額を頂いております。

各字においても、区長さんを中心にいろいろな団体があります。役員会の中で、私の字はこういう字をつくり上げていきたいんだと、これが私の字の一番の輝きだとそういうものを、まず、今できるものを自分たちの力でやっている、そこに、じゃ町として何を手助けが欲しいのかと。先ほど大津勘の皆さんからは、確かに教員住宅を建ててほしいという、土地は提供します、大変ありがたいお言葉をいただいている。我々もそれに対してどう対応していくかというような、字がそこまで考えているんだったら、じゃ町としてはそこにどう乗っていくかというようなことは、非常に大事なことだと思っております。

今、議員が力説されている人の減少というのも、そこには当然考えていかなければいけませんよということですので、その人の減少をどう我々も食い止めていくのかと。住宅を造ることも一つの策、私は、もう一つは、各字にいる一人一人がどう自分の字をつくり上げていくのかという熱い思いがもう一つの面で必要じゃないかなと思っておりますので、その両面を併せまして、今、議員からのご提言もございましたので、いろいろなものを総合的に考えて進めてまいりたいと思っております。

○11番（今井吉男君）

町長がきちんとやっていただけるということを聞きましたので安心しました。第6次知名町総合振興計画も、初年度から、これまた来年は見直しをしなければいけないのかなと心配しましたが、町長の答弁で、大津勘字にも来年か再来年度は教員住宅できるものということを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（福井源乃介君）

これで、今井吉男君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後1時から再開します。

休 憩 午前11時41分

再 開 午後 1時00分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告2番、奥山雅貴君の発言を許可します。

○2番（奥山雅貴君）

皆さん、こんにちは。初めてなので、言葉遣い、態度、意識してしっかりと行えるように努力します。

議席番号2番、奥山雅貴、一般質問を行います。

大きい1、台風接近時及び災害について。

①令和元年に台風24号、25号と接近し、本年も8号と9号と接近し通過しましたが、その前後1週間から10日間ほど、南三島は定期船が抜港し、生鮮食品や生活用品及び建設資材等が入荷できていません。三島6町の首長が話し合い、海上自衛隊と協定を結び、輸送艦の運行をお願いできないか。

②本年、台風8号、9号と連続接近し大雨が降り、農地の土が流された状況が町内全般に見受けられ、農家は非常に困っております。町としての対処はどうするのか。

③町内に廃屋や危険な状態の家屋が見受けられます。台風接近時には非常に危険ですが、町として名義人の方に連絡はしているのか。また、連絡がつかない家屋は、今後どのように対処するのか。

④台風接近時に停電が発生しますと各家庭で氷が不足すると聞くが、知名漁港の製氷機は壊れたままになっております。修理をするのか、新設するのか伺いたい。

大きい2、知名町の運営について。

①株式会社知名町という思いで運営していくと3年前に言われましたが、知名町の収入源はどうなっているのか。

②企業誘致も考えていると言われましたが、誘致できる場所が本当にあるのか。

③就任直後に町長は国会に行っていますが、行った目的と結果を教えてください。

④町からの子育て支援出産祝い金が商品券と聞きましたが、これに対し喜んでいる町民にまだ一人も会っておりません。町長が掲げた子や孫に誇れるまちづくりは進歩しているのか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、奥山雅貴議員のご質問に回答してまいります。

大きな問題が、台風接近時等における町の対応についてどうするかというご質問でございます。

まず、三島で首長の皆さんが相談できないかということでございますが、定期船につきましては、台風等により波が荒く運航ができない際は、抜港並びに運休し、物資を入荷できない状況となっておりますが、天候の回復次第、臨時便及び定期便によって、生活物資の輸送は行われている次第です。

自衛隊への要請につきましては、自衛隊法第83条の規定上、都道府県知事などからの要請により部隊などを派遣することを原則とするとなっております。市町村長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、応急措置を必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができるとなっております。先般の台風10号の際に、十島村の島民の約200名が島外へ避難しておりますが、その際も、県を通じて自衛隊へ災害派遣を要請し、ヘリコプターにて島外避難しております。今回の台風10号につきましては、920ミリヘクトパスカルに達するであろうという非常に緊急な要件におきまして、自衛隊派遣というのを要求しております。

輸送艦の運行協定につきましては、どの段階で要請するのか、要請した場合の鹿兒島港における輸送艦までの物資の積込み作業をどうしていくのか。定期船を運行しているマルエーフェリーやマリックスラインとの調整など、様々な問題が多く存在します。さきに申し上げましたとおり、定期船を運行しているマルエーフェリーやマリックスラインの2社において、臨時便の運行等で現在対応しておりますので、今後とも2社との連絡体制を密に取りながら対応していく所存でございます。

②につきまして、台風の大雨により、圃場から土が流出した現場を数件確認しております。

まず、農地は個人の財産であり、耕作者の方々が土を流出させないような適切な処理をしていただければいけないと思っております。しかしながら、想定外の大雨や道路からの水の流入や水路の詰まりなど、個人で対応できない原因で土が流出した場合には、被災金額が10万円以上と確認できた場合について、土の購入代金の半額の助成を行っております。また、水土里サークルの活動において、水路の泥上げなど、排水対策を講じていただいているところでございます。

農地は自分たちにすばらしい恵みをもたらしてくれる貴重な宝でございます。豊かな農地を未来に引き継ぐとともに、きれいな海を守るためにも、土の流出が減少するよう対策を講じてまいります。

③町内の空き家等につきましては、地域住民からの情報・相談等や実態調査により、実態把握に努めているところでございますが、適切な管理が行われていない危険な空き家を把握した場合、まず、当該空き家の状況やその周辺的生活環境への悪

影響の程度等を勘案し、私有財産である空き家に対する措置については、行政が関与すべき事案かどうか判断した上で対応している状況でございます。行政が関与すべき危険な空き家と判断した場合には、所有者等に連絡を取り、当該空き家等の現状を伝えるとともに、当該空き家に関する今後の改善方策等について助言を行うこととしております。

なお、所有者等への連絡等につきましては、不動産登記簿情報による登記名義人の確認、住民票情報や戸籍謄本等による登記名義人や相続人の存否及び所在の確認等と併せ、地域住民への聞き取り調査などを行っているところでございます。

④番目、知名漁港の製氷施設につきましては、新沿岸漁業構造改善事業を活用し平成4年に設置して以来、27年以上が経過し、老朽化や台風の影響により、度重なる故障により、平成27年以降は使用できなくなっております。修繕については、漁協の要望に沿い、これまで何度か手を尽くしてまいりましたが、もはや修繕で機能しない状況になっているものと考えられます。よって、漁協といたしましても、製氷機の新設の方向で進めてはおりますが、既存の建物を生かし、中身の製氷機を入れ替えた場合でも、約9,000万円程度の事業費となります。

沖永良部漁協といたしましては、現状における補助残の負担、そして維持費等の捻出に余裕がなく、新設の方向で進めてはおりますが、組合の経営上の観点から、さらなる検討期間を置きたいということでございます。町といたしましては、製氷機新設のため、沖永良部漁協の意向を中心に、今後も進めてまいりたいと考えております。

大きな2番目につきまして、宮崎辰雄市長が神戸市政を担ってございましたけれども、そのときに「神戸市株式会社」あるいは「公共デベロッパー」と言われるように、公共団体としてはまれな経済効率が評価され、その卓越した都市経営にあると言われております。この場合の都市経営は、株式会社が利潤を求めるような財政上の黒字だけを求めているのではございません。宮崎市長は、環境、文化、産業など様々な分野において、その経営センスを発揮して、今日の神戸市の形をつくり上げてまいりました。そして、自らの経営を、最小限の経費で最大の福祉を目指すと述べております。つまり目標は、市民の福祉の向上に置いて、それらを最小の財政負担で成し遂げていくことを目標としております。

私は5年間、神戸市に教職員として在職していたときに、宮崎市長の行政手腕に大いに感激しておりました。今日、知名町長としてどのような町政のかじ取りをしていくかということを考えたとき、宮崎辰雄市長の経営戦略は大いに参考になると考えております。最小の経費で最大の福祉を目指す、行政における無駄を省く、町

民自身が自分たちにできることは最大限自分たちで行う、町としてしなければならないことは何なのかを考え積極的に投資をする、町民福祉に役立てていく、このことを常に念頭に置いて取り組んでいきたいと考えております。

なお、令和元年度の決算におきます町の歳入の合計が62億8,919万9,000円でございます。この中の自主財源は19.02%でございます。その内訳といたしましては、主に町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などが自主財源となっております。これら全て合わせて、先ほどの歳入合計の僅か19.02%でございます。依存財源として80.98%、これは地方交付税が約45.8%を占めております。

②番目につきまして、企業誘致につきましては、令和2年3月10日に知名町企業立地等促進条例を定めたところでございます。この条例の目的は、町内において新たな用地を取得または賃貸し、2年以内に営業を開始する企業に対し、特に必要と認められる助成措置及び便宜供与を講ずることによって、企業の育成及び誘致を促進し、もって本町の産業の振興と雇用の増大を図ることを目的としております。この対象企業には、情報通信業の業務を行う企業も含まれております。

ご質問の場所につきましては、各企業の業種や必要とする面積など立地条件もそれぞれございますので、該当する企業と協議の上、決定することになっております。

③番目、今回の私の国会議員への就任挨拶の目的といたしましては、県出身国会議員への就任の挨拶を目的としておりましたが、本町の抱える課題を相談する機会でもあり、主に次の3つのことについて相談をしてみました。また、知名町の桑茶を加工しているトリムユニバースの社長との面談もこのときに行っております。

まず、1番目に、知名町上水道の硬度低減化に向けた補助金の拡大についてお願いをしてみました。

2番目に、えらぶゆりの島空港の整備につきましては、ILS、すなわち計器着陸装置でございますけれども、これと夜間の着陸に必要な灯火施設整備、併せて2,000メートル滑走路を有する空港の新設について相談をしてみました。

3番目に、沖永良部近海における熱水鉱床の資源開発ができないものかと。以上3点を主に国会議員の皆様と相談をしてみました。

鹿児島県選出の国会議員への水道水の硬度低減化につきましては、おおむね理解をいただき、特に国会議員の皆様からは、早急に計画書を作成し、再度上京するという指示も受けておりましたので、町内の意見の取りまとめを行い、計画書の作成に入りたいと思っております。

沖永良部空港は5月から6月にかけて濃霧により欠航することが多いので、計器

着陸装置と灯火の施設設備の充実は急務である。しかしながら、今後、観光面を発展させるためには、空港のジェット化も推進しなければならない。そのためにも、2,000メートル滑走路を有する空港の新設というものは、隣町とも協議を進めながら推進していかなければならないことだと思っております。

また、沖縄近海における熱水鉱床の開発はかなり進んでおります。沖永良部近海においても熱水鉱床が発見され、水深につきましてはほかの地域よりも浅い海底にあるという利点がございますので、沖永良部における熱水鉱床の開発ということについては進めていただきたいということを積極的に相談してまいっております。

郷土出身の関東地域で企業を営んでいる皆さんとは、夜は会食を共にしながら、知名町の今後の取組につきまして相談し、皆様からは注視しているのでしっかり取り組んでいただきたいという激励を受けております。また、経済産業省の大臣官房審議官からは、鹿児島本土の物産展は東京でよく開催されているが、知名町や奄美全体の皆さんがチームを編成して、東京で積極的に売り込みや宣伝を行う必要があるのではないかという指導も受けております。消費者の経済力から見ても、東京をはじめとする関東に進出することは、島の経済の発展に必要なことではないかと、そのときに感じております。

続きまして、子育てにつきまして。

子育て支援金制度は、出生時、小・中学校入学時及び沖永良部高等学校入学時に、5万円の商工スタンプ会の商品券を支給する制度として、令和元年度から実施しております。

その成果につきましては、要望などを把握し、今後の子育てに関する事業などに活用することを目的として、令和元年度9月及び令和2年度6月に2回、それぞれアンケートを実施しております。アンケート項目を抜粋して報告しますと、支援金の支給金額について「満足」、「やや満足」というのが71%、商工スタンプ会商品券の使用について「使用しやすかった」という回答は77%、支給対象者の多くの皆さんには喜んでいただいているという調査結果となっております。

子や孫に誇れるまちづくりにつきまして、その実現に向け、子供や子育てを取り巻く環境が大きく変化し続ける中、妊娠、出産、育児まで切れ目のない支援を行うことで、安心して子供を産み育てることのできる環境の整備を行っていくことは、大変重要なことだと考えております。このため、子の誕生時や入学時に祝福と併せ、保護者の金銭的負担を少しでも軽減できるよう、子育て支援金制度は本町独自の施策として実施するとともに、小学校の児童が放課後を安心・安全に過ごせるよう、令和元年度には知名放課後児童クラブを新設、本年度は田皆放課後児童クラブの整

備を進めてまいりました。

今後の子育て支援につきましては、各調査やパブリックコメントなどを通して、町民の方から貴重な意見をいただきながら、令和2年3月に策定した知名町子ども・子育て支援事業計画に基づき、関係機関、町民、地域の皆様と連携、協働しながら各事業を進めてまいります。

以上で、私の回答を終わります。

○2番（奥山雅貴君）

順を追って再質問をしたいと思います。

まず、1番、この輸送艦の件は1年ほど前、新聞に載っていたと思うのですが、6町で話し合われていると思います。あれから全く進展がないのでしょうか。

それと、有事の際に、やっぱり台風が来て船が入らない、これも本当の被災だと思います。農家も花農家も出荷ができないと。入ってくるばかりじゃないんですよ、出すこともできないと。やっぱりそこを考えたら、国を動かすしかないんじゃないかなと思いますか、どう思いますか。

○町長（今井力夫君）

自衛隊の出動を要請するに当たっては、先ほど申し上げましたけれども、甚大なる災害が想定される場合、もしくは甚大なる災害が発生したことに対しまして、我々は県知事を通しまして自衛隊の派遣要請というのをしているところでございます。台風襲来時ごとに自衛隊に物資の輸送というのを、その都度その都度、各市町村が県知事に依頼するという事は、自衛隊の活動の中においても、その都度その都度の対応は非常に苦慮するものがあるのではないかと考えております。先ほど申し上げましたように、甚大なる災害が想定されるという場合においては、我々も早急に対応していきたいと思っております。

なお、農家の皆さんが、花の出荷等はその時期において行いますので、そういうことにつきましては、今後、私どもといたしましては、航空機等の搬送というようなものも考慮に入れながら進めていく。そういう対応策がもし難しい場合においては、自衛隊において依頼することもできますけれども、農作物の輸送等につきましては自衛隊を活用するという事は、今の現在の中では行われていないと思っております。

○2番（奥山雅貴君）

そうですね、町長が言われたことも分かります。だけど、町民の要望として、都会に住んでいる私の同級生も、自衛隊をこういうときに動かせないのかとやっぱり言っております。だから、そこを何とか、災害が起きて人災が起きた後じゃ、はっ

きり言ったら意味ないので。農作物を出すのにも国の金を使うというのも、やっぱりうーんとは思いますが、町民は農家の方が多いので、これをちょっとまた頭に残されておいて、6町で話し合っただけだと思えます。

次に、②のこれもそうですね。大雨が降って、予想もできないぐらい道路に土が散乱しています。あれを今回も、私の近くの農家さんは畜産農家からタイヤショベルを借りて、そこで土をどかすからちょっと貸してくれとか、あれの費用とか燃料とか、そういったのはやっぱり自己負担になっちゃうんですか。そこですよ。町道だろうが県道だろうが、これは町としては何か補助的なものをすることはできないのでしょうか。

○耕地課長（窪田政英君）

議員がおっしゃっている赤土の流出現場についても、耕地課としては把握しておりますが、今お尋ねの町としての前に、まず甚大な被害が出た場合には、国のほうの災害の事業を導入することができるんですが、それが災害発生した2日後に報告、5日後には書類を提出というような非常に使いにくい事業で、これは50%が国、50%が本人負担というのがあるんですが、実際にはあまり使うことは難しい。

町のほうでは、平成27年度あたりに、独自に町の災害復旧助成金というのを内規で定めておまして、これは10万円以上の被災額が出た場合に限り適用するという条件がつきますけれども、土木関係や耕地関係で圃場ののり面の崩落であったり陥没であったり、それから表土の流出、土木関係では民有地ののり面の災害復旧、こういったものについて内規で定めておまして、10万円以上の災害額が出た場合に相談いただければ、その半額を町が助成するというものがあります。

○2番（奥山雅貴君）

排水関係についてですけれども、上城地区、ちょっと側溝があまり見えないというか、足りないのかなと思うんですが、ああいったのもちょっと必要じゃないかなと思います。そのところは、上城地区の側溝の埋設的な計画はありますか。

〔「小学校の前か」と呼ぶ者あり〕

○2番（奥山雅貴君）

小学校の前とか、あそこは雨が降ったときに、結構だあっと流れるところです。

○建設課長（平山盛文君）

昨年、議会のほうでもちょっと上城小学校の前の水路の件について取り上げてもらいましたが、今後、知名新城線に関して、建設課としては来年度から事業計画というか、そういうのを計画して、水量それから用地交渉等々を進めていこうかなと今計画しております。

あと、その他町道に関しては、確かに、まず基本的には勾配がついている縦線に関しても側溝がない、イコール横線の町道関係も今のところないと、あと、農道整備でされた県の事業のやつは側溝があるので、だから、それらと継続してつなげたらいいかなと思って、今考えております。

○2番（奥山雅貴君）

分かりました。

それでは③です。黒貫字を通られる方、県道を通られる方はよく分かると思いますが、去年からですか、トタンが飛んだままの家がまだそのままあります。地域住民も台風が来るたびに、あのトタンが飛んでこないかなと心配されていると思うんですが、多分、連絡が取れないのか、それでそのままなっていると思います。

そこで、町長の指揮で解体できる条例というのはつくれないのでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

昨年9月議会において、知名町空家等対策の推進に関する条例を制定いたしましたけれども、基本的には空家等対策の推進に関する特別措置法、平成27年5月から施行された国の法律によって、それに伴う条例の制定をさせていただきましたけれども、その中で、財産自体は個人の財産ですので、行政が直接立ち入ることができないと。そのために、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、当該空き家の近隣住民や関係者から情報収集、それから登記簿情報で事実確認を行う、それから所有者が死亡し相続登記未完了の場合は戸籍情報等で相続人の確認を行う、それから、もし今言った3つの調査において所有者等が確認できない場合は、その都度、適正に判断し、最小限度の措置を行うということです。

あと、個人に対しては、もし相続人というか所有者が特定された場合、指導、助言を行い、それから、それでもいかない場合は、今度は勧告、そのあとに命令、最後に強制執行という形があるんですけども、ただ、それは個人が特定された場合です。解体費用に関する費用は、当然その相続人というか名義人の方に請求が、役場のほうから代わりに解体するので、その分の請求を行うということです。

以上です。

○2番（奥山雅貴君）

本当によく分かりました。

ただ、お金の問題も、解体するあれも、名義が分からないとか捕まらないと、これは時効取得みたいなそんなあれで、これは言ったらいいか悪いか分かんないですけども、いいですね、全国放送ですけども、グレーゾーンのところとか、何かないですか。それで変えていければ、空き家なんか全部買い取り、費用はちょっと

まだ話し合う予定はあるとは思いますが、そういった方法もあるのではないのかなとは思いますが。

○建設課長（平山盛文君）

極端な例ですけれども、例えば所在者が不明で、どうしても先ほど言われた調査でも持ち主、相続人が分からない場合、それか、もしくは相続放棄というあれもあるので、そういう方がいた場合は、そしたら、町としては、例えば解体をするけれどもそれを公の施設としてその土地は使わせていただくとか、例えばポケットパークみたいな、あと幼児公園とか、ほかの目的で利用する方法も、全国の中ではそういう例も多少あります。

以上です。

○2番（奥山雅貴君）

ありがとうございます。

それでは、④番にいきます。製氷機です。

今年は祭りがほとんど中止ということで、氷を使われる方が大分減っているとは思いますが、でも毎年、知名町の皆さんは和泊漁港まで行って氷を買っている現状です。知名町はどうするのかと。今、町長の話にありましたけれども9,000万円ですか。これはちょっと大きいですね。これは新設されますか。

○農林課長（安田末広君）

先ほどの町長の答弁にもあったように、漁協さんのほうでは、いましばらくその判断を待つてほしいというような漁協の運営上の問題で、そういうまだ判断ができないというような状況にありますので、あくまでも、漁業者の事業としては、事業を使うしかございませんので、そういったような日量3万トンぐらいですか、その製氷機となるとやはりそれぐらいの価格はするということでございます。

○2番（奥山雅貴君）

判断待ちということですね。いつまで待てばいいのか分からない議題になっていきますけれども。

〔「訂正」と呼ぶ者あり〕

○農林課長（安田末広君）

日量3トンです、すみません。

○2番（奥山雅貴君）

そうですね、3万トンじゃないですね、分かりました。

じゃ、次いきます。

大きい2、知名町の運営についてですが、今、町長から説明を受けました。聞いて

ていて思いましたのが、じゃ、人口が減っていくと税収も減っていくパターンの分野が幾つかあるなど。増やせるんじゃないかという分野もあるとは思いますが。

例えば、分かりやすく言えば、ふるさと納税です。知名町も和泊町もふるさと納税を頑張られています。今年の数字も見ております。新しい返礼品など、また、よそがやっているポイント制度とかそういったのを何か、次に新しいふるさと納税の対策というのをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○企画振興課長（元栄吉治君）

ふるさと納税につきましては、通常のふるさと納税と、それから企業版ふるさと納税というのがあります。会社を経営している企業が、町にふるさと納税することによって、その企業にも利益があるふるさと納税もありますので、それも今年度は活用しながら、寄附金を増やしていきたいと思っております。

また、返礼品に関しましても、今年、地域おこし協力隊が1名、ふるさと納税の担当ということで配置しておりますので、新しい返礼品につきましても幾つかできていますので、今後も新しい返礼品並びに企業版ふるさと納税を活用して、寄附金を増やしていきたいと思っております。

○2番（奥山雅貴君）

町長、桑の葉で作ったお茶、健康にいいとか言われていますが、実際、赤字ですよ。これを今後、どういうふうプラスに持っていかうと思っておりますか。

○町長（今井力夫君）

おっしゃるとおりに、非常に健康にいいと言われている桑茶でございますけれども、生産量に見合うだけの販売促進というのが、今現在ではなかなか進んでいないという現状でございます。

我々といたしまして今取り組んでおりますのが、お茶をそのまま飲むものとして一般に販売していくというのはこれまでどおり並行してやりますけれども、もう一つは、桑茶を使った別の商品を開発していくというようなところに目を向けていく必要があるかなど。今、議員がおっしゃったように、新しいふるさと納税の商品として考えられるものはないのかと。

ただ、一部の本町から桑茶を提供していただいているところから、例えば2点ほど申し上げますと、あの桑茶を使ってアスリートの皆さんに桑茶入りのプリンを作って、それを販売しているところも出てきました。それからもう一つ、本年度、今試験的に行っておりますけれども、島の人たちはそうめん文化でございますので、桑茶入りのそうめんというのを、これは岩手県の無農薬で栽培したものと本町の無農薬で作られた桑茶、これを合体して、そうめんとそれからそばというのも今開発

を依頼しております。先般、一部見本として出来上がったものがありましたので、フローラルホテルでの提供ができないかということで、フローラルホテルの厨房の皆さんとも打合せをしているところをございまして、我々も数名、試食をさせていただきましたけれども、おそうめんについて非常に喉通りがいいというか、いい色合いのものができております。また、従来の桑茶入りのそばよりも、東北の材料と合体させて作ったそばというのが、非常にこれも色合いと軟かさという面で非常にいいものができているかなと思っております。

今後、こういうものをふるさと納税の新たな返礼品とか、または、一番いいのは、そうめん文化でありますまず島内で、この桑茶入りのそうめんを積極的にPRして販売を増やしていければなと思っております。私は、こういう桑茶にしても、まずはその生産している地元がこれを喜んで消費できるものを作り上げていかないと、地元が喜んでいものは、島外に出しても島外の人もきっと喜んでいくと思っております。そういう意味で、まず、しっかり島内における市場開発というのが最優先されるものかなと思っております。

○2番（奥山雅貴君）

そうですね、そうめんもちよっと食べてみたくなりました。

ただ、ふるさと納税、鹿児島県の1位から3位までは、皆さんご存じだと思いますけれども、やっぱり牛肉など、あとウナギ、これが鉄板なんです。牛肉はここに迫っています。じゃ、ウナギはどうだ。

実は、これは2番にも共通していくんですけども、企業誘致のあれで、私は3年前から養鰻事業を立ち上げようと思い、名古屋まで行き、いろんな施設まで見てきました。水も適していると。ここは、石灰もちょうどいい具合に含まれていて。それで、新日本科学が飛びついたと思います。新日本科学の社長と一緒にやっていきませんかと打診はしているんですが、今スルーされているんです。

この企業誘致、私はその3年前に、じゃ、町の土地ここにあるから見ておいでと言われて、行ったところが山林です。ただ斜めで崖で、大きな木がばあっと立って、道は細い、本当にここを紹介しているのかなと、本気度があるのか疑わしいと思われる場所だったので、少し腹立たしかったです。ああいうところを紹介しようという気があるんですか。それとも、先ほど今井議員の質問の中にも建設課長が言われました、町有地がない。町有地がないということですよ。それだったら、じゃ、やっぱりあの山を企業に解体させて、水工事から電気工事まで引かせてさせるのか。普通に考えたら、こんなの企業はやりません。

誘致場所はさあどこだと言われたときに、どこかお答えするところがありますか。

ちなみに、副町長に相談したところ、副町長が教えてくれたところは、まあまあよかったですけれども、海に物すごく近かったので拒否しました。ちょっとその場所、思い当たるところがあれば教えていただきたいです。

○町長（今井力夫君）

企業誘致の件でございますけれども、その土地についてどうするかと。じゃ、入ってくる企業誘致の場合には、まず2通りの方法があると思います。現在、企業誘致を進めている市町村において、所有する土地もしくはその建物において企業に参入していただくというようなものと、先ほど申しました企業誘致条例等の中で、本町においては1,000万円を想定しておりますけれども、1,000万円相当の中で土地を購入したりすることについて補助をしていくというような2通りの企業誘致の方法がございます。

その企業においては、例えば水が必要とされている企業なのか、今回、昨年度、大阪にあります鹿児島県の出張所のほうと企業誘致についての検討会をちょっと行ってみましたけれども、今現在、製造業において、なかなか離島に企業を持っていくとするとところは、輸送コスト等の問題がありまして非常に難しいんだと。ただし、今後においては、ICT関係の企業は、非常に景色のいいところ、ふだんの自分の生活からちょっと離れた感覚が味わえるようなところにおいては、ICT関係の企業というのは参入していきたいというのがあると。ただし、そこに一つ足かせがありますよと。地元において、そのICT関係の能力を持った人たちを採用したいと、そういう能力を持っておりますかと。企業といたしましては、そこにICT関係の企業を誘致した場合に、従業員として地元で採用していきたいんだけど、それだけのICT関係の能力を持った住民がいないと、なかなかやりにくいものがあるというようなことを申し上げておりました。

その一つの最たるものが、南紀白浜の空港の近くに、その町はICT関係の皆さんを大いに誘致しております。東京から飛行機でぱっと来られる、そして、そこにはICT関係の企業が入りやすいような建物をたくさん造っておりますけれども、その地域の中にICTの技術にたけた住民等がいたという、この2つの点がうまく重なり合って、今、南紀白浜はICT関係の企業誘致に関しては日本で最先端を行っているのではないかなと思っております。そういうふうな情報を県の出張所の皆さんからもいただいております。

我々といたしましては、今、議員がおっしゃっているような、じゃ平たん地で水がじゃんじゃん出るようなところというようなものをすぐに用意できるのかと。できない場合には、先ほど申し上げました今回の企業誘致条例の中で、土地もしくは

建設に関わる1,000万円前後のものは行っていく。ただし、私たちにとってもその企業の信頼性というものを十分吟味しながら、こういうのは進めていく必要があると思っております。

以上です。

○2番（奥山雅貴君）

町長は、教育者としては本当に話も面白いし、人を納得させる力もいっぱいございます。それはもう肌で感じますが、株式会社知名町の社長として、稼ぐという何か強い思いがあるのでしょうか。

私が3年前から動いているというのは、私にもちょっと夢がありまして、ふるさと納税で稼いだお金で、町営、要するに中学校まで全部無償化にできないかと。1位の大崎町だとかは30億円の収入が入ってきているんです。それを目指さないかということで僕は動いたんですが、町長、何か、会社の社長としてというか、本当に町民が子ですよ。やっぱり親方は子を守るために死ぬ気で稼ぎにいくんで、そのところを何かちょっと面白い案を持っていないですか。

○町長（今井力夫君）

株式会社というネーミングは、私は神戸市に在住したときに、神戸の宮崎市長の取組というのが非常に印象に残っておりましてので、株式会社知名町という発想で動きたいと。ただ、申し上げたとおりに、企業のもうけるだけという発想では株式会社ではございませんよと。ここの株式会社というのは、最小の費用負担をしながら最大の町民への福祉を行っていくということでございます。

そうになっていったときに、最小のというのは、私、一つの案は、我々が今やっている、行っている事業の中で、例えば分担金などいろいろなもので町が負担しているものがございますけれども、本当に今までの分担金の量でいいのか、見直す時期に来ているのではないかと。我々、町が出している様々な分担金や、または工事請負に係るそういう費用について見直すことができる場所は見直す、つまり無駄を徹底的に省けるものは省くということによって生じてくる財政というのがございますので、こういうふうなところにも視点を当てながらというのが最小限の出資をもって、最大限の福祉を勝ち取っていくということです。

今、議員がおっしゃるように、大きな投資を町がすることによって、ある企業がもうけることによって、じゃ、その固定資産税等が町に返ってくるというような視点もございますけれども、我々の今持っている財力というのは、本町の基金を全て集めたとしても12億円程度なんですよ。このうちの3億円ぐらい使いますと、我々は国から、ある意味では財政上において要注意というような指定を受けてしま

いますので、我々にとって、一どきに何億円もお金を投入していくというのは、今の本町の財政の中ではなかなか難しいところがございます。

したがって、私が考えているのは、無駄を省けるところは省いて、そこで生まれきたお金をどう町民の福祉のために活用していくかということです。その中で、先ほど申し上げました、今回初めて企業誘致条例というのを立ち上げましたので、これについては本年度中には正式なものとして、本町も約1,000万円ぐらいにつきましては企業に対する補助金としてやっていく、そういう方向で今進めておりますので、何億円というお金を町が出資するということは、これは明らかに本町においては難しいところがございます。

○2番（奥山雅貴君）

いや、難しいじゃなくて、これだけ優秀な課長たちがいっぱいいるんですから、皆さんのアイデアを聞いて、さあやるか。ぶち当たり、体当たりは得意じゃないですか、町長、体当たりでいきましょうよ。僕らいっぱい人間は、独立するときは全て体当たりです。なので、農家の新規就農する方も全部体当たりです。大きい機械を買う、それも全部体当たりです。脳みそもやっぱり多少は必要ですけども、びびっていたら前に進めないと思うので、これだけの立派な方々がいるので、皆さんでちょっと知恵出し合って、町長の背中を後押ししてください。

次、③番目、就任直後の3年前、1月、国会に行かれていましたけれども、これは私が聞いた話では、町長、田皆に空港を造る、それをお願いしに行った、森山議員にと言いましたよね。僕、そのときに思ったんですよ。就任して1週間ぐらい、計画書も図面も見積書も何もないまま、空港を造りたいです、お願いしますと言ったって絶対造ってもらえないですよ。そのほか、今日言われていた上水道のあれとえらぶゆりの島空港と近海の資源開発、この話は聞いていなかったのでも今初めて知りましたが。その空港の件、田皆の空港の件は断られたんですか。

○町長（今井力夫君）

断られたということは。私は断っていないんですよ。私はこういう構想もありますよという話をしに行ったんですよ。

○2番（奥山雅貴君）

なので、それだったら中学生でも行けますよ。だから、本気で行っているのかという話ですよ。就任当初なので、そんなばたばたして、でもやっぱり最低限何か持っていないと、役所の人間は動かさないですよ。

そこで、町長、年間、出張は何回ほど行かれていますか。それと、あと切符はどのように購入されていますか。

○町長（今井力夫君）

年間の出張につきましては、これは、回数等は記憶しておりませんが、切符の購入は、全て本町の役場職員が規定に合わせたものを購入して行っております。

○2番（奥山雅貴君）

出張回数、総務課長、分らないですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

今調べてから、後ほど回答いたします。

○2番（奥山雅貴君）

では、田皆のあれはないということで、えらぶゆりの島空港の延長ですか、夜間のあれとかをちょっと協力してやっていってほしいと思います。

最後、④番。これ分かりますか、かわいいですね、アンパンマンの写真入れです。これは5年前の私の第一子のお祝いです。これ1個です。3年前の第二子、ゼロでした。それは前町長のあれだったので、あれなんですけれども、今商品券が5万円分、もう僕からしたら羨ましいなという思いはするんですが、これから比べたら。ただ、奥さん方は、知名町で子供服をどこで買うの、商品券でという言葉が結構多く聞かれます。やっぱり自分が買いたいものは、もうちょっとかわいいのがいい、ちょっとこういうほうがいいという話も結構聞くんですよ。

私は、子育て支援課にちょんちょんいろいろな印鑑を押しに行ったりとか、用事で伺わせてもらっています。そうしたら、女性スタッフが結構多いところだなと。私のように子育てをしながら頑張っておられる方もおられると思います。雰囲気もいいですし、その方たちが真剣に考えた結果が商品券5万円分なのかと。僕は違うと思うんですよ。トップが首を縦に振らないから、仕方なしにそうなっているのかなと思ってはいるんです。実際のところ、ここはどうですか。

○町長（今井力夫君）

一つのことで一つの結果を生み出していくのか、一つのことをすることによって複数の成果を得ていくのかというのを、我々は考える必要があるのかと思っております。

5万円の商品券、これを現金になぜしないのか。なぜ現金にしないと思われませんか。幾つかのことが考えられると思うんですよ。さっと浮かぶのは、昨今のインターネット買物というのが起こった場合に、町が支給したこの5万円というのは、町内にお金が落ちてこないわけです。5万円を支給する場合に、この5万円が本当に知名町の経済の発展に寄与する方向で、そこにも我々は目を当てていかなきゃいけない。町の企業というのをどう育成していくかという視点を持ったときに、町内の

商店街で使えるようなものを支給することによって、本人たちも必ずしも子供の服を買う必要はないわけです。今ある生活の中で必要なものを、その5万円の商品券の中で購入すればいいわけです。欲しい子供の服があれば、自分たちが持っている資産の中で購入することも可能なんです。しかし、町内でそのスタンプ券を使うということは、衰退している町内の企業の活性化に向けても、そこには当然、次の利点が生じてくるわけですので。

ですから、一つの手を講じることによって、幾つかの利点を我々はつかまえていかなきゃいけない。我々の町の予算というのは、町の活性化全体を見ていかなきゃいけないと。そういう中で、本町の職員とともにこれを考えて、我々は進めております。

○2番（奥山雅貴君）

商品券にこだわるとかじゃないんですよ。例えば日置市からしたら、おむつから何やらかんやらのセット、金じゃないんですよ。お母さん、赤ちゃんが喜ぶものを考えていけとなったときに、我々、男ではちょっと厳しいんじゃないんですか。だから、子育て支援課は女性が多いんじゃないのでしょうか。あのスタッフたちは、多分本当にすごいありがたいアイデアを出してくれると信じています。町長がオーケーを出せば考えますよね。考えてください。じゃ、町長、そういうこといいですか。

僕は、これからしたら商品券は全然羨ましいですけども、やっぱり何かほかの自治体がやっているものも参考にしながら、確かに現金はもらえたらうれしいです。うれしいですけども、落ちない可能性もある、その意味も分かります。分かりますけれども、お母さんたちの声です。これを十分、またいろいろ相談されて、次から生まれてくる赤ちゃんやお母さんが本当に喜ぶものをプレゼントしてあげてほしいなと思います。

もっといろいろ議論したかったのですが、1分ということなので、これで終わりたいと思います。

○町長（今井力夫君）

議員にも、こういうアンケートの結果をぜひ見て、これは実際に子供を持って、この5万円の商品券をもらった人たちの感想でございます。そういうところも我々はきちんと目を向けていっていただきたいと思います。

○2番（奥山雅貴君）

分かりました。本当に本日はありがとうございました。

○議長（福井源乃介君）

これで、奥山雅貴君の一般質問を終わります。
しばらくお待ちください。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○総務課長（瀬島徳幸君）

先ほどの奥山議員の町長の出張回数についてお知らせいたします。
令和元年度分です。27回です。
以上です。

○議長（福井源乃介君）

出張回数27回ということです。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（福井源乃介君）

次に、通告3番、城村 誠君の一般質問を許可します。

○3番（城村 誠君）

皆様、こんにちは。城村 誠でございます。今回、皆様のおかげでこの議場に立たせてもらっております。初心を忘れず、精いっぱい知名町発展のために頑張ります。よろしく願いいたします。

それでは、一般質問を始めます。議席3番、城村 誠。

大きな1番、フローラルホテル運営全般について。

①知名町はフローラルホテルをどのような位置づけで考えているのか。

②フローラルホテルの老朽化対策を町としてどのように考えているのか。

③新型コロナウイルス感染拡大による、フローラルホテル売上げ減少に対する町としての考えはどうか。

④施設営繕管理を行っている者の退職による後任、もしくは新採用を予定しているのか。

⑤フローラル館テナントが2か所とも空室になるようだが、新型コロナウイルスの影響により入居者がいない状況ですが、告知や今の家賃設定でいいのでしょうか。

大きな2番、町営住宅の今後の建設計画について。

①知名小学校区集中ではなく、小規模集落に分散して建設できないか。

②民家（空き家）を町で借り上げて、町営住宅のように運営できないか。

③老朽化した町営住宅の改修はどうか。

大きな3番、給食センターの運営について。

①町内の食材を積極的に使用しているのか。

②最新調理器の機能を使いこなせているのか。

③アレルギー児童に対する調理の対応はできているのか。

④冷凍の食材や既製食品の使用を控え、できるだけ手作りによる安全な料理を提供できないか。

大きな4番、下平川小学校屋内運動場の改修工事について。

①工期はいつから、何か月ほどを予定しているのか。

②改修予算は幾らになるのか。

③大規模災害時に避難施設としての機能を有するのか。

1回目の質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、城村議員のご質問に回答してまいります。

フローラルホテルにつきまして、大きな質問がございますのでお答えします。

まず、①問から④問までございますけれども、①と②が関連しておりますので、一括して回答します。

なお、大きな問題の3問、4問は、教育委員会所管事項ともなりますので、教育長が答弁いたします。

それでは、①、②についてでございますけれども、フローラルホテルは約40名の雇用を生み出し、平成29年には今の上皇、上皇后様のご宿泊されております。知名町の代名詞となる大変重要な施設でございます。ただ、完成から24年が経過し、空調設備やエレベーター、客室の窓枠など、大規模改修が必要となっております。

町といたしましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、優先順位をつけながら、計画的に大規模修繕を計画しております。従業員の雇用の維持や施設の長寿命化を実施するなど、今後、支援を行っていきたいと考えております。

③番目、フローラルホテルの本年度7月末現在の売上げが4,064万3,000円となって、対前年度で考えますと5,395万6,000円の減額になります。率にしますと、57%の大幅な減収となっております。おきえらぶフローラル株式会社は、建物使用料を町に納付しており、町はその収入を施設改修の費用として充てております。売上げの減少は、使用料の納付や施設改修にもつながる課題でございます。月次経営会議等でその推移を注視しているところでございます。

売上げを確保するためには、ホテル独自策として弁当などのテークアウト、うな井&ビフテキフェアをしたり、島人感謝宿泊プラン等を実施し、売上げ合計が

240万円となっております。また、国、県、町のコロナ対策の関連補助金等についても、該当するものについては全て申請しております。今後も引き続き、G o T o トラベルやG o T o イートをはじめとする各種のコロナ支援策に積極的に取り組みながら、売上げ確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

④番目、おきえらぶフローラルホテルは、指定管理者のおきえらぶフローラル株式会社が運営しており、採用についても対応しております。ご質問の施設営繕管理者の退職等につきましては、おきえらぶフローラル株式会社が本人の意思確認を行った状態で進めております。また、建物の老朽化が進む中で、施設維持、改修のためにも、現担当者の技術はホテルにとって大変重要な役割を担っておりますので、来年度以降につきましても、引き続き雇用の継続をお願いしていくつもりでございます。

それから、⑤番目の今年3月末にハイサイ（H a i s a i）が退去し、4月には補修を実施しております。そして、5月に新聞折り込みにより募集を行っているところでございます。問合せにつきましては、現時点で、9月11日現在ですが、電話での問合せが2件ございます。2件とも現場を見てみたいということでしたけれども、今現在、問合せ先のほうから下見には来ておりません。

町といたしましては、テナントが入ることは、そのテナント料により、維持、補修の費用を賄うということにつながりますので、人の動きが出てフローラル館に活気が出ることなど、重要なこととも考えておりますので、テナント入居につきましては、今後、月次経営会議等で家賃の減額等も含めて、募集アイデア等について協議し、改めて広報してまいりたいと思っております。

大きな2番目の住宅の今後の計画等につきまして、議員ご指摘のとおり、現在236戸ある町営住宅のうち168戸、約7割の住宅が知名校区に集中しております。現在、入居申込みをしている25世帯のうち約半数の12世帯が知名校区を希望しており、2割に当たる5世帯は知名町全域を希望しております。その他の校区については、約3割に当たる8世帯が入居を希望している状況でございます。今後、住宅を建設する際におきましては、こうした入居申込みの状況を鑑み、十分に検討してまいりたいと考えております。

老朽化した町営住宅の改修等につきましてですけれども、現在、知名C団地の建設、建て替え工事を実施しておりますが、フローラルハイツ、知名A団地を除く、残りの住宅は築30年以上経過し、老朽化が著しくあります。町営住宅の改修につきましては、知名町公営住宅等長寿命化計画に沿って順次実施する予定でございます。本年度、下平川第二団地の改修設計を委託し、令和3年度には下平川の第二団

地及び知名白浜団地の改修工事を実施して、令和4年度に新住吉団地、令和5年度には田皆第二団地、令和6年度には新上城団地及び新田皆団地の改修工事を計画しております。財政状況等を鑑みながら、毎年実施できるかということも判断しながら、進めてまいりたいと考えております。

〔「町長、②」と呼ぶ者あり〕

○町長（今井力夫君）

②につきまして、民家の借り上げをすることはできないかということですね。ちょっと順番がずれてしましまして申し訳ございません。

既存の民間住宅を借り上げて公営住宅として供給することは可能でございます。メリットは、町が直接建設するよりも土地の取得費や建設費など、多額の初期投資を必要とせず、住宅の供給が可能であることや地域分散及び地域の住宅需要に対応した供給量調整が可能となることです。しかしながら、公営住宅を増やすと、町の財政負担というものも増えてくることや短期的な借り上げとなるために期限付入居となることなどがデメリットとして挙げられます。

また、借り上げの対象となる住宅は、公営住宅法（整備基準）の第5条の規定に基づいて、国土交通省令で定める基準を参酌して町が条例を定める整備基準に適合する必要があるとございます。併せて、共同施設の整備をするようなことも努めていかなければなりません。公営住宅及び共同施設は耐火性能を有する構造にする必要もございます。したがって、借り上げの対象となる住宅は少ないと予想されております。対象とならない住宅は改修工事が必要であるため、実現性については低いものではないかと考えております。

大きな3番、4番は、教育委員会所管事項として、教育長の回答にお願いします。

○教育長（林 富義志君）

それでは、城村 誠議員の大きな3番、給食センターの運営について回答いたします。

①の町内の食材の件ですが、給食センターでは、町内の食材を積極的に使用するために、毎月15日には定例会を開催しています。参加メンバーは、生産者グループ（あたらしゃ会）と農林課、そして沖永良部事務所農業普及課ですが、その皆さんで意見交換や栽培状況等を情報共有しております。翌月給食で使用される食材について、納入できるものについては積極的に取り入れております。

令和元年度実績より、地場産品として、ジャガイモ、トウガン、青パパイヤ等の25品目、そして地元加工品、麦みそ、パパイヤ漬け、桑茶等6品目を積極的に使用し、地場産物利用実績の総額は230万2,900円を支出しております。利用

実績にいたしますと18.9%となっております。

今後も、学校給食に地場産物を利用することは、児童・生徒が学校給食を通じて、地域の食材、特産品のおいしさや生産者の苦労や思いを学び、食に関する理解や関心を深め、学校における食育に大きな役割を果たすものと認識しておりますので、可能な範囲で地場産物を活用し、地産地消を図ってまいります。

②の調理器の件ですが、新給食センターは令和元年8月に竣工し、2学期の9月2日から給食を提供しております。ご質問がありましたとおり、この施設は最新型の環境設備でドライシステムを採用し、調理器を設置してあります。特に、真空冷却機やスチームコンベクションオーブン等を毎日幅広く使用することで、バラエティーに富んだ魅力あるおいしい給食を町内の児童・生徒へ提供できるようになったと自負しております。給食のメニューでは、給食センターでの炊飯が可能になったため、雑穀米や麦ご飯、炊き込みご飯等を提供し、ご飯がおいしくなったと評判をいただいております。温食では、シブイ汁、ヒルアギ、奄美の鶏飯等、郷土お菓子としては、ヤキムチ、サターアングギー、それから桑茶ケーキ等も提供しております。

次に、調理機器のほかに、食缶・食器洗浄機や消毒保管庫を使用することにより、近代的で衛生的な食器具の提供が可能になり、調理員の負担軽減につながっております。

今後も、給食の献立については新作のメニューを考案し、調理器をフル活用しておいしい給食を提供いたします。

③番目のアレルギー対策ですが、近年、アレルギー疾患を有する子供の増加に伴い、学校給食における食物アレルギー対応は、学校給食における重要な課題の一つとなっております。学校給食における食物アレルギー対応指針に基づき、アレルギーを有する児童生徒の保護者及び学校との連携を図り、適切な対応を行っております。

本町の児童・生徒も年々食物アレルギーの増加傾向にあり、食物アレルギーの児童生徒、職員数は現在28名です。

食物アレルギー品目は、牛乳、卵、ナッツ類、甲殻類等の21品目あり、食物アレルギー対応を行っております。給食のアレルギー対応は、アレルギー専用コーナーを設置し、専用の鍋、フライパン、お玉、トング等を常備し、専用の保温容器に配缶を行っております。毎月、食物アレルギーを有する児童・生徒の保護者と担任の先生宛てに、アレルギー対応食献立表を配付して確認を行います。給食当日は、各学校配送用のコンテナへ対応食の有無を記載し、アレルギー対応確認表を活用し

て、調理員、栄養教諭、担任による三重チェックを行い、誤食等のないように細心の注意を払って提供しております。

今後も、食物アレルギーのある児童・生徒については、原因食品や症状の程度が一人一人異なるため、アレルギー症状を正しく理解し、各学校及び調理場の能力や環境に応じて、児童・生徒の視点に立ったアレルギー対応給食を提供してまいります。

④冷凍の既製食品の件ですが、学校給食は、子供たちに正しい食習慣や食文化を伝え、心身の健康づくりを促す役割から、生きた教材と言えます。給食を安心・安全に提供するため、また、調理時間の短縮や食の安全の確保などの利点から、広く冷凍食品や既製食品が使用されております。

当給食センターでは、地元の食材や地域に伝わる郷土料理、お菓子を積極的に取り入れております。手作りでしか味わうことのできない料理のため、給食センター職員総出で調理を行い、児童・生徒への食育の推進に大きく寄与しております。

その一方で、調理員の業務負担は大きく、日によっては休憩時間を大きくオーバーしてもなお、調理作業や洗浄作業に追われているのも現状であります。また、学校への給食は、安全に配送するとともに、配送時間を守るよう心がけております。

そのようなことを考慮して、児童・生徒へ食育の目的を果たしつつ、調理員の勤務時間内での業務を遂行するために、安全な冷凍食材や既製食品を精選し、今後も安全・安心で魅力あるおいしい学校給食の提供を行っていききたいと思っております。

大きな4番の下平川屋内運動場の件です。

①の工期の件です。工期については、本議会において契約締結の承認がいただけた日から3月19日までの6か月を予定しております。

改修予算ですが、入札における落札額は1億6,060万円ですが、予算現計額としては1億6,600万円を計上してあります。

③番の大規模災害時において避難所として利用できるよう、外壁補修や屋根のふき替え、室内のフローリングから窓等のサッシ建具類、照明の取替えを含め、屋内運動場全ての改修を行います。よって、避難所として利用した際に利用する簡易マットの保管スペースも確保しております。

私のほうからは以上です。

○3番（城村 誠君）

それでは、順次質問していきたいと思っております。

私、24年、25年前、ホテルの立ち上げスタッフとしてホテルに携わった者です。半年程度でしたが、思い出はある者ですので、これから随時、ホテルの経営

については、城村 誠、いろいろ質問していこうと思っております。よろしくお願
いします。

24年間経過してホテルの老朽化もどうしようもない状態まで、またフローラル
館などは雨漏りによって、これを利用者に見せていいのかという状態まできており
ます。トイレの換気扇とか、フローラル館の換気扇とかもそのままむき出しで、す
ごい音を立てて換気扇を回せる状態にすらない。これを利用していただいているお
客様に使っていただいてもらっているという感じになっております。これは早急に
フローラル館、ホテルは改修が必要だと思われませんが、いかがでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

フローラルホテルにつきましては、24年たったということで様々な老朽化が起
きておりまして、今、議員がおっしゃったように、雨漏りと施設の不都合が起きて
おります。

フローラルホテルの施設の改修につきましては、町がホテルの家主ですので、ホ
テルから家賃を頂いて、その家賃をもって改修の費用に充てているという形にして
おりますが、ご承知のとおり、今大変厳しい状態なので、今年度においては家賃も
半額にしている状況でございます。

改修費用といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策で、6月の臨時議会で
も補正を上げております。約5,100万円ぐらいをホテルの改修に上げておりま
して、主なものといたしましては、空調設備は本当に限界に来ているということと、
あとエレベーターももう24年以上もたちますので入替えの時期になっているとい
うことと、それから、外壁つきましても、台風等強い強風と大雨が降りますと、窓
枠から雨水がしみて客室を濡らしている状態ということですので、その3つを見ま
しても、早急に対応しないといけないと思っております。

ただ、5,100万円余りの予算の中で、空調だけでもやっぱり7,000万円
ほどぐらにかかるという見積りをもらっております。ただ、見積りをもらった中で、
もっと工夫して安く上げられないかということで、毎月の定例会で意見を述べなが
ら、お客様に迷惑をかけないように、早急に改修等はしていきたいと考えていると
ころです。

○3番（城村 誠君）

町の財政が非常に厳しいということは十分に分かっておるつもりであります。

今このホテルの令和2年度の滞納額、フローラルホテル使用料は前年度で
1,000万円、累計で5,200万円、知名町として、滞納の一番先頭に来てし
まっているようなホテルの使用料の滞納額、これはこのままでずっと滞納として町

として残していいものなのか、ちょっと一言お願いします。

○企画振興課長（元栄吉治君）

滞納につきましては、先ほど城村議員からありましたように約5, 200万円ほどありますが、今現在のホテルの経営状況からいたしまして、なかなか町のほうに家賃を納めていただくというのは難しい状況でございます。

なので、国の事業で家賃支援金とか、あと様々な支援策がありますので、例えば、従業員に対する雇用調整助成金の導入とか、あと持続化給付金、それから国が今進めていますG o T oトラベル、また町がやっています商業者等事業継続支援金、がんばる知名町応援券、様々な使えるものは全部使ってホテルの経営改善をしながら、また家賃を納めていただくような方向に持っていきたいとは思っております。

○3番（城村 誠君）

フローラルホテルの次期利益計画、これを頂いておりますけれども、これは令和2年4月から、建物使用料というものはホテルが町に支払う家賃という理解でいいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○3番（城村 誠君）

それが最初からゼロで上がってきております。ずっと3月までゼロ、今、国からの家賃の支援をいただくということで100万幾らか、ホテルから家賃を頂く。この計画書、これ自体にはもうホテルとしては払う気がないのか、全てゼロが並んでいるんですが、これはどういうことでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

ホテルのその予算書を見ますと、全てゼロでやっていますが、町の予算では、一応半額の予算計上をいたしまして、1, 200万円は家賃としていただくという、月100万円頂くという予算を計上しております。

ホテルの総会が5月ぐらいにあったと思うんですけども、多分そのときの資料じゃないかと思うんですが、そのときにはゼロで上げていますけれども、全部をゼロにするというのはちょっといかがなものかというのもありまして、また幸いにして家賃支援給付金という制度もできましたので、もしゼロにしていれば、家賃支援給付金も全く入ってこなかったという状況でもありますので、今年度は月100万円、年1, 200万円と上げておりますけれども、先ほど今井議員の答弁もいたしましたけれども、毎月の月例定例会議がありますので、その中で今後の家賃についても検討していく状況でございます。

○3番（城村 誠君）

分かりました。

フローラルホテルは、おきえらぶフローラル株式会社となっておりますが、この株式というものは一体、本当にどこかに買っていただいているとか、その資金で何かホテルのために運用しているのか、そういう何か、どうなんでしょうか、お教えください。

○企画振興課長（元栄吉治君）

株式会社となっておりますが、100%町出資の会社でございます。

○3番（城村 誠君）

これは、前の国民宿舎からの引継ぎみたいな、特別会計は全て償還が済んだので、株式会社として独自でホテルは運営してもらおうということでしょうけれども、この今示した資料のとおり、経営的には非常に困難を来しているような状態であるようでございます。

この株式というものを本当に、島外に出て行かれた多少余裕のある起業を成功している方々に株式を購入していただいて、これをこれから多少の施設の管理と改修とそういうものに回していけないのか。60%ほど株を保有していれば、別段何も怖くないものではないのか、どうお考えかお聞きします。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今、議員のおっしゃった件につきましては、今まで検討したことはございません。ただ、提案といたしまして、今、毎月月例会議をしていますので、専門家もいらっしゃいますので、そういうことが可能かどうかも含めて検討していきたいと思えます。

○3番（城村 誠君）

分かりました。今まで検討していなかったということですので、では改めて、また一歩、ホテルがよくなるための資金が集まる可能性がありますので、その辺よろしくお願いいたします。

ナンバーのところを逆にいっちゃいましたけれども、④番、施設営繕管理者、今奥間さんが3月いっぱい定年退職を迎えるということで、奥間さんはホテルオープン当初、二、三年してから全て引継ぎを受けて、施設管理全てにおいて、あの人からまた受け継ぐということも恐らく無理でしょう、そう思っております。それが、おきえらぶフローラル株式会社の中で、もし奥間さんをまた再雇用なり、委託するなりして、これを九電工に全てを管理してもらうよりは、恐らく3分の1程度の料金で多分済むと思えます。大きいものに関しては、大改修に関しては別でしょうけれども、できればその方向でいってもらえれば、ホテルとしても助かると思えます。

また、サウナ利用者としても、心地よく使える施設がずっと維持できるのではないかなと思っております。よろしく願いいたします。

⑤番、テナントが2か所とも空くような感じ。1軒は申し訳ございません、私が使っております。

今のところ、入居者、予定者がいないような感じですが、昨日、ホテル支配人のほうから、1人、夫婦で何かちょっとどうなのかなという電話があったということをお話を私にいたしました。それは、せりよさのほうをという希望があるみたいです。

下のほうが家賃設定が、10年前から大体10万円程度で設定されておりました。今回、下のハイサイがしていた地下1階テナントは、多分これはテナントの料金改正で、多少値上がりしているような感じで感じているんです。あそこは、下のB1テナントは調理施設も非常に小さい。もともとは、あそこは上下一緒の使用者に貸し出すつもりで、上にメインの調理場、中にダムウェーターというのがありまして、それで料理を下に下ろして、下は休憩場として軽い飲物を出したり、上はちゃんとした料理を出すように、あれは別々でもともと使う予定ではなかったもので、下にはどうしても調理場が小さい状態になっていまして、あの調理場の状態でその程度の家賃設定で、実際一体どうなるか。あの調理場で、ただ敷地が広いから10万円なのか。ちょっともう一遍、下に関しては。上はちゃんとした調理場があるので、恐らくちゃんとした料理が出せる設備が整っていると思いますが、下はもうちょっと、もし料理を主とするテナントに入ってもらえるのであれば、もうちょっと調理場を広くするなりの何か手だては考えておりますでしょうか、お聞きいたします。

○企画振興課長（元栄吉治君）

過去の状況につきましては、私もちょっと知らない点が多いんですけども、現在、1階、旧ハイサイが入っていたテナントの家賃は、今税込みで月8万8,000円、それから共益費が1万円、光熱水費は別ということで貸し出してあります。

3月いっぱいテナントが退去しまして、募集もしたんですけども、今こういう状況で飲食店が非常に厳しいという状況で、なかなか入居するというお話が出てきていないところではございますけれども、今、議員おっしゃったように、家賃とそれから厨房も今そういう状況であれば、また見直しも必要かと思っておりますので、そこはまた検討して入りやすいような状況にしていきたいと思っております。

○3番（城村 誠君）

また、ホテルについては順次、議会説明を受けたいと思っております。

次、大きな2番、町営住宅に関してですけれども、知名字集中ではなく、小規模

集落に持っていったほうが字の活性化にならないか。先ほどの答弁を聞いておりましたが、人口減少により戸数としては減らしていくという、それは田水団地を半分程度にして対応するというお答えでしたけれども、企画振興課が定住促進住宅というものをしているようですが、これと町営住宅、建設課がしているものとは全く別なものなのでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

企画振興課がやっている定住促進住宅は、Uターン者、Iターン者、町外から知名町に定住される方に3年間を限度に貸し出している住宅でございますので、建設課がやっている住宅とはまた別のものになります。

○3番（城村 誠君）

じゃ、もともとが違うということで。今ちょっと手元にはないんですけども、そこにはかなり入っていて、だけど、それが3年の縛りみたいのがあるようですね。ある方から、3年間、字にいてくれて、子供たちもいて、やっとう字のおじいちゃん、おばあちゃんとも仲よくなって、本人としてもずっと住んでいたい、その家にいたい、字民としても出て行ってほしくない。でも、そのIターン、Uターンの促進の縛りがあるということで、どうしても出ていかないといけない。もう全く違う校区に行ってしまったと、非常に残念がっておりました。

これがIターン、Uターン促進のためであれば仕方ないのかなと思いますが、さっき建設課長、これは民間借り上げで今、その促進住宅は運営しているということか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

定住促進住宅につきましては、家主さんがいまして、町が300万円余り上限の予算をかけて改修いたします。12年間を限度に、家主さんから家を借ります。入居するIターン者、Uターン者につきましては、先ほどあったように3年間ということになっております。

というのは、今7戸整備しておりますが、1年目は家賃が月5,000円、2年目が2万円、3年目から3万円という家賃の設定にしております。定住促進住宅は数が少ないものですから、知名町のほうに移住してきていただいて、その方がもちろんずっといるのが一番好ましいんだろうけれども、その方がずっとその定住促進住宅にいてしまうと、また新しい方がなかなか来られないということもありますので、この入替えのことをするというので3年間ということにしております。3年間のうちに人間関係、それから集落とかお友達もできると思いますので、できれば字内、もしくは町内に新しい住宅を見つけるような努力をして、その後も定住して

くださいという意味での定住促進住宅でございます。

○3番（城村 誠君）

分かりました。

先ほど建設課長は、民間借り上げ等か何かのときに、耐火の基準があってこれがなかなかクリアできないと。これは、定住促進住宅はその耐火の面では全てクリアしているのでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

火災という……

〔「耐火」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（平山盛文君）

基本的に、公営住宅はバリアフリーとか、それから現在、消防法で定められている耐火構造、当然それに伴うものは耐火構造の材料、不燃材を使わないと火事の延焼を防ぐためには耐火構造でないといけないということで、そういうのが定められておりますので、民間の住宅に関してはほとんど木造が主だと思っておりますので、なかなかその点がクリアできないと思います。

○企画振興課長（元栄吉治君）

定住促進住宅につきましては、古い空き家を改修いたしますので、今の耐火基準に合致しているかといえば、必ずしも合致していないと思います。ただ、保険は掛けております。

○3番（城村 誠君）

ということは、保険を掛ければ、これは民間借り上げも、今実際に促進住宅はそうしているわけであって、もし、そういうものに保険等を掛けて、これは小規模集落に分散というものも絡んでいるけれども、新しく造るのは恐らく無理だろうと私も考えております。しかし、民間から借り上げて、その分散、今、促進住宅でやっているような。もしそれが国によって、一つは駄目だと、一つはいいと、そうすると何か変わった指導を受けているようですが、結果的には一緒なのだろうけれども、保険を掛けて何とかできるものであれば、保険を掛けるぐらいは安いと思っておりますので、何とかこの小規模集落に分散というものも、もう一度考えていただきたいと思っております。

老朽化した町営住宅、この前まで町営住宅におりまして、台風の後、どうしても水をかけたいですが、住宅の中から、調理場からとか洗面所とか、もともとが違う、ホースを挿せない蛇口に知名町が造ってあるものですから、あと周りに水をかけたくても、自主的にしたくても、自分の部屋から水を引けない状態になっているんで

すよね。それはずっと前から、住宅の潮を流すだけで、恐らくその建物としての寿命も延びるでしょうと思いますけれども、その洗うための水道、手すり等も知名A団地なんかも崩れてやばい状態になっています。あれはもし水道があったら、それは住民がやるべきことだと思っております。潮を流す水道を何とか持ってきていただけないか、ご答弁お願いします。

○建設課長（平山盛文君）

現在建設中の知名C団地A棟までは、ベランダ等に蛇口等を設置してありません。ただ、B棟建設時に設計の見直しをしたときに、B棟からベランダに各戸1か所水栓を取り付けて、そこから潮の塩害を防ぐために台風後には流せるような、当然ホースはついていませんけれども、蛇口は設置してあります。

以上です。

○3番（城村 誠君）

水道があれば、恐らく当然ホースは自分たちで買っていただいてちゃんと流してもらうということで。今ついていないところも何とかできないでしょうか、課長。

○建設課長（平山盛文君）

先ほど申し上げた町長答弁でもありましたけれども、今後、来年度、令和3年度を皮切りに、下平川第二団地から改修工事が入っていくので、その中の設計の中で検討していきたいと思っています。

以上です。

○3番（城村 誠君）

簡単にただ流すだけですので、簡単に掘ってさっと引っ張ってきてつけてくれたら、もうこっちで流すと言っていますので、踏んで割れない程度には多少埋めないといけませんけれども、それほどの予算がかかるとも思えませんので、何とぞよろしく願いいたします。

大きな3番、給食センターについて、食材を積極的に使用しているのか、その答弁につきましては、18%、230万円ほど町の食材を使っていると。

その他としてはどういうところから食材を購入しているのか。町のスーパーなのか、鹿児島の大い業者を利用しているのか、答弁お願いします。

○学校給食センター所長（井上修吉君）

毎月、給食センターのほうでは、月に1回、献立表が決まりましたら、入札というのを行っております。業者は、今年まず当初は2か所、美屋とAコープでしたけれども、最近ニシムタの生鮮食品ができましたので、ニシムタも加わって3社で入札のほうを行っております。地元の野菜、また仕入れられる野菜、果物についてお

願っております。

あと、学校給食会というところがありまして、そこから冷凍物資とか既製食品とか、大きい学校給食会が取り扱っている食材について購入しているというところでございます。

○3番（城村 誠君）

これは、ほぼほぼ知名町で全て調達しているということによろしいんでしょうね。

○学校給食センター所長（井上修吉君）

知名町の食材については、購入しているのは入札している美屋さんとAコープさんとニシムタさんで、あと、町長のほうで答弁していただきましたけれども、生産者グループ（あたらしゃ会）というのがございまして、その方々につきましては、定例会のときに意見交換ということで、来月献立の食材の中から提供できる食材があったら、来月の献立に納入してもらおうということで納品してもらっております。

○3番（城村 誠君）

分かりました。何とぞ知名町の業者を利用させていただきまして、よろしく願いいたします。

最新機の調理機能につきましては、教育長からすばらしい答弁をいただきました。ぜひとも私も行って試食してみたいものがございます。ご招待のほどよろしく願いいたします。

アレルギー児童に対する対応についても、あとすばらしい答弁をいただきました。これでよろしいかと思えます。

④番、これは、私もこの前まで料理人でしたので、集団調理等もやってまいりました。冷凍食品とか既製であるものというのは、多分、日本人だけがこれを安全だと思って食べていると思えます。許可された添加物等々、恐らくこれは一品一品は何もないだろうと思えますけれども、これを組み合わせたときにどういう害が出るのか、それによって何か、最近アトピーの生徒が多く出てきているのではないのか。昔そんなものは入っていませんでしたから。家で取った野菜とちょっと肉と魚と。最近は家庭でも多分そういう料理が多くなっているのかなと思えます。

給食センターというあれで、当日納品、それから洗浄、カット、調理、時間がかかるのは分かりますが、意外とハンバーグとか。今日のメインはハンバーグだと、あとは残念ながらちょっと手を抜きつつ、ここに手作りの愛情を込めて一回やっ飛ばせば意外とできるじゃないかと。じゃ、次はもうちょっと結構なものを作ってみようかなと、次々とできていってしまうものです。これは料理の現場に入った人間として十分に分かることです。始めるまでは難しいんじゃないかと思うかもしれ

ませんけれども、いざやってしまうと意外と簡単にできるもので、それは当然、安全性には留意しながらですけれども、もし許せば、私も暇なときにちょっと応援にでも行かせていただきたいと思います。また、随時質問させていただきますので、本日はこの辺で。

大きな4番、下平川小学校屋内運動場の改修工事について、工期は議決されてから3月19日までだと、改修予算が1億6,000万円程度、大規模災害時の避難場所としても一応の機能は有するというのですが、予算としては大体、その他今までやってきた場所、大きさ的に見て、妥当な感じで予算を組み、落札もされたのでしょうか。お願いします。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

今回の下平川小学校の屋内運動場につきましては、体育館の本体の大規模改修の見積りとして約1億3,910万円かかっております。それから、今回は大規模改修に併せて倉庫と玄関の増築も加えております。その倉庫の中に、倉庫機能と併せて多目的トイレ、それから女子トイレを一緒に入れております。それと玄関の増設も一緒に行っております。その増築の費用が2,257万2,000円ということで、合計で1億6,100万円余りということになっております。

設計価格につきましては、県が出す公共単価それから歩掛かりで、最新の単価で積算をしております。また、歩掛かりについても公表されておりますので、落札されたところもほぼ正確に積算をしてきておりました。設計価格、それから落札については、適正なものではないかと考えております。

○3番（城村 誠君）

すみません、私、新人なもので、これはとっくに決まっているものかと思ったら、今回の議会を通してそれで初めて決まることらしいですので、また決まってからちゃんとお聞きしたいと思います。

これで終わったみたいですね。最初で、すみません、失礼がありました。これで私、城村 誠の一般質問を終わります。

○議長（福井源乃介君）

これで、城村 誠君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後3時15分から再開します。

休 憩 午後 2時59分

再 開 午後 3時15分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、根釜昭一郎君の発言を許可します。

○8番（根釜昭一郎君）

町民の皆様、こんにちは。まずもって、2期目のこの席に戻ってこられましたことを、改めまして皆さんに感謝申し上げたいと思います。感謝申し上げるとともに、2期目とはなりますが、1期目の初心を忘れないよう、今期も皆さんとともに、まちづくりに邁進してまいりたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議席番号8番、根釜昭一郎、一般質問いたします。

1、防災関連問題について。

本町は、台風常襲地帯に位置しています。今年も台風9号、10号と、8月下旬から9月上旬にかけて影響を受けました。本町においても大きな対策を要する被害が発生し、また、コロナ禍での避難所運営が求められた中で、幾つか質問いたします。

①台風9号、10号と、それぞれの台風時の避難所利用者数は何名か。

②避難所での3密（密閉・密接・密集）回避対策は図られたか。

③本町職員等にもBHELP（Basic Health Emergency Life Support for Public）講習を受講された方が数名おられると思いますが、今回の台風時にどのように活用したのか。

④白浜港が接岸不能状態になっていると聞くが、今後の見通しはどうなっているのか。

⑤沖泊漁港から沖泊海浜公園への道路が通行不能になっているが、開通の見込みはあるのか、また、芝生部分で一部地面の浸食が激しい箇所があるが、整備の予定はどうなっているのか。

⑥近年、防風林が本来の機能を果たしていない状況であるが、再整備の予定は。

ア、田皆岬から沖泊海岸の町有林の整備計画はどうなっているか。

イ、田皆岬から泊海岸への県有林の整備計画はどうなっているか。

大きな2、健診・ドックの受診状況及び町民の健康全般について。

今年は、新型コロナウイルスの影響により厚生連健診が中止となり、町民の健診受診率の低下や健康維持、増進のための運動ができていますのか懸念されています。その中で幾つか質問いたします。

①上半期での健診・ドックの受診状況はどうなっているのか。

②食品関連では地産地消がうたわれています。また、コロナ禍により地元の医療機関も多大な影響を受けております。その中で、本町職員はドックの島外受診が多いと思われるが、今年の状況はどうなっているのか。

③高齢者のいきいき教室等の参加者は例年と比較してどうか。

④体育施設の利用人数は例年と比較してどうか。

⑤各種スポーツイベントは中止や規模縮小で開催予定という状況にあるが、幾つのいかなる条件をクリアしたら通常開催とするのか。

⑥健康維持・増進対策として各自治体で趣向を凝らした施策が新聞等で見受けられるが、本町独自で計画している施策はないのか。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、根釜昭一郎議員のご質問に回答してまいります。大きな設問の②の④と⑤に関しましては、教育委員会の所管事項ともなりますので、教育長のほうから答弁をします。

それでは、まず大きな1番、防災関係につきましてのご質問でございますけれども、①台風9号の各字公民館の避難の状況は、8月31日から9月1日にかけて、10字の公民館で15世帯、22名の方が避難しております。台風10号では、9月4日から6日にかけて、21字公民館と田皆中学校体育館、それからあしびの郷ちなで合計23の施設において、最大で189世帯、323名の方が避難をしております。

②台風接近時の避難所における新型コロナウイルス感染予防対策につきまして、避難所運営の課題でもありますが、ご質問の避難所で3密と言われる密閉・密接・密集を防ぐ対策といたしまして、避難者間の距離の確保やパーティションの設置、定期的に換気を行い、避難所内の衛生管理を徹底する必要があります。

台風10号の避難所において、避難者が多く、室内で一定の距離を保つことができなかつた避難所がありますので、事前に避難所に収容する人数を決めて、ほかの避難所への振替などを行い、極力3密の回避に努めていきました。

③のBHEL Pですか、先ほど議員がお話しされましたBasic Health Emergency Life Support for Publicということですが、この講習会につきましては、日本災害医学会が指定する研修会であります。被災地での活動を効果的に、そして効率的に実践するために、災害対応における知識や共通の言語と原則を理解し、被災者の生命と健康の維持、災害発生直後からの被災地内での災害対応能力の向上に資することを目的とした、日本

災害医学会の教育コースの一環でございます。昨年の5月と11月に沖永良部徳洲会病院が鹿児島県では初となる講習会を開催しております。本役場からも2回に分けて、保健師3名、防災担当者1名の計4名が受講しております。対象者は、被災地内での災害発生時から支援者となる医療、保健福祉に関する専門職及び防災業務に従事する行政職員で、医師、歯科医、看護師、その他の医療職で救命救急士や防災担当職員が含まれます。

今回の台風9号、10号においては、医療関係者と連携した災害対応はありませんでしたが、大規模災害が発生したときには、地域医療福祉と連携した災害対応は必要不可欠となりますので、今後につきましても、BHEL Pの講習につきましても、職員を受講させていきたいと考えております。

④白浜港につきましては、台風9号、10号の影響によりまして、知名漁港のマイナス7.5メートルの岸壁延長約60メートルが被災しております。知名漁港は県の管理漁港であるために、復旧に当たりましては、鹿児島県大島支庁沖永良部事務所で対応をしております。県からの情報では、現段階で復旧のめどは立っておりませんが、早急に設計事務所に委託をし、被災状況を把握し、災害復旧事業で補修すると報告をいただいております。

⑤番目、沖泊漁港につきましてですけれども、現在、沖泊漁港から沖泊海浜公園へと渡る取付け道路は、先月末から今月初めにかけて襲来しました台風により、直径2メートルを超える落石があり、取付け道路を封鎖しているところでございます。現状としましては、道路上部の壁面が崩落するおそれやさらなる落石の可能性があるため、経過を見守り、今後の対策を検討している段階であります。封鎖を解き道路を開通するためには、壁面崩落や落石の危険性を除去し、安全性を確保する必要があると考えられます。このため、擁壁や防護柵の設置といった対策工事を施す必要が考えられますが、その内容の検討や財源の確保を含め、復旧方針の策定に時間を要することから、現時点においては、開通するめどは立っておりません。

また、沖泊海浜公園内の地面の浸食につきましては、車両が公園内に乗り上げる際に芝生が削られるということで浸食が進行していると考えられます。今後、公園施設のさらなる利便性の向上を図るために、通路や駐車スペースの拡張を検討する中で、芝生部分への車の乗り入れ口を設置できないかなども検討してまいりたいと考えております。

⑥番目、ご指摘の箇所の防風林につきましては、昭和35年から42年にかけて奄美群島復興事業、昭和55年から平成15年に防災林造成事業により整備され、田皆岬から沖泊海岸の防風林は、字有地が13.8ヘクタール、田皆岬から泊海岸

までの防風林の字有地が18.7ヘクタール、個人の所有地は0.5ヘクタールが保安林として指定されております。

保安林の整備につきましては、地域からの要望に基づき、県が補助事業を導入し整備を行っており、工事完成後は、森林所有者により植栽木の生育管理や雑草木の伐採などの管理を行うこととなっております。改植については、治山事業の中に保安林緊急改良事業があります。該当箇所につきましては、平成28年に地元住民からの要望を受け、町から県へ要望書を提出し、「緊急度等により、当面採択を見合わせる」という調査結果をいただいております。

治山事業は、県が事業主体となり事業を実施しております。今後、地元からの正式な要望があれば、町から県へ防風林の再整備を再度要望することも可能であると考えております。

続きまして、上半期の健診・ドック等の受診状況ですけれども、本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年、集団健診として行われております厚生連健診が中止となったことにより、個別健診として40歳以上の方に、島内医療機関で7月から受診できるように案内をしております。しかしながら、受診してから結果がデータとして本人に届くのには2か月程度かかることから、8月末現在で特定健診の10件、人間ドックで6件、がんドック5件と、例年と比較して受診者数の減少が見受けられるようでございます。

②食品関係の地産地消についての問ですが、今年度は新型コロナウイルスの影響により、日程及び医療機関の変更など、例年とは異なる点もございますが、職員のドック受診につきましては、従来から利用している島外のかかりつけの医療機関での受診が多い状況にあります。今年度に関しましては、島外で56名、徳洲会においては1名の受診が予定されております。コロナの影響もあり、7名の方はキャンセルを申し出ております。しかしながら、本町においては沖永良部徳洲会が人間ドック受診可能機関とされており、健診等でも活用しておりますので、今後、人間ドックでの利用も推進していく所存でございます。

高齢者のいきいき教室等につきましてはの回答でございますが、現在、地域包括支援センターでは、各字を回って行う高齢者のいきいき教室、地域包括支援センターが行う足腰シャンシャン教室、料理教室がありますが、令和2年度は4月1日から4月15日におきましては、新型コロナウイルス感染を心配し、全ての教室を中止しました。5月から6月についても、コロナ感染を心配し、中止を希望される字が多くございましたが、7月以降は全ての字で実施し、8月からは例年並みの参加数に戻りつつあるのが現状でございます。

先ほど申しあげました④と⑤につきましては、教育長答弁とさせていただきます。

最後の⑥ですが、保健センターでは、赤ちゃんがいる保護者の方を対象にした赤ちゃんサロンを実施し、同じ月齢を持つ保護者の友達づくりやベビーマッサージを通して親子のスキンシップなど、楽しいひとときを過ごしていただいたり、ママサロンでは、産後のケアを目的としたヨガや育児相談で、心身の健康を支援しております。その他、小学生とその保護者を対象に、小児肥満や歯の健康、生活習慣病等の予防を心がけた食生活について考える場として、健康教育と併せて親子で料理の楽しさを味わう親子料理教室や、食生活改善推進員と協力して町民を対象とした料理教室や、イベント時の健康レシピ紹介などを行っております。

包括支援センターでは、町内で生活する高齢者が介護状態にならないよう、また、介護状態になってもできるだけ自立した生活が送れるよう、体力の維持、心身の健康を保ち、転ばない体づくりを目指し、足腰シャンシャン教室にて日常的にできる体操を身につけられるような支援を行っております。また、各字を回るいきいき教室では、各字公民館で教室を行うことで、高齢者が集まれる機会をつくり、地域交流を図り、生き生きとした生活が送れるよう支援を行っております。

また、来年度以降は、沖永良部スポーツクラブ・E LOVEと協力して、子供から高齢者までの幅広い世代を対象とした、健康維持、増進のための企画も検討しております。

以上です。

○教育長（林 富義志君）

それでは、根釜昭一郎議員の④と⑤についてお答えいたします。

体育施設の利用人数の件ですが、町民の体育施設としましては、屋内施設である町民体育館、それから屋外施設の大山総合グラウンドがあります。

町民体育館では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、今年の3月29日から5月6日まで39日間休館を行いました。昨年4月から8月までの利用状況と今年度の4月から8月までの利用状況を比較しますと、利用者数は4,211名の減となっており、昨年の53%となっております。利用自粛の傾向が出ていたと思います。

大山総合グラウンドについては、新型コロナウイルス感染の影響が屋外ということで少ないと判断し、施設を開放してまいりました。昨年4月から8月までの利用状況と今年度の4月から8月までの利用状況を比較しますと、利用者数は82名の増となっております。

⑤のいかなる条件でクリアしたら通常開催となるかということなのですが、スポ

ーツイベントの通常開催となりますと、新型コロナウイルスがワクチン等の開発、接種により終息した時期だと思いますが、今後しばらくの間はコロナと共生しながらの対応になるかと思えます。

例えば、本町の例を述べますと、5月14日の感染症危機管理沖永良部現地対策協議会で、5月15日から島内在住者のみが参加するスポーツ行事の再開を認めるとの決定により、5月31日に町民体育館において、かごしま国体デモンストラシヨンスポーツ・ミニバレー大会が島内在住者のみの選手、役員など約100人が参加して開催いたしました。大会では、午前中の開催で時間短縮を図り、手の消毒、体調が優れない方の入場自粛、使用器具の消毒、定期的な換気、スポーツ競技以外のマスクの着用などの注意喚起と感染予防対策を取りながら開催することができました。

次に、10月11日に大山総合グラウンドで開催予定でした町民体育大会につきましては、8月7日の実行委員会において中止が決定いたしました。これにつきましては、事務局案として、3密を避けた上で昼食なしの午後からの半日開催、競技種目を減らした時間短縮等で開催したいとの提案をいたしました。委員や各チームの監督から、チームでの団体種目練習は自粛し、大会だけ実施しても意味がないのでは、例年でも参加選手を確保できない状況なのに現在の状況ではさらに選手確保が難しいとの意見があり、挙手により開催反対多数で中止となった次第です。

このようなことから、今後もその時々状況によって協議を行いながら、判断をしていくことになるかと考えております。

以上です。

○8番（根釜昭一郎君）

それでは、順を追って再質問のほうをしていきたいと思えます。

①避難所利用者数を教えていただいたんですけれども、一番多かった施設の人数を教えてくださいたいと思えます。

○総務課長（瀬島徳幸君）

お答えいたします。

9月6日の9時時点になります。田皆のコミュニティーセンター、77名でした。

○8番（根釜昭一郎君）

②と関連していくので、①と②と併せて聞くような形を取りたいと思っております。

今回の避難所運営に関しては、通常の避難所運営とは別にコロナ対策も考慮されたと思うんですけれども、コロナ対策として留意した点。先の町長の答弁でありま

したように、避難所のほうに職員を3名ずつ配置されたということですが、その配置された職員は何に留意して、避難所の運営のほうのサポートに入られたのでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

事前に各避難所にはマスク、消毒液等を配布したところではありますが、実を言いますと、まず、避難所の3密対策には、パーティションなどのそういう器具が不足しておりました。6月補正で承認いただきましたので、発注しているところではございましたが、届いたのが実際の台風10号の後ということになりまして、残念ながら、その時点では使用が不可でございました。

また、3密対策については、役場課長会の中では周知を行ったところですが、その後、職員に流すまでに台風9号、10号という形で随時現れたものですから、それが間に合わずに現在に至ったということでもあります。

今後については、また3密をカバーするような避難所運営について、保健福祉課からの資料も提供を受けておりますので、区長会または職員の中で周知を図って、それを全員でやっていけたらいいと考えて思っています。

○8番（根釜昭一郎君）

避難所運営に関しましては、後の議員のほうでも質問はあろうかと思うんですが、幾つか気になった点があるのでお聞きいたします。

コロナ対策でされるとすると、1世帯当たりのスペースが3メートルずつ、世帯間は1メートル空けると、そういう要は国からのスペースの指示があったり、あと、通常の避難所運営の場合もそうですけれども、高齢者の方や高齢者で介助が必要な方、また身体障害者で車椅子等を使われる方、コロナではないんですけれども発熱されている方、もしくはほかの病気があった方等々、場所を分けて避難所のスペース、空間の中では地区を分けるような形を取っていくのが、多分、避難所運営のやり方だと思うんです。今後、そういったところまで突き進んだ形での避難所運営を検討しているのかというのと、身体障害者や高齢者への対応はどうされたのかをお尋ねします。

○総務課長（瀬島徳幸君）

要支援配慮者というんですか、高齢者、身体障害者、これについては包括支援センターのほうで名簿を作成して、字の民生委員にお渡ししているところです。それを基に民生委員または区長さん、そして消防団員にご協力をいただいて、避難所への移動をしていただく。

また、避難所の中では、今後についてはこれからの課題になりますが、保健師等

は限られております。その中で、やっぱり保健師の指導を受けながら、職員へも研修を行いながら、そういう対応ができるような体制は今後取っていくべきだとは思っております。

また、3密体制については、とにかく区画分けが大事になってきます。そういう場所を各集落の公民館で確認をしながら、どういう形でパーティションを置いて区画整理していくか、そういうのもまたこれからの課題であると思っておりますので、実地の確認をしながら、今後役に立てていけるようやっていきたいと思っております。

○8番（根釜昭一郎君）

コロナ禍における状況で、各公民館、避難の収容人数を計算すると、大体1公民館何名ぐらいになると想定されていますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

田皆コミュニティーセンターが、想定の収容人数が、通常であれば80人を予定しております。コロナ禍対策とするとその半数程度、40名程度がいいんじゃないかなと思っております。よろしいでしょうか。

○8番（根釜昭一郎君）

今年からいつまで続くか分からないですけれども、コロナ関連まで加味していくと、非常に運営していく中でいろいろ考慮しないといけない点が増えていくと思いますので、今後はぜひ、前回の9号、10号の際の例がサンプルという言い方はおかしいですけれども、例が取れましたので、今後の対応の参考にして、いい避難所運営ができるようにしていただきたいと思います。

その中で、住民のほうからの声の中で、女性用のトイレであったり、男性用の大きいほう用を足すトイレを利用する際に、ほとんど公民館が避難所として利用されたんですけれども、手すりがないという声を何名かの方から伺って、その辺の状況は把握されていますでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

今の件については、今後、現地を確認させてください。その後、検討していきたいと思っております。

○8番（根釜昭一郎君）

避難所関連ですけれども、今回は対応されていないのは分かっているんですけれども、コロナというのは感染症なので、いざ避難所開設時にマットであったり、これからパーティションだったり、いろいろ使われると思うんですけれども、その使用した後、今回の避難所で使った後のマットですとかも、多分そのまま収納してい

る状態、除菌とか一切されていない状態での各字での収納になっていると思います。いろいろ助成事業等、私のほうでも調べてみたんですけども、避難所を使用した後の助成というのはなかなかのっていなかったもので、今後、実際にコロナが知名町で、我が町で発生しているときに避難をしないといけないというそういう状況があった場合には、使用した後の感染症対策も必要になってこようかと思しますので、その辺も調べておいていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

次に、③いきます。

BHEL P講習、災害対策後の対応の講習会になろうかと思うんですけども、災害対策後の講習を受けることが、先ほど言いました、取りあえずじゃないですけども、このブロックにどういった方を收容します、このブロックにはお子様連れの方を收容しますというような形で施設内をある程度分けておくのも今後の災害対策としては必要になっていくかと思しますので、ぜひ受講された方、保健センター3名、総務部で1名おられるようなので、その辺も今後検討していただければと思います。

次に、④にいきます。

白浜港の今後の見通しについては、復旧のめどは立たないということでしたけれども、台風時には、皆さんご存じだと思うんですけども、すごい高波が白浜港に打ち寄せております。復旧もなんですけども、その抜本的対策の接岸部分の先にしっかりとした防波堤を構築するすとか、消波ブロックを置くとか、要請する段階でそういう考えはお持ちでしょうか。

○町長（今井力夫君）

この白浜港につきましては、このような災害等が発生しないように、これに関する大手の企業の皆さんが、先般、町長室においでいただきまして、白浜港の今ある岸壁の先っちょのほうに二、三メートル直角に出すことによって大いに波力を弱めることができるんだという話をお聞きして、では、どうして白浜港においてそのような措置を県は講じていなかったのかというようなことをちょっとお聞きしました、担当者はちょうど県のOBでしたので。そうしますと、この白浜港においては非常に水深が深いんだと、その先っちょのほう。そういう意味で、ここに波消しブロックを置くとすると、かなりの数を置かなきゃいけないということと、それに対する波消しブロックを造る装置をそこに持ってきておいてしなきゃいけないということで、かなりの予算が必要となるということ、この2点の説明がございまして、今の段階では非常に、防波堤の先っちょに直角に二、三メートルの波消しブロックを置くというのは、白浜港においては水深が深いので、これが一番の大きな理

由で難しいだろうというような回答でございました。

○8番（根釜昭一郎君）

復旧のめどは立たずということなんですけれども、町としての要請としては、少なくとも何年までにか、要請のほうでは、どれぐらいの期間をめどに要請をかける予定でしょうか。

○町長（今井力夫君）

先般来られたときに、ですから、その辺の話はしたところでございましたけれども、当の本人が県の港湾の関係者であったときに、やはり難しい面があるということでしたので、それでしたら今ある岸壁の対岸にもう一つ岸壁を造れないのかというようなところの話はさせていただいております。

これについては、波の出入り等を今後さらに調査した上でないと回答が出せないもので、本格的にそういう調査を依頼していただけるのであれば依頼をして、そして、県に報告書を出すことは可能ですよというような回答はいただいております。

○8番（根釜昭一郎君）

⑤番にいきます。

⑤番のほうも復旧のめどは立たずという状況のようなんですけれども、今後踏んでいくスケジュールを教えていただければと思います。

○企画振興課長（元栄吉治君）

沖泊海浜公園に続く取付け道路に、8月下旬から9月上旬の台風の襲来によって、2メートルを超える落石がありました。落石につきましては、先週の金曜日に町内の業者さんにボランティアで除去してもらった状況でございます。ただ、その地形を見てもらえば分かると思いますけれども、その落石したところが琉球石灰岩の堆積土壌でございまして、海岸段丘状になっております。ちょうど落ちたところがオーバーハングした状況になっておりますので、まだその安全性が確認できないということでもあります。

来月の中旬に、地質調査会社が来られますので、その状況を見てもらって状況の確認と、あと、どのような対策をすれば安全に通れるか、そこまで助言をいただきながら、今後、復旧に努めていきたいと思っております。なので、今現在の段階で、いつ頃復旧というのは見通しが立たない状況でございます。

○8番（根釜昭一郎君）

出入口の封鎖のほうはしっかりとした形で取られていますでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

出入口につきましても、ガードレールで通れないようにしておりますが、公園内

の水道が今漏水しているのが分かりまして、そののちょっと復旧もしないといけないということがありますので、通れない形にはしていますが、関係車両が入れるような形で封鎖はしております。

○ 8 番（根釜昭一郎君）

④番、⑤番と、台風によってちょっと見通しの立たない状況のようではございますけれども、しっかりした状況確認が終わりましたら、いつ頃までにという要請のほうは早めの期間で要請をかけることと、町民への周知のほうもよろしく願います。

⑥番目の防風林なんですけれども、字有地に設置しているの、地元住民で後の管理をとということなんですけれども、住民が管理できる樹木の大きさというのは限られていると思うんです。防風林ではないですけれども、国立公園であったり国立公園であったりの防風林の管理のほうは、防風林を管理する施設を国のほうで設置して、国のほうで管理していくような形を取っているところが多分多いと思います。字有地にあるからといって、非常に危険な高木を字の住民に高木になってからも管理をしてくれというのは、本末転倒といいますか、もう今の時代には合わないのではないかと思うんです。

その件について、町のほうから県に、町有林の管理に関してもそうですけれども、県有林のその管理方についても要請等はかけられないものではないでしょうか。

○ 農林課長（安田末広君）

確かに、田畑については、議員が言われるように非常に広大な土地であります。その整備につきましては、結論的に申し上げますと、やはり国、県の事業で改植を粘り強く申請したほうがいいんじゃないかというふうに思っております。事業でのせることはちょっと困難かもしれませんが、一旦事業にのせさえすれば、国、県の補助金で全て賄えるわけですので、議員おっしゃったように非常に広大な土地です、町としてもなかなか管轄できるような面積でもございませんので、粘り強く事業にのせること方策として考えたほうがよろしいかと思っております。

○ 8 番（根釜昭一郎君）

また、実際問題として、防風林等の維持、管理マニュアルみたいなものは字のほうにもありませんし、もし、あるようでしたら住民のほうに教えていただきたいという点と、建造物、公共施設等にも耐用年数があり、長寿命化計画等を立てますから、防風林であっても一緒だと思うんです。防風林として災害等で機能しなくなったら、当然その補修はしないといけないでしょうし、長寿命化を図るために何らかの対策をここは管理するところでしてくれと、そういう施策を打つべきであろうと思われるので、ぜひ現状を訴えていく中で、県、国のほうにもその旨、今後は訴え

ていっていただきたいと思います。

大きな2番のほうにいきます。

特定健診の結果通知書が来ているのが、10件しか来ていないということでしょうか、保健福祉課長。

○保健福祉課長（成美保昭君）

今年は例年4月に行っております厚生連の集団健診を、新型コロナウイルス感染症の防止の観点から行っておりません。それに代えて個別健診というものを行っております。島内全医療機関に契約をいたしまして、基本健診、オプションで行うがん検診等も入ってきますが、それを順次、該当者40歳以上の方に配付しております。

現在のところ、受診から連合会のほうを通して本町にデータが入ってくるまで2か月かかる状況になっておりまして、8月末現在でお示ししたとおりの件数となっているところです。

○8番（根釜昭一郎君）

個別健診、長寿健診も含めてになろうかと思うんですけども、郵送した件数を教えていただけますか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

40歳から74歳までの特定健診については、令和2年度で対象者数が1,616名となっております。長寿健診については、ちょっとこちらのほうに資料がないので、また後をもってお知らせいたします。

○8番（根釜昭一郎君）

私もこれからなんですけれども、ぜひこの受診率を上げていただくよう、その広報活動のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、②のほうにいきます。

①番のほうでもコロナ禍に関連して質問したわけなんですけれども、コロナ禍の状況の中でも、先ほど町長の説明でいくと56名、7名キャンセルということなんですけれども、60名ぐらいの方が喜んで島外に行かれると。

人間ドックは、ここにおられる、前におられる皆さんは受診されたことが当然あるんではないかと、いろいろな国民健康保険、協会けんぽさん、あといろいろな組合健保さんがあるんですけれども、病院のほうに確認しますと、断トツで地方職員共済組合さんが島内で受診されていないということなんですけれども、これは何か島外で受診されるメリットがあるんでしょうか。いろいろなものに入っておられて助成金も多分多数出るとは思うんですけれども、何か理由があるのでし

ようか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

職員の間ドックについては、総務課共済係が担当しているところですが、メリットがあるかどうかということなんですけれども、多分、職員に聞きますと、過去よりずっとその病院でかかりつけみたい人間ドックを受診してきたと、そのデータがあると、そういうことで今後もその病院を受診していきたいと、そういうことはあるかと思えます。

また、町長の答弁でもありましたが、沖永良部徳州会病院も何年か前からですか、10年ぐらいになるんですか、人間ドック、うちの共済の指定になったのが。そういう絡みもありますので、ぜひ今後についても、なるべく地元で経費もかからずに受診できますので、推奨していきたいと思っております。

○8番（根釜昭一郎君）

こういうコロナ禍にある状況ですので、医療機関等も多大な影響を受けておりますので、ぜひ今後は地元を受診していただければと思います。本町内にある病院のほうは救急病院になりますので、本当に救急時になったときに皆さんの情報が病院にない場合には第一処置が遅れてしまって、せっかく優秀な皆さんですのに、第一処置が遅れることによって何らかの障害を来したりすることが非常に心配なので、ぜひ地元にある医療機関のほうに、何かあってはいけないんですけれども、毎年受ける必要はないと思うんですけれども、データを一度保存しておくのもよろしいかと思えますので、ぜひ推奨していただければと思います。

③番、④番は、一応中止期間があったということで、例年よりは減っているという状況のようです。

スポーツイベントに関しては、コロナが終息したら……。終息しないかもしれませんが、これは。今、警戒レベルは第2段階ということなんですけれども、先日、鹿児島市内のほうでクラスターが発生したので、警戒レベル2としてもいいのかなと思うんですけれども、これは県内でゼロの期間がどれぐらい続いたら第1段階になるのでしょうか。すみません、町でつくったコロナの警戒レベルの話なんですけれども、警戒レベル1段階にはならないのでしょうか、お尋ねします。

○保健福祉課長（成美保昭君）

先日、両町におきまして、沖永良部島新型コロナウイルス警戒レベルというものを策定いたしまして公表いたしました。現在、両町ホームページのほうで、現時点での警戒レベルは何レベル、今は第2段階（警戒レベル）ということになっております。これは色でも表示してありますが、黄色の信号ということです。島内に感染

者が発生していない。ただし、県内もしくは隣県に感染者が発生している状況で、いつでも入ってくる可能性があるということです。

警戒レベル第1段階の注意喚起レベルにどういうときになるのかということですが、コロナがなくなるまで、ここへは入ってこないと思います。であれば、必要ないかと思いますが、新型インフルエンザ等もあります。これからはやってくる時期となります。感染症については、ほとんど予防策が同じようなものとなっております。現在、日本全体でいまましても、インフルエンザの感染者が非常に少ない、減っている状況です。今年の冬にかけても、コロナと同じ対策を取っていれば、これは防げるのではないかと考えておりますので、この警戒レベルは4段階まで設置してはおりますが、第1段階に入ることはないのではないかと考えております。

○8番（根釜昭一郎君）

専門医療機関も入れてのレベルの設定だと思えますけれども、これでは通常どおりのイベントであったり、いろいろな事業ができないのかなと思いますので、今後はもう少し検討して、いろいろなイベント、交流ができるよう、再度構築し直していただきたいと思えます。

最後、⑥番ですけれども、町長は、現在行われている事業に関していろいろご説明いただいて、今後の件に関しては、新しいのはヨガ教室であったり、来年度以降のE L O V Eの活動のようなんですけれども、新聞では、宇検村のほうで体重買い取りますと、自分のところは宇検村に移って減量したら、大分お金もらえるのかなと思ったりもするんですけれども。

一番のコロナ禍で懸念されるのは、人が動かなくなることによって、高齢者の体力の低下、高齢者のレベルの低下というのが非常に危惧されます。高齢者のレベルの低下というのは、一朝一夕には元には戻りません。元に戻すのは非常に難しいです。現状維持が精いっぱいだと思います。

多分、神奈川県だったと思うんですけれども、とある市では、一人一つずつ万歩計を高齢者に配布して、この万歩計の歩数で、知名町でやっている元気度アップ・ポイント事業ですか、そういった形でポイントを付与して、高齢者の人にウォーキングとかはそんなに密にはなりませんので、そういったのでポイント加算して、健康増進に努めると体力のレベルを落とさない、ということに努めている地区もあるようです。密にもならない、本人の体力づくりにもなる、健康にもなる、医療費の極端な増加にもつながらない、そういう施策を今後検討していただければと思いますので、今後、考慮していただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（福井源乃介君）

これで、根釜昭一郎君の一般質問を終わります。

本日の日程は、全て終了しました。

本日はこれで散会します。

明日25日は、午前10時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時16分

令和 2 年 第 3 回知名町議会定例会

第 2 日

令和 2 年 9 月 25 日

令和2年第3回知名町議会定例会議事日程
令和2年9月25日（金曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

○日程第1 一般質問

①西 文男君

②窪田 仁君

③外山 利章君

④新山 直樹君

⑤川畑 光男君

⑥福川 勝久君

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	福川 勝久君	2番	奥山 雅貴君
3番	城村 誠君	5番	窪田 仁君
6番	川畑 光男君	7番	新山 直樹君
8番	根釜 昭一郎君	9番	西 文男君
10番	宗村 勝君	11番	今井 吉男君
12番	外山 利章君	13番	福井 源乃介君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永 勝人君 議会事務局主査 池田 勇夏君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	今井 力夫君	会計管理者兼会計課長	村山 裕一郎君
副町長	赤地 邦男君	税務課長	柴 照和君
教育長	林 富義志君	町民課長	平 和仁君
総務課長	瀬島 徳幸君	保健福祉課長	成美 保昭君
総務課参事	藤田 孝一君	水道課長	池上 末亮君
企画振興課長	元 栄吉治君	子育て支援課長	池沢 由美子君
農林課長	安田 末広君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	甲斐 敬造君
農業委員会事務局長	上村 隆一郎君	教育委員会事務局次長	高風 勝一郎君
建設課長	平山 盛文君	兼生涯学習課長	
耕地課長	窪田 政英君	学校給食センター所長	井上 修吉君

△開 会 午前１０時００分

○議長（福井源乃介君）

議場内の皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 一般質問

○議長（福井源乃介君）

昨日に引き続き、一般質問を行います。

西 文男君の発言を許可します。

○９番（西 文男君）

議場の皆様、改めましておはようございます。

本日も傍聴、誠にありがとうございます。そして、インターネットで議会中継をご覧になっている皆さん、本当にありがとうございます。今後も議会活動、議員活動に注視をしていただき、一緒に知名町づくりに我々に知恵を与えていただければと思います。

このたびの改選で２期目の議員のスタートとなりました。皆様に心より感謝を申し上げ、知名町民の一人として、また町発展に最大なる努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

それでは、議席番号９番、西 文男が質問を行います。

質問を行う前に、現在、世界で流行している新型コロナウイルスの感染拡大、そして貴い命を失った方々にご冥福をお祈りするとともに、一日も早いワクチンの許可、そして世界の皆さんが健康で長生きできるよう祈っております。そして、我が日本では台風による災害により貴い命を失い、そして財産、仕事場等々たくさんの自然災害に見舞われております。一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは、議席番号９番、西 文男が質問を行います。

町の総合的な施策について。

- ①フローラルパークの今後の計画はどうなっているか。
- ②現在、フローラルパークの各施設利用状況はどうなっているか。
- ③現在、フローラルパークの各施設の利用料金はどうなっているか。
- ④人生１００年時代と言われていますが、現在、敬老者の方々への長寿に対する

町の施策はどうなっているか。

⑤緊急時の避難箇所指定されている避難場所は町内に何か所あるか。また、その避難箇所へのAEDの設置はどうなっているか。

⑥車のナンバー設置時の封印は現在どのように行っているか。

大きな2番、農業施策についてでございます。

①現在、工事中の第二田皆地区の基盤整備における工事規模、附帯設備はどうなっているか。また、同地区の同意率は何%で、工事進捗は何%ぐらいでしょうか。

②同地区の畑かん希望同意は何%か。また、水源はどのような計画になっているか。

③過年度工事（基盤整備、畑かん完了地区）の未設置圃場への給水栓設置はできないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

議場内の皆様、そしてインターネット中継等をご覧の皆様、改めましておはようございます。

本日、2日目の一般質問が開始されておりますが、町民の皆様におかれましては、本議会等の中でいろいろな町の課題等につきまして関心のある部分が大いにおありだと思いますので、またいろいろなご意見をその都度お聞かせいただければと思っております。

それでは、西 文男議員のご質問に回答してまいります。

まず1番目、町の総合的な施策についてでございますけれども、①から順を追ってお答えします。

フローラルパークにつきまして、フローラルパークは、鹿児島県の地域振興推進事業を活用し、平成29年度に幼児用の遊具や令和元年度には多目的運動場の拡張等を実施し、多くの町民にご利用いただいているところでございます。利用者のさらなる利便を向上させるために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も活用し、本年度は遊具設置箇所付近には、遊具で遊ぶ前、遊んだ後に子供たちが手洗いできるように水道等を設置する予定でございます。また、日差しの強い日に利用者が休憩できますようにパーゴラの設置を予定しております。次年度におきましては、多目的運動場の拡張に伴い屋外トイレまでの距離が離れているために、屋敷側芝コート付近にはトイレを新たに設置する予定でございます。

②番目、フローラルパークには屋外に遊具、ペダルゴーカート、テニスコート、グラウンドゴルフやバスケットボールができる多目的運動場がございます。そして、

管理棟にはテナントが入っている喫茶店など会議室もございます。利用状況は、利用申込みが必要で料金が発生するもの、グラウンドゴルフやテニス、会議室のみ把握しております。利用者数は、令和元年度実績でグラウンドゴルフが1万921名がご利用しております。テニスは1,118名の方がご利用しております。会議室は8回ほどの利用を聞いております。

それから、料金等につきましてですけれども、テニスコートにつきましては、大人は1時間、ワンコート400円でございます。高校生以下におきましては、2時間で1コート100円というふうに設定しております。夜間照明利用につきましては、300円を徴収していただいております。

それから、グラウンドゴルフは、11枚つづりの券が1,000円、23枚つづりで2,000円の回数券を利用する方は、1日100円を使用するというようになります。月額利用券購入の方につきましては1,500円と設定しております。

会議室全室利用の場合には1時間1,000円、1室1時間500円、それからテナントは月額1万円となっております。

幼児が利用しますペダルゴーカートを含めた遊具と、またバスケットボールやサッカーをする部分におきましては、無料に設定しております。

④番、令和2年9月1日現在、本町の高齢化率が37%となっております。3人に1人が65歳以上の高齢者となっており、急速に高齢化が進行しております。今後、団塊の世代が75歳となる2025年には、高齢化率は40%を超えるのではないかと見込まれております。認知症や医療を必要とする人など、医療ニーズや要介護リスクの高まる高齢者の増加などが予想されております。

本町におきましては、知名町高齢者保健福祉計画及び第7期の介護保険事業計画において「いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策や介護保険サービスを継続して展開してまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援の5つのサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアの実現を念頭に、保健、医療、福祉の関係機関・団体の連携を図り、地域全体で高齢者を支える体制づくりに取り組んでおります。

施策といたしましては、高齢者元気度アップ・ポイント事業を継続して行い、老人クラブの活動やサロンの活動、一般介護予防事業で実施しております教室等への参加に対しましては、ポイントを付与し商品券に交換して活動への参加を促し、健康づくりや社会参加を応援しております。

生活支援サポーター養成におきましては、有償ボランティアとして年齢の制限な

く担い手を募集し、高齢になったからといって支援を受ける側だけになるのではなく、高齢になっても活動できる範囲で支援する側になっていただき、地域での役割があることが生きがいや介護予防にもつながることを理解させる取組等も実施しております。

⑤番、災害時に避難所に指定されております施設は32か所でございます。そのうちAEDを設置しているのは、町民体育館、あしびの郷、老人福祉センター、町内の各小中学校合計10か所でございます。各字公民館へのAEDの設置につきましては、救急講習を通じてAEDの取扱いと効果を十分理解していただく必要がございますので、消防署と連携をして、希望する字につきましては講習会を実施しております。AEDの使用方法は、音声メッセージの指示どおり行えば確実に操作することができるのですが、緊急時、緊迫した状況の中で冷静な判断と的確な行動が必要になります。今後につきましても、モデル地区を選定いたしまして試験的に設置をすることを現在検討しております。

⑥番、自動車登録番号標、いわゆるナンバーと言われるものですが、これの封印につきましては、道路運送車両法第11条第1項に基づき、離島にあっては政令で定める市町村の長の行う封印の取付けを受けなければならないこととなっており、車台番号や自動車検査証、ナンバープレートを確認し、税務課で取付けを行っております。封印制度は、自動車と自動車検査証の同一性を確保すること、また自動車登録番号標の取り外しや車両の盗難を防止するなどの重要な役割がございます。このようなことから、ご質問の封印をどのように行っているかということにつきましては、以下のとおりとなっておりますので、ご説明申し上げます。

まず、奄美自動車検査登録事務所から交付されております自動車登録番号標と封印が、知名町役場税務課へ郵送されてきます。2番目に、自動車整備工場におきましては、知名町役場へ自動車を持ち込みます。次に、自動車整備工場などは、税務課から自動車番号標を受け取り、自動車へ取り付けます。そして最後に、税務課の職員において、ナンバープレート、自動車の車台番号と自動車検査証の車台番号の同一性を目視で確認し、封印の取付け作業を行います。

以上が、自動車のナンバーの取付け時に行います封印の手順でございます。

続きまして、農業政策等につきましてはのご質問ですが、①番、まず初めに、第二田皆地区の事業概要についてご説明します。

本地区は、平成29年度に事業が採択され、現計画では令和7年度までに9年間の事業となっております。

総事業費は34億9,900万円、事業内容は区画整理が68.1ヘクタール、

畑かん整備に66.7ヘクタール、農道整備5.4ヘクタールを一体的に整備する計画でございます。

また、区画整理の附帯工事といたしましては、道路工が1万161メートルです。排水路の工事が6,564メートルでございます。沈砂池を5か所設置する予定です。それから、浸透池が12か所整備予定で、畑かん整備の附帯工事としましては、集水池を2か所、加圧施設を3か所、取水施設1か所の整備等を計画しております。

区画整理の計画に対する同意率は、現在90%となっております。令和元年度末までの予算額は、5億9,157万2,000円を計画しております。進捗率は、事業費ベースでは16.9%となっております。

また、畑かんにおきましては、工事着手までには数年を要することから、現段階では同意徴収を行っておらず、区画整理工事完了までに今後、同意徴収を行っていく予定です。

水源は、先ほども申し上げました、集水池2か所と宝田ダム、大山池及び正名配水池等が計画されております。

続きまして、3番目の畑かん完了地区への給水栓を設置する事業はないかというご質問だと思いますが、知名町におきましては、平成30年度から農業基盤整備促進事業を実施し、国が60%、町が20%、受益者が20%負担と、やや割高にはなりますが、給水栓を設置しております。今年度が事業の最終年度となりますので、昨年3月にパンフレットを全戸に配布するなどして、追加募集も行っております。

今後も新たに要望がございましたら、本事業に代わる新規事業で対応を検討していく考えでございます。

以上で、私の回答を終わります。

○9番（西 文男君）

それでは、順を追って質問をしたいと思っております。

まず、大きな1番の①②③と3つ、フローラルパークの件でございますので質問をさせていただきます。

今後の計画については、現在のまず子供の遊び場で幼児はあるが、小学生等を中心とした遊具等も考えていると。それから、日焼け対策も考えているというふうな話でございます。これ非常にありがたいことであります。以前に、新山議員が小学生についての遊具の質問をしたかと思っておりますが、そういう形で計画をしているということで非常に助かっております。

それで、まずフローラルパークの確認をしました。二、三質問をしたいと思っております。

まず、サッカー場とバスケット場のベンチが2か所、東側にあると思うんですが、管理棟の近くですね。そのうちの支えの部分が腐食して、危険な状態であったというのが一つ。それと、先ほど、利用には当然無償のためにサッカー、バスケットを利用する人数のデータはないんですけども、いずれにしても利用しているのは確認しております。そのサッカー場のゴールの支えがないので非常に危険であるという利用者があるんですね。サッカーゴールは止めないと、強風であるとか、ぶら下がったりしてはいけないんですが、する可能性があるということで止めるようなことについてはどのような計画をしているんですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今、ベンチ、それからサッカー場の危険な箇所があるということでしたので、確認をして対応したいと思います。

○9番（西 文男君）

それから、昨日はたまたまですけども、ある中学校が駅伝の練習を小田線の県道沿いの歩道のほうでしておりました。私が考えるに、先ほど町長も話していましたが、フローラルパークを知名町総合健康ランドフローラルパークというような構想ではどうかなというふうに思って、外周、今歩けるコース800メートルぐらいですか歩いてみましたら、新設した屋子母側の未舗装の部分が何か所かありました。そこについては、実際にウォーキングしている人がたまたまいました。それと、そういう意味を含めてすると、フローラルパーク内の街灯について以前、大藏議員が質問したかと思うんですけども、ぜひそれを町長が言っている再生可能エネルギー、太陽光をつけた街灯等の検討はできないのか、いかがでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

街灯等につきましては、6月議会で、今ついていないということで既存の街灯を修理して点くようにはしております。ただ、外周約800メートルありますけれども、その外周につけるとなると、また新たに増設をしないといけないと思いますが、補助事業がありまして、例えば太陽光を利用したものとかありますので、今年度はちょっと募集が終わっていますので、また来年度以降、そのフローラルパークだけじゃなくほかの公園施設とかも導入できるかを検討して、そういう再生可能エネルギーを活用した街灯等についても導入をしていければと思っております。

○9番（西 文男君）

非常に芝生を増設した場所については気持ちよくて、ウォーキング、ランニング等々含めた場合に、総合的な、仮称ですよ、私が言ったのはあくまでも。総合健康ランド知名町フローラルパークと、もう最高の場所じゃないかなと思います。

ロケーションについても、海のすぐ近くでありまして、アダン等も整理をされて有効に利用できるようになっていました。それと、屋子母側にあれは倉庫ですかね、コンクリのがあると、あれは今現在どのような利用の仕方をしているのでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

以前、貸し農園がありましたけれども、今グラウンドゴルフ場に整備する前はハウスが建ってまして、そのかん水用のポンプが今現在も入っております。

○9番（西 文男君）

先ほど、トイレの増設を考えているということで話をしました。歩いてみると、やっぱり場所が遠い、サッカー場のところにトイレがありますが。そうしましたら、その倉庫についての利用でトイレを今もし新設したら、トイレの内容としては障がい者も入れるようなトイレを考えているとしたら、費用的にはどれぐらいの費用を考えていますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

トイレの便器の数とか大きさにもよりますけれども、一応、予算内2,000万円前後を考えていますが、設計の段階で、今言われた既存のコンクリートの建物を使えないかということで相談はしておりますが、まだ検討の段階ですので、具体的な絵は描かれていない状況でございます。今年度、予算の範囲内で設計をして、来年度新設する予定の計画であります。

○9番（西 文男君）

ぜひ、散水の施設の倉庫という形であれば、今現在、芝生を植えた年度であるので散水施設をセットとしたままだと思います。根がついてしまえば、その散水の施設のコンクリの建物は非常に頑丈でした。だから、トイレ等をもし計画しているのであれば、財政も考え、最良の方向で検討していただくよう要請をしたいと思います。

それから、なぜ総合的な健康ランドといいましたら、先ほど利用人数が年間1万2,000人、これはサッカー、テニスを含まずです。ということは、町民が今5,700人ですね、人口が。2.1人以上利用しているという捉え方になると思います。

そこで、健康ランド的に考えますと、利用料についてですけれども、テニスコートも含め、知名町の今現在の保険納付税というのが非常に高い。国保に限ってです。高い金額の納付をしているのが現状だと思います。県からの調定額では、隣町よりも前年度も今年度も高い数字が出ていると思います。そこで、健康増進の意味を含め、料金のほうについてお尋ねします。

まず、グラウンドゴルフの1日100円、回数券11枚つづりで1,000円、23枚つづりで2,000円、それから月額利用が1,500円ということですので、年間にして月額を買うと1万8,000円になると思います。そこで、他市町村の施設の中で、年間会員という制度も設けているところがあります。隣町ですね。ちなみに数字で言いますと、タラソで月額6,000円、年間5万円なんですね。月額を12で掛けると7万2,000円で、年額で買うと5万円、ですから約70%で年会員を募集しています。知名町のグラウンドゴルフの回数券利用料について、年額の計画はどうなっていますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

グラウンドゴルフの利用料金につきましては、利用者の利便性や確実な料金徴収を考慮いたしまして、6月議会におきまして、1か月の利用券を設定するなど料金の改定を承認いただいたところでございます。料金につきましても、以前は半日100円、1日200円、もし毎日来るとすると1か月6,000円かかるということでもございました。利便性も考え、それから料金の徴収も考えまして、今、月額1,500円なんですけど、本来ならばもう少し高い利用料金を設定したかったところですけども、1,500円と、ある意味割安というか格安の料金設定にしております。

フローラルパークの指定管理の収支状況につきましても、町が650万円、指定管理料を出しています。利用料の収入につきましても、昨年度が114万円という形になっていまして、支出が全部で783万円ぐらにかかっています。管理委託料が650万円、それから利用料金が114万円ということになりますと、運営につきましてもこれ以上安くするとなかなか大変ということもありまして、また、もともとが低い料金に設定していますので、現在のところなかなか年間割というのは考えていない状況でございます。

○9番（西 文男君）

町長にお尋ねします。

グラウンドゴルフをほとんどやっている方に話を聞く機会がありました。ただ、その値段が高いというより健康増進、それから、日々の健康増進のために人との関わり等々をもって、そのグラウンドゴルフをやっている健康増進の一助にはなっていると、利用している方が話していました。ほとんどの方でした。

ですから、グラウンドゴルフ協会の開催をするに当たり、四十何チームは常に満杯で、すぐ締切りがいっぱいになっているという状況だと思います。今言った町の指定管理の契約の金額に当然届いてはいないんですが、健康増進を含め本人たちが

いわく、病院へ行く回数等々も減っていると、お互いに健康に留意して頑張っているという話がありました。

そこで、年間の利用料の設定をするお考えはいかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

年間のパスポート券を設定してはどうだろうかということですので、その件につきましては面白いアイデアだなと思っております。ただ、これは利用者の皆さんの意見もまた当然聞かなきゃいけないかなと思っております。

ちなみに、大島郡のグラウンドゴルフ場の利用料金は1日500円となっているんです。それをはるかに、我々としては、今議員がおっしゃるように、町民の健康維持をどうしていくかという視点から、より利用しやすい状況をつくり上げていきたいということを考えて、非常に格安な1,500円という設定をしております。この1,500円は、何も我々としては管理委託料を稼ぐというような視点ではございません。1,500円、またはその利用料金をもって、ただ芝生を敷いただけではなく、あそこにいろいろな植栽もして、運動もできる、なおかつそこに目の保養もできるような花や木をきちんと植えることによって、ある種のいわゆる公園パークとしての見た目にも、あっ、あそこに行くとりフレッシュできるなど、そういうふうな健康増進という意図も私どもは考えておりますので、ここで町民からいただいております利用料金というのは、私どもがその原資を使って、さらに向こうを見た目にも行きやすい、あそこに行く気持ちが和むなと思えるようなパークに仕上げていきたいなと思っております。

そういう意味で、ただ、議員の発想であります年間パスポート券というのは、先ほど申しあげましたように、利用者ともまた協議しまして、検討していきたいと思っております。

○9番（西 文男君）

そうですね、知名町の郡大会におけるグラウンドゴルフの選手の皆さんは常に優勝候補です。ですから、その料金設定も、町の配慮により、郡内のグラウンドゴルフ場の料金設定より安くしているというのは選手の皆さんも十分理解しております。その行為に甘んじてじゃなく、さらに健康増進をするので、ぜひ年間利用パスポートの検討を強く要請をしたいと思います。

それで、③番を終わりにして、④番にいきます。

先ほど来、出ているように、人生100年時代で健康増進であればということ、まず一つ、保健福祉課長、南三島の町の90歳以上の方に各市町村、徳之島3町、和泊町、与論町どのような、町の敬老者に対する記念品等々を行っておりますか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

南三島の前に、本町につきましては、90歳以上の高齢者の皆様にお祝い金として1人1万円を支給しております。100歳以上の方につきましては、お1人5万円を支給しております。また、新90歳と100歳以上の方につきましては、毎年、町長をはじめ農協のトップも含めまして自宅を訪問して、記念品等を実際に手渡しで渡しております。

南三島はこちらで調べてありますので、天城町のほうが、新100歳のみ表敬訪問を実施しております。90歳から99歳につきましては1万円のお祝い金、100歳以上は5万円を支給しております。徳之島町は、100歳からお祝い金として3万円を訪問して渡しております。伊仙町につきましては、新100歳のみ表敬訪問を実施して、90から99歳については1万円、100歳以上は5万円をお祝い金として渡しております。与論町が、今年は訪問はせずに90から99歳が1万円、100歳以上は2万円を支給しております。和泊町が、表敬訪問は100歳以上のみ、85から89歳が5,000円、90から99歳は1万円。新90歳についてはプラス5,000円となっております。100歳以上は、誕生日に表敬訪問をし、賞状と5万円を送っております。

以上です。

○9番（西 文男君）

町が掲げる高齢者まで住んでよかったまちということで、他市町村と比べると、非常に手厚いお祝いなり表敬訪問をしていただいている状況に、非常に感謝をしたいと思えます。

そこで一つ、健康長寿について、後期高齢者の方から、後期高齢医療保険を払っているが病院にはかかっていない、我々、健康な人のために何か元気になるものはないかということで、以前ですか、新敬老者にはフローラルホテルのサウナ券、それをしていただけるということで話がありました。今回もフローラルホテルのサウナについて利用している方から、浴槽の半分は閉じられているというのが一つ、要は泡風呂のほうですね。今現在、板を張ってサマーベッドを置いてあるところですけども、そこを作業できないかというふうなこと。

それから、新敬老者じゃなくて敬老の日を挟んだ1週間ぐらい、無料で健康増進のために、健康長寿のために施策ができないかという強い希望がありました。理由については、やはりまだまだ元気で頑張ると、だからそういう我々にも何かご褒美ができないかと。

先ほどのお祝い金については、他市町村より非常に我が町は、長寿の方に感謝の

意味を込めて支給していると理解できましたので、健康長寿の方について、フローラルホテルのサウナ券、1週間、敬老の日前後をできないか、どうでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

非常にいいことだと思いますが、常時使っている利用者も結構いらっしゃると思います。また、その利用状況を見ながら、例えばその期間内に敬老の利用を使って来られる方が非常に増えるということもありますので、そこら辺はちょっと検討させてください。

○9番（西 文男君）

ぜひ前向きに検討してください。

実は、後期高齢者の5,000以上の年間の保険料の医療機関への支払いが94万5,000円かかっているんですね。その点を含めていきますと、因果関係ははっきりしていません。でも本人いわく、それで健康になっていると、病院へ行く回数が減っているということを知っておりますので、ぜひ実行していただきたい。そして、前向きに検討するというので、町長、一言どうぞ。

○町長（今井力夫君）

お年寄りの皆さんが、住み慣れた地域において気持ちよく生活していけるまちというのが、長寿のまちというふうに私も考えております。おっしゃるように、いろいろな配慮をすることによって病院に行く回数が減るということは、それだけ国保税等を抑えていくことも可能になりますので、そういう意味では、我々も病院に行くなどというのではないんです。体調不良のときには、当然病院にも行っていただかなければ長寿を全うしていくことができないと思いますので、そういう意味で、例えば病院に行かない人たちにこれだけのポイントを差し上げますというのでは、行かなくなってしまう人が増えてしまつては非常に困りますので、何らかの形で自分の健康保持増進に努めている方たちについては、先ほども申し上げましたけれども、幾つかのポイントを配布して、そして、それを商品券等に交換もしておりますので、また保健福祉課のほうでもその辺の対応については考えておりますので、我々においても検討をする余地があるのかなと思っております。

○9番（西 文男君）

ぜひ前向きな検討をお願いします。

それから、特定健診の受診率についてですが、当然、県から示される調定額も含まれてくると思いますが、速報値で令和元年が隣町より約1人当たり4,000円ぐらい高いんですね。30年は2,500円から3,000円弱。これを見ますと要因が幾つかあるかとは思いますが、特定健診の受診率が49.3%、私が持つて

る資料で何年度かちょっと分かりかねますが、半分以下と。県の目標としては6割以上ということで、保健福祉課のほうにも行っているとは思いますが、その啓発について、今現在、町で行っている特定健診の受診率アップについての動きはどのような形になっているのでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

議員がおっしゃるとおり、令和元年度の特定健診の受診率は49.3%となっております。60%を目標として捉えてはおりますが、今年度につきましては、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、例年7月に行っております集団健診、厚生連健診も中止になりまして、個別健診のほうに切り換えて今実施しているところであります。予想としましても、今年度の受診率は去年よりもまた落ちるといって、減少することが予想されております。

受診率に応じて県のほうからも交付金が配布されますが、今年度については、県のほうも、こういう事態ですので憂慮するというのも聞いております。特定健診自体の目的としましては、健診の後に行われる特定保健指導というものもありまして、毎年受けていただいて、大病にならない小さい病気のうちに発見するという形で、大勢の人に受けていただくような形で、広報ちなをはじめとして、いろんな教室でもそこはPRしておりますので、これからも増やせるように、受診率が上がるような努力をしていきたいと思っております。

○9番（西 文男君）

この件につきましては、保健福祉課のみならず役場全体、そして我々、それから区長会の皆さんを通じて、ぜひ啓発を町のほうにお願いをしたいと思っております。

それから、ちなみに100歳超えが知名町は12名というふうに新聞に載っておりますが、ここにもコロナに負けず、趣味、運動、地域貢献と、先ほど私が言った健康ランドの構想と似ていると思いますので、そこら辺は町の施策として前向きに実行していただければというふうに強く要請をして、大きな1番を終わります。

大きな2番について、私が以前質問したときに、受益者の負担率について10%から5%になったので、決して反対という意味で話したわけではございません。ご理解をお願いしたいと思います。その趣旨について聞いたときには、同意率を上げるということでそうなりましてということですので、以前、基盤整備をした方は10%の負担金ということでやっているの、その下がった理由についての問いをしたわけでございます。今回、基盤整備反対ということは一切ございませんので、前もって話してから質問に移りたいと思っております。

先ほど同意率等の話がありましたが、まだ90%ということ。そして、基盤

整備における反対の方が出ると、その隣で賛成した方も圃場の形状等々で反対してくるという事例はありましたか、耕地課長。

○耕地課長（窪田政英君）

基盤整備に同意をいただけなかった方の理由、意見ということですか。すみません。もう一度お願いします。

○9番（西 文男君）

当初、受益者負担を10%から5%に下げましたので、100%を目標に当然そういう意図をもってしたという回答だと私は認識をしております。そこで、90%の同意率ですよという回答がありました。その90%を、100%を当然目標として負担金を下げました。でも、1人の人が反対すると、補助が要は四角形に近い形にならないので、それで、じゃ、私のところもやめますよという受益者はいましたかという。

○耕地課長（窪田政英君）

失礼しました。確かにおっしゃるように、受益者負担を下げることによって同意率を上げようということに取り組んでまいりましたが、いろいろ進めていく中で出たご意見としては、過去に自身でかなりの金額をかけて開発行為をして、赤土を入れてということで、5%であっても改めて今回の事業では自分はしたくない。それからまた、そういう方が周りにいらっしゃって、それに囲まれてしまっている地区については、同意しても形状が改善されないといったことは幾つかありました。

○9番（西 文男君）

どうしてもやっぱり将来、子や孫に引き継ぐ大事な資産、財産ですから、そういう形にならざるを得ないのかなと。

あと一つ、私が聞いた話では、基盤整備をして、先ほど言った附属設備がある関係で、従来の面積よりも今度の第二田皆地区は何%でしたっけ、圃場の面積。約でいいですよ、約で。

○耕地課長（窪田政英君）

すみません、換地率について、ちょっと今手元に資料がございませんが、70%台だと思われれます。

○9番（西 文男君）

私もそのように聞いているので、ほかの地区ではちょっと高いですね。これはどうしても傾斜があるのと、集水池を造る関係で必然的にそうなるんですよね。そこら辺は十分説明の上で、理解をしていただくよう努力をしていただくことを強く要請するとともに、それから、①、②番はそういう形の要請なんですけれども、

③過年度工事、基盤整備が終わって、以前所有をしていた方が高齢になり、何らかの理由でその圃場を手放すと、要は所有権が移るといふ圃場がたくさんあります。そういう圃場に限って、給水栓の設置の状況が、設置していない箇所が非常に多いんですね。また、購入した方であるとか賃借する人であるとか、非常に農業意欲があつて、「水どう宝」だといふ講習会、常に聞きます。その中で、どうにか引くことはできないのかといふことで話があり、第二田皆地区の水源について、再度細かく聞きます。集水池2つで何万リットルでしょうか。

○耕地課長（窪田政英君）

集水池2つでの容量については、手元に今資料を持ち合わせておりませんが、先ほど町長の答弁にありましたように、水源について詳しく申し上げたほうがよろしいでしょうか。

○9番（西 文男君）

はい。

○耕地課長（窪田政英君）

集水池2か所、それから宝田ダム、今改修中の山田ダム、それとモデル正名地区にあります井戸があるんですが、そこからポンプアップして正名配水池、ここを予定しております。

○9番（西 文男君）

新設の集水池の場合は、雨水道路排水路の水源を当然考えていると思います。それで、宝田ダム、山田ダムについては、自然流下か何か知らないけれども、そこまで導入をするといふことであれば、先ほど言った正名のモデル畑かんで造った第1ため池、名称はちょっと忘れまして。

〔「正名配水池」と呼ぶ者あり〕

○9番（西 文男君）

大山に行くところの一番高いところにあります。その水を利用できないかと。理由は、先ほど言ったように給水栓の増設の設置について、この間も正名でも話がありました。耕地課と鹿児島県の農政部の中で。国営畑かん受益において、現在の圃場の面積でパイプの径は満タンであるといふことで、それを増設すると散水ができないような状況と、設計のといふ回答でした。それから、できるとしたら、以前施工し同意があつた場合にチーズの取付けをしてあつて、キャップ止めをしてあつたといふ話であれば可能だといふことでした。ですから、もし希望があるところに、最初に設計当時の管割図、圃場の地籍があれば分かると思いますので、まずそこであるかないかを確認して、ない場合にどうか。

これは町の皆さんが頑張っていたいて、県に要請をしないとイケません。町長が、昨日、話していた最少の資金で最大の町民福祉です。今、知名町の農業生産40億円弱ですね、39億4,500万円。今年度は42億円弱、41億円を目標にしています。その一元となる増収について、ぜひ水は必要だと思いますが、耕地課長、どうですか。

○耕地課長（窪田政英君）

今、議員おっしゃる完了地区における耕作者の変更により水が欲しいという要望は、平成28年頃から促進事業ということで募集をかけてまいりまして、2年以上の募集をかけて、事業採択のハードルを超える量が集まりまして、この事業につきましては、答弁にもありましたように、若干負担率は上がっていますが、今事業をやっております。

今後につきまして、この促進事業が廃止となっております、これについて新たな事業が農地耕作条件改善事業というのがございます。これは事業採択におけるハードルが非常に低いので、幾つか農家が集まれば事業としてはできる状況。

それから、先ほどありました管のパイのサイズにより、収支計算でそこできないというよりも、実際には意向確認で同意していただいた方で未設置の圃場もあるわけです。計画していたけれども。それが隣の畑で耕作者が代わって入れたいという希望があれば、そういうところについてはこの事業を使って設置することは可能だと思いますので、当然条件はありますけれども、この事業において、また皆さんに声かけはしていこうと思います。

○9番（西 文男君）

今の回答ですけれども、国営受益のパイプの径は、正名地区の話ですよ。もうこれ以上増やせないという回答をいただいたんですが、今、課長の話だと、まだ当初していてやっていないから、増設できるという理解でよろしいですか。

○耕地課長（窪田政英君）

それは正名地区の話ですね。すみません。補足です。現在継続中の地区については、この事業ではしませんので、一旦終わった後にこれについては導入という形です。すみません、条件がございます。

○9番（西 文男君）

私の確認は、正名地区で所有権が代わったり賃借人が代わったり、当時賛成をしていなかった、つまり設置をしていなかった圃場について、増設で給水栓の設置はできるんですかという質問です。

○耕地課長（窪田政英君）

水の量については、当初の申込みにより収支計算をした上でパイを決定しておりますので、今のご質問については、今のところは不可です。

以上です。

○ 9 番（西 文男君）

そういうことを理解していただいているのであれば、ぜひ知名町の耕地課で知恵を出していただいて、県単事業の新設を要請したいです。最少の資金で最大の町民福祉、これは新規事業の採択しかないと思うんです。その辺の説明をぜひしていただいて、増産増収を目指している農家の意気込みをぜひ伸ばしていただき、町民福祉を充実していただく決意はどうか。

○ 耕地課長（窪田政英君）

おっしゃるように、農業者の皆様の所得を向上させるために、その下支えする基盤の整備について邁進していきたいと思います。

○ 9 番（西 文男君）

強く要望します。

一つ忘れていました。ナンバーの取付けについてです。税務課長。ごめんなさい。今現在、役場でやっているということで、ちょうど十字路ですね、大山から来るときに下りもあって、町民に自動車整備工場の皆さんが取付けで車を持ってくるときに非常に迷惑をかけているということですので、特殊車両等々は多分、整備工場取付けは可能ですよね。

もし、税の収入時期とかそういう時期を除いて、取付けを整備工場等々で検討することはできないでしょうか。

○ 税務課長（榮 照和君）

封印につきましては、基本的には持ち込める車は役場のほうに持ち込んで、税務課の職員が封印をするのが基本ですけれども、持ち込むときに車に積んでくるからちょっと交通の妨げになるとか、少しそういうことがあれば連絡いただければ、可能な限り整備工場に出向いたりして柔軟な対応はできると思います。

○ 9 番（西 文男君）

ぜひそういう柔軟な対応していただくよう強く要請して、私の質問を終わります。

○ 議長（福井源乃介君）

これで、西 文男君の一般質問を終わります。

しばらくお待ちください。換気を行います。

インターネット配信映像保存のため、しばらくお待ちください。

次に、窪田 仁君の発言を許可します。

○5番（窪田 仁君）

議場の皆様、傍聴席の皆様、そしてインターネットをご覧の皆様、こんにちは。
議席番号5番、窪田 仁が一般質問をいたします。

1番から4番までございます。

その中で1番からいきます。農業振興について。

①新型コロナウイルスの感染拡大の影響により経済も深刻な状況になってくると
思われます。今後、農業振興にヒト・モノ・財源の観点から、どのような方針でコ
ロナ後の深刻な状況を克服できるのか。

②ヒトは、シルバー人材センターの会員を増やす専門スタッフの配置はできない
か。

③モノは、パイプハウス、ポテトハーベスタ、農機具、その他に町単独の補助率
の増と拡充が図れないか。

④財源について、国・県の支援に追加で町の独自のサポート支援の拡充が図れな
いか。

大きな2番、コロナ関連支援金の進捗状況について。

持続化給付金、雇用調整助成金、高収益作物次期作支援交付金等の進捗状況はど
うなのか。

大きな3番、屋子母海岸整備について。

屋子母海岸が台風9号（9月1日）の影響により、コンクリートがむき出し状態
になっている。また、故障中の水道の修理などの整備を早急にできないか。

大きな4番、道路の横断水路のへこみの補修について。

県道、町道、農道の道路のへこみや横断の水路による段差ができているため、走
行する車がバウンドして危険である。町内一円調査をして補修できないか。

以上です。壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、窪田議員のご質問に回答します。

1番目の農業振興策等につきまして、順を追って回答してまいります。

本年は新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、農業界も大きな影響を受け
ております。また、コンサートやスポーツイベント等産業においても、また冠婚葬
祭等においても自粛傾向が続き、本町の切り花生産者において大きな打撃を受けて、
4月、5月の価格低迷の補完事業といたしまして、花卉経営持続化支援事業等を実
施してまいりました。しかし、その一方で家庭向けの需要は伸び、またスーパーマ
ーケットや直売所での農作物の売上げは伸びておりますとも言われております。生

鮮野菜類等の値上がりも、そのゆえんであるとも思われます。また、インターネットや通販購入が拡大し、新型コロナウイルスの影響で、これまでの流通のサプライチェーンは壊れたとも言われております。

また、世界中で新型コロナウイルスの対策が取られる中、輸出制限措置を導入する国も出てきております。海外から輸入される農産物が減少することにより、国産の価格が高まることも期待され、消費者の目が国産農作物に向けば、国産の価値を高める機会になるかもしれません。

現状においては、経済そのものにつきましては、まだ先が読めない状況になっており、専門家の意見も分かれているところでございます。農業振興の観点からも、ウィズコロナやアフターコロナのキーワードにも注視しながら、持続可能な農業の形を模索していかなければいけないのではないかと考えております。

次に、②につきまして、知名町シルバー人材センター会員は、令和元年度末では現在175名となっており、うち男性が87名、女性が88名となっております。

シルバー人材センターの運営につきましては、事務局が行っておりますが、会員の増加に向けた取組として、新聞の折り込みチラシや各字掲示板で募集をしておりますほか、地域班長や副班長が若年層会員の掘り起こしや情報収集を行っております。

また、機能強化及び受注件数の増加を目指し、基幹職である農業以外の受託にも対応できるように、会員に各種資格の取得や講習を受けさせて収益の向上にも取り組んでいる次第でございます。

3番目、パイプハウス、ポテトハーベスタにつきましては、主に農業創出支援事業により、国・県合わせて76.6%の補助率で実施しております。そのほかの農機具につきましては、産地パワーアップ等の事業によって2分の1の補助率で実施しております。さらなる補助率のかさ上げについても、様々な機会を捉えて国・県に要望してまいりたいと考えております。また、町費の上乗せにつきましては、財政状況等も勘案しながら検討していかなければいけないのではないかと考えております。

④独自のサポート支援につきましては、各振興会や生産組合からの具体的な要望があれば、それに応じた対策を検討していくことも必要だと考えております。

大きな2番目につきまして、持続化給付金及び雇用調整助成金につきましては、事業者等が直接国に申請しますので、町では進捗状況を把握できませんが、商工会に申請相談があった件数につきまして、持続化給付金につきましては34件、雇用調整助成金につきましては2件となっております。役場の相談窓口には、持続化給

付金を含めた各種相談が9月10日現在では28件ありました。農業関係におきましては、農協に相談があったものを含めて15件ほどの問合せがあったということです。国全体におきましては、9月7日現在、給付件数が329万件、給付額は4.3兆円規模になっております。

町独自の支援策といたしまして実施している事業のうち、商業者等事業継続支援金につきましては約1,600万円給付の80%が執行済みでございます。観光業継続支援補助金につきましては498万円を給付し、62%ほど執行しております。がんばる知名町応援券につきましては1,700万円の換金で、57%が既に執行済みとなっております。

それから、高収益作物次期作支援交付金につきましては、国の第2次募集におきまして、7月末に申請を行った申請戸数が120戸、事業面積において155ヘクタール、総事業費が8,522万2,500円の承認申請を行い、現在、交付決定待ちとなっております。また、今後募集されると思われ第3次の募集に向けての準備を始めているところでございます。

また、町独自の支援策といたしましては、新型コロナウイルス対策学生臨時支援金事業につきましては、現在67件、335万円を支給して、33.5%の執行率となっております。

屋祖母海岸の整備等につきまして回答いたします。

屋祖母海岸につきましては、台風通過時に高波が打ち寄せ、擁壁を越えて地表を洗い流している状況が見られます。このため、地表が浸食され、敷設したコンクリートや芝生の剝離・損傷や土砂の流出が発生している現状でございます。

今後は擁壁のかさ上げを含め、高波が公園内に流入しないような対策や改めてコンクリート再敷設することなどの対策を検討しながら、公園施設として補助事業が活用できれば、総合的な再整備も可能かと検討しております。

なお、あずま屋横の水飲み場につきましては、漏水により給水管が切断されることが判明したために、撤去する方向で工事業者へ作業を依頼しております。

大きな4番目につきまして、県道につきましては、委託業者が週2回パトロールを実施し、舗装のポットホール等は随時補修していると聞いております。

町道についても、町民からの情報提供やパトロールで発見した際に随時補修を行っておりますが、補修不可能（側溝本体の取替えが必要なもの等）につきましては多額の費用が必要なために、予算を見ながら対応していく状況でございます。

町内一円の調査についてですが、今後も随時パトロールを行いながら危険箇所を把握し、その解消に努めていきたいと考えております。

町道について回答しましたが、農道についても、町民からの情報やパトロール等で発見した際に、応急措置で対応可能な箇所については随時補修を行っております。すぐに補修ができない案件等につきましては、予算の状況や通行量・危険箇所を優先に、町単独の予算や多面的機能支払交付金を活用して対応していく状況でございます。

町内一円の調査につきましては、随時パトロールを行い、危険箇所の把握を行いながら解消できるように今後も努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（窪田 仁君）

①から順を追って、質問したいと思います。

①コロナ後の農業振興は重要だということで、世界の人口の増加で食料需要が増えると見込まれる。農林水産物食品の輸出拡大は増えて需要が高まると予想されています。しかし、本町は人口、生産量、共に縮小傾向ですが、農家所得の向上は島の経済を守ります。そこで、コロナ後の農業振興にいち早く活力を与えてほしいのですが、どのような取組を計画していますか。

○農林課長（安田末広君）

先ほどの町長の答弁にもありましたように、経済そのものについて先が読めないというような状況かと思えます。ただ、一般的に4月からコロナが感染拡大いたしまして、その中での経済状況を見てみますと、インターネット販売やそういったところの新しいマーケットが創造されつつあるというようなことがうかがえるかと思えます。

一つ参考になるか分かりませんが、9月18日、ユリの球根の生産組合の総会がございました。その中で、私たちの球根を取っていただいている消費者組合からメッセージということでありましたので、これが今後の方針といたしますか、協議内容といたしますか、そういった中で新たな考え方として非常に参考になると思えますのでちょっと紹介したいと思います。

新型コロナウイルスの感染症は、花卉業界にも大きな影響を与え、新しい需要の創出となりました。葬儀やブライダルが極端に控えられたため、4月以降の花の需要は激減し、長期にわたる単価安が続きました。7月以降は、葬儀等の件数が回復したため例年をやや上回る単価で推移しておりますが、市場関係者は、業務需要は当面、以前のように戻らないというような見解をしております。

しかし、他方、一般消費者向け個人消費者の花卉類の販売は順調なようです。菓籠もり消費へのニーズの高まりや母の月に代表される販売促進キャンペーンなど、

花のある新しい習慣が生まれ、家庭で花を飾る人が徐々に増えており、新たな需要形態が期待されています。また、ヒノモトにおいてもドライセールは好調で、自宅で過ごす時間が増え、園芸・ガーデニング等の需要の高まりも見えますということで、つまり何が言いたいかといいますと、新たなマーケットの移行時期にあると、今。その中で、私たちがこの新しいマーケットにどう対応するかが問われているというような状況ではないかというふうに思っています。

その中では、農協をはじめ7つか8つの花の場合は出荷団体がございます。そういった方々と、また新たなマーケットに対して我々がどう対応していくのか、その辺のところの研究、そして対応を今後、共々やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（窪田 仁君）

コロナという大きな障害がありますけれども、農家はコロナがあるからといってジャガイモを作らないとか、花を作らないとか、そういうわけにいきませんので、市場を前みたいに開けていけるように、農家も頑張りますので、そのような方向でいろいろといい取組をよろしく願いいたします。

園芸作物栽培についてちょっと伺います。皆さんもご存じのとおり、土地利用型農業と施設利用型農業に分けた場合に、今、地下ダムの利用、水の利用による施設化の推進なんですけれども、土地利用型農業すると、例えばジャガイモ、キビ、大量に作る方法ができて、すると土地が足らなくなると。そのような中で、施設栽培をすることによって、そこに時間、経費を取られて単価が上がるということで、施設の推進を図ってほしいんですけれども、その中で施設の推進はどれぐらい図られているかということを質問したいと思います。

○農林課長（安田末広君）

施設の推進ということでございますけれども、先ほどの農業創出事業等を国・県の事業を使って、施設の普及に努めております。また、知名町独自の知名町畑地かんが園芸産地確立事業というのは全くの町単独事業でございまして、厳しい財政の中、施設化に向けてやっているというような状況であります。

また、農家さんからの施設化に対する要望に対しては、単年度ではまだ答えられない部分もありますけれども、その辺のところは町全体の要望をひっくるめてストックしておきまして、また新たな国・県の事業が来た場合には、その要望のあった方々で対応できるようなシステムをつくってまいりたいと思っております。

○5番（窪田 仁君）

農業の所得向上を目指した生産団地を構築するとか、継続的な支援拡充の計画とか、そういうのは全くないでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

町独自で生産団地を形成して、そこに人を呼び込むというような計画は現在持っておりません。ただ、農家さんのほうでそういうようなご要望がございましたら、またあらゆる事業を使って対応してまいりたいと考えております。

○5番（窪田 仁君）

関連して、もう一点あるんですけども、農業経営の安定を目指した生産基盤になるパイプハウスや平張りの事業をもっと推進したほうがよいのではないかと。

○農林課長（安田末広君）

先ほど議員からも言われたように、土地利用型だけでは人口が減ると、農家が減るというような状況になりますので、以前から推進はしてございますが、さらにまた施設利用型についても推進してまいりたいと考えております。

○5番（窪田 仁君）

追ってまた出てくると思いますが。

②ですね。半永久的な組織、シルバー人材センター、若い会員が年を取り、また新しい会員が後を継ぐとこちらは見ていましたけれども、そのためいろんな事業をどんどん拡大していったところ、人手不足に当たるという、そういうちょっとマイナスの面がありました。

農業のまち知名町のシルバー人材センターの職種は、7割以上が農作業だそうです。シルバーの労働力は、短期雇用の島の農業を支え、規模拡大で有利な農業ができます。そして、農家の所得が向上します。しかし、シルバーの会員が減ると労働力に負担がかかり、事業は自然と縮小していきます。シルバー人材センターの対策は。

会員拡大のためチラシの配布とロコミ運動をするが、依然として会員は少ないままです。そこで、会員を5人増やそう、10人増やそう、さらに増やそうと専門のスタッフの配置ができないかということなんですけれども、今言われたように実績が伴わないということなんですけれども、ほかにいい方法はないでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

知名町のシルバー人材センターにつきましては、令和元年度の決算の数値で負担金として、町から1,078万8,000円を補助金として交付しております。例年、金額については少しの上下はありますけれども、このような感じになっております。

シルバー人材センターへの指導というか、そのようなものについて助言等は私どものところでも行ってはおりますが、各字、会員、全てを網羅して理解しているのは事務局のほうですので、ほとんど事務局のほう为主体となって行っている次第です。

今年度につきましては、これまで農業、ジャガイモの掘り取り作業とか、そのあたりにほとんど仕事が偏っている状況でしたので、今年度につきましては町道の草刈り、伐採等、町にも県からも来ておりますが、そのあたりでできる範囲のものをシルバー人材センターのほうでもできないかということで、それにつきましてはビバー草刈り機の講習を受けて資格等を取らないといけないというものもありまして、現在、その講習へ数人を派遣して資格を取って、できれば今年度からそのあたりも取り入れて内容、範囲を広げて、さらに受託件数を増やして、誰でもできる、若い人が来やすい、そういった集まりの場にしていこうと考えているところです。

以上です。

○5番（窪田 仁君）

シルバー人材センターの会員数は175名だそうですが、独立生産性というか採算性という分野で実働部隊がかなり少ないのではないかなという。以前、お願いしたところ、2人の大分高齢の方が来られて作業能力も若干、若干ですけれども遅かったと。このような中に、ぜひ力強いシルバー人材センターの構築をしてほしいなと思うところでございます。

そのようなところはどうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

シルバー人材センターの総会、理事会のほうには私が赴いておりますので、そのときに、今おっしゃられたようなことを伝えて、こちらのほうとしても対策を考えていきたいと思っております。

○5番（窪田 仁君）

これで、③番にいきたいと思います。

パイプハウス、ポテトハーベスタ、農機具事業等について。

パイプハウス導入事業について伺います。

平成7年から8年頃あたりですか、本町では隣の和泊町の事業面積を追い越し、徳之島の事業も導入するほどに活気がありました。昨年度、今年度のパイプハウスの申込み状況について教えてください。

○農林課長（安田末広君）

農林課のほうでは、補助事業要望受付一覧というのがございまして、その中から

30年の4月から書き留められていますけれども、花卉のハウスについては希望者が11名ございました。そのうち7名については事業を完了、または今建設中がございます。残りの方については、今調整中ということになっております。それから、果樹のほうについても希望者は6名おまして、うち2名については完了いたしております。

以上です。

○5番（窪田 仁君）

パイプハウスの10アール当たりの農家負担額を教えてください。

○農林課長（安田末広君）

これは今やっている進行中の農業創出支援事業の件ですけれども、2,730平米で農家負担が431万2,000円となっておりますので、10アール当たりでは157万9,487円となっております。ちなみに、平米単価でいうと6,769円ということになっておりますが、それぞれパイプハウスの中身の仕様について、防虫ネットが要るとか、かん水施設が要るとか、そういったことで一概には比較できませんけれども、今のところ、今年の実業についてはこのようになっております。

○5番（窪田 仁君）

補助率のパーセントと、あと町単の実業のほうの農家負担額まで教えてもらえば。

○農林課長（安田末広君）

農業創出支援事業、国・県の実業については、先ほどの答弁にもあったように、国が60%、県が16.6%ということで76.6%が農業創出支援事業の補助率でございます。

町単の畑地かんがい園芸産地確立事業においては、まず、平米単価ですけれども、5,300円から6,000円程度になっております。これについても、先ほど申し上げました仕様の違いによってこういう開きが出ております。

それから、補助率については町の負担が60%となっておりますので、10分の4が農家負担だというふうにお考えいただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（窪田 仁君）

パイプハウスの単価コストというのはどうやって出しているのかなと思っておりますけれども、今出ている金額、これは基準のハウスがあって、それに対しての金額だと思うんです。

○農林課長（安田末広君）

すみません、これはパイプ部分だけではなく、先ほども言いましたように、農家がハウスを建てたいと、かん水施設はこういうものが欲しいと、自分のところは取水口からここまではあるので私はここは要りません、それからまた、ある人はありませんので私は取水口から引いてくださいとか、そういうものが複合されていますので、一概にパイプハウスを建てたのみというふうな単価ではございません。そこまではちょっと調べてございません。

○5番（窪田 仁君）

今の答弁でいきますと、パイプハウスの要望があってアレンジができるということでもよろしいですか。単価コストが下がるということですね。分かりました。

申込み条件について、県の事業、申込み条件を教えてください。

○農林課長（安田末広君）

申込み条件というのは特には設けておりません。ただ、国・県の事業の場合には3名以上いないと駄目ですよとか、それから資材の共同購入、共同出荷じゃないと駄目ですよとか、そういう事業ごとに要件は変わってきますけれども、町単の場合は特に何ら設けておらないのが実情でございます。

○5番（窪田 仁君）

以前は、県の事業では同じ作物を作る農家が3人で生産組合をつくり申請ということをやっていたんですけども、同じ作物を作る3人、農家を集めるのはとても大変で、役所のほうに申込みに来た人なんかを3人集めて生産組合をつくるのは簡単だそうです。そういう意味で、申請方法をこのように簡単にできないかなという趣旨なんですけれども、どうでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

先ほど申しあげましたように、補助事業要望受付一覧というのをずっと作っています。1人でまいりまして、私、ハウス建てたいんですけども、いや、1人では建てられないですよということで、しばらくお待ちくださいと。また、1人来ます、また1人来ます。そうした場合には3名になりますので、田皆のAさんと芦清良のBさんと久志検のCさんとで共同でやりませんか。じゃ、やりましょうといった場合に、国・県の事業に手を挙げて申請するというような形を取っていますので、生産者1人自体が3名集めて事業をすること自体は難しくありますけれども、ただ、町のほうで希望者を募って、3名集まった場合にまた申請するというような体制もできていますので、その辺のところは生産者自らが3名集めるよりもハードルは低いかなというふうに思っていますので、そういった意味でも施設化の推進は進めていきたいというふうに思っています。

○5番（窪田 仁君）

申請を簡単にできるということで、かなりハードルを下げて前より緩くなっているのととてもいい感じがします。当時の申請は、申込みする農家を3人で生産組合、今言われた方は、役場に来た方を3人1組にして生産組合をつくり、金融もセットで申請していましたが、誰か1人、代金払わないという、滞ってしまうという、それで生産組合をつくっているのかなという感じもしますが、金融もセットした方法とかは検討されていないですか。

○農林課長（安田末広君）

負担金については、今言われたように非常に難しいところもありますけれども、そこはもう生産組合のほうのことでございますので、行政としてはそこまではまた立ち入れられないというような感じでございます。融資については、もちろんご紹介いたしますので、その辺のところは行っております。

○5番（窪田 仁君）

ありがとうございます。

パイプハウスを、町単独事業を県並みの補助率に拡充できないかという、単独事業に拡充できないかということですが、要望。

○農林課長（安田末広君）

財政状況についてはこれまでもいろいろと申し上げられているところですので、財政のほうと相談して、またそういうことが可能であればそういうふうな国・県並みに引き上げていきたいと思っております。

○5番（窪田 仁君）

財政状況といいますけれども、なかなか申込者も少なくして実際推進しているのか、していないのか分からない。かえって推進したくないのかなという感覚も出てくる農家の意向ですが、今回、申請が簡単になりましたと、アレンジが利きますと。それで、町単事業は下げられないという、そういうのをしてもらえれば。

また、町単事業で毎年、申込者数が多ければいいですが、少ない状況の中に残った予算の積立てができればなという感じもありますけれども、そうすれば2年後の農家が意気込みが出て10人、20人と増えていくんじゃないかなという感覚もありますけれども、財政上厳しい中どうでしょうか、町長。

○町長（今井力夫君）

農家が意欲を持っていろいろなものにチャレンジしていくというものをサポートしていくために、先ほど農林課長が申し上げた町単でも60%は補助してまいりますよということでこれまで進めてきております。国・県の施策もあります

けれども、それ以外にも農家がチャレンジしていきたいということに對しまして、町単独でもこういうふうな措置を講じてきているということは、町が農家の育成に向けて動いているというあたりは酌み取っていただければなと思っております。

○5番（窪田 仁君）

今言われた積立てのほうはどうなるかなということですが、誰に聞いたらよろしいですか。

○農林課長（安田末広君）

積立てというか、申請があった状況では対応しているつもりなので、今年度などは申請がない状況でありますので、積み立てる、今のところはそういう状況にはないかなというふうに思っています。

○5番（窪田 仁君）

また、緩やかにご検討されていただければなと思います。

大きな2番に移ります。コロナ支援金の進捗状況についてです。

今の時期に持続化給付金と緊急雇用調整助成金等々ありますけれども、次回以降に載せると12月になるので、もう状況的には手後れかなと。その中で、今回出したんですけれども、もう一踏ん張りできないかなということなんですけれども、どうでしょう。

○企画振興課長（元栄吉治君）

持続化給付金につきましては国の事業、雇用調整助成金につきましても国の事業で実施しているところでございます。持続化給付金は来年の1月15日まで申請ができますし、雇用調整助成金につきましても、最初は6月30日までの締切りが9月30日まで延びまして、また12月末日までというふうに雇用調整助成金につきましても申請の時期を延ばしている状況でございますので、国の制度につきましては期限内に活用していただければと思っております。

○5番（窪田 仁君）

ちなみに、1月から12月までの売上げが50%以上減少された方が国の事業の対象になるということで、隣の町では商工会の職員が会員を回って売上げの減少を聞いてサポートしたという。利用者は貴重な資金が入ってきて喜んだそうです。締切り間近です。ぜひもう一踏ん張り、宇内放送かチラシか、よい方法で周知が図れないかということ。

○企画振興課長（元栄吉治君）

周知と申しますのは、国の事業の周知でしょうか。それとも、今、町が実施している事業のことでしょうか。

○5番（窪田 仁君）

今、大きな窓口で頑張っています1階の奥に持続化給付金と雇用調整助成金、そのベテランの方がお二人いますので、周知して役場のほうにぜひ相談に来てくださいということをもう一度言えば。

持続化給付金が以前よりはるかにやりやすくなったという、それを伝えればもう難しくありませんよという、確定申告を受けておればほとんど対象になりますよということを、ほとんどではないですけども。ですので、ほかは結構やられていますので、できないかなという話ですけども、どうでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

持続化給付金、雇用調整助成金につきましても、今、議員がおっしゃったように、当初よりは非常に申請しやすい、使いやすい制度になってきております。広報につきましても、経済産業省なり、それぞれのホームページでの周知、また町のホームページにもリンクをしていますので、今後につきましては、そういうホームページ等を活用していただきたいと。また、商工会、それから町の相談窓口も随時相談を受け付けていますので、随時相談に来ていただければと思っております。

○5番（窪田 仁君）

随時相談に来てくださいと言われても知らない人は知らないんで、そこで字内放送か、そういったもので放送は厳しいですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

字内放送等につきましては、対象者も限られていますのでちょっと難しいところもあるかと思えますけれども、6月だったと思えますけれども、全戸に国それから県、町の政策を記載したパンフレットも配布しておりますし、また事業者等もそういう給付金があるということを知っていると思えます。また、新聞、それからマスコミ等でもそういう広報をしていますので、自分の経営に対してのことですので、そういう問題意識を持っている方であれば相談に来ていただくとお思います。

○5番（窪田 仁君）

そうですね、各種団体に商工会でしたら商工会に、再度、緩くなりましたのでぜひやられてくださいという推進はできるんじゃないかなと思います。字の放送はちょっと厳しい、対象者だけという形で相談されてくださいとか。

あとは商工会関係と農家もですけども、ほとんど3月か4月、その辺に売上げが落ちた農家は対象になるので、農協がバックアップしてタイアップしてくれればいいんですけども、知らない農家がたくさんいて締切りが過ぎてしまうと。そし

たら、もう終わりですよとなりますので、あと一踏ん張りできないかなという。金額もかなり大きいので、助かる農家はおると思います。ぜひ、またご検討をお願いします。

大きな3番、屋子母海岸の整備についてします。

屋子母海岸は白い砂浜とリーフの間にサンゴ礁が広がり、水平線には与論島、沖縄が臨める。シャワー、トイレも完備されており、夏には家族連れの海水浴客も多い。知名町指定海水浴場である。サーフポイントの大津勘ビーチロックからも地元のサーファーがよく利用するというので、屋子母海岸の整備なんですけれども、今言われたのが水飲み場です。水飲み場が漏水で駄目だということです。

この裏の芝生がコンクリートとか出ているところ、ここの修理はできるということで、地元から聞きましたら、この水飲み場をどっかシャワー室の横にでもつけてもらわないと、子供が足洗う水を飲んでいるということです。これ撤去ですけども、どこかに移動できないかなという話です。

○企画振興課長（元栄吉治君）

水飲み場につきましては、漏水のため撤去という方向でいきたいと思います。

また、屋子母海岸全体の公園整備の中で考えていきたいと思っておりますが、補助事業導入となりますとやっぱり時間もかかりますので、要望があれば、使いやすい場所にそういう水飲み場が設置できるかどうか、また検討していきたいと思いません。

○5番（窪田 仁君）

地元の区長ともう一方が要望していますので、地元からの要望があればじゃなくて、もう要望しているので、ちょっと相談されていいところに設置してもらえれば、この整備も早めにやってもらえればなという感じはします。どうぞ早急によろしくお願いいたします。

大きな4番に入ります。道路の横断水路やへこみの補修、メンテナンスについてですけども、先ほどの町長からの話によりますと、いろいろな団体のパトロールがあり、それで補修箇所をチェックして直すということですけども、直っていないとか、要望がないと直さないのかという感じがあります。ここが横断水路のへこみなんですけれども、約4センチぐらいあるんです。ここで車がバウンドすると大変。

○議長（福井源乃介君）

窪田議員、できれば場所まで。

○5番（窪田 仁君）

場所までですね。ここは上平川の川があって久志検に行く川があるんですけども、そこを渡って水を上げるところがあるんですけども、何て言ったかね、前は。第二久平橋前、上平川の久志検に上がっていく竿津のほうに行く道、もうじき舗装するところですけどもね。農地水で。

そこの下のほうの道は相当へこんでいると。へこんでいる場所はいっぱいあるんですけども、これが大山のゴルフ場から下りていった左側の陥没、へこみ。これが住吉川上商店前の高倉の前の左側のへこみ。これ車がバウンドするので。これが竿津の農道ですけども、農道、町道、県道といろいろありますけれども。

これを地元の区長か、いろいろパトロールしている方がいるらしいんですけども、字21集落をきれいにしないといけないという、21集落を魅力的な集落にせないかんということですので、字の区長か、水土里サークルの代表者で各集落を調査し、補修希望リストを上げていただき、県道、町道、農道に仕分をするという。今、段差のへこみによってバウンドすると、救急車、軽トラ、高齢者のバイク、障害者などととても危険です。一部の補修は経済的にも効果があります。ぜひ前向きに取り組んでほしいなと思うところです。

○建設課長（平山盛文君）

建設課としても、そのような危険箇所を早急に対応して事故の減少、もしくは子供たちの安全性を考え、できるところは早急に対応したいと思っています。

以上です。

○耕地課長（窪田政英君）

耕地課においては農道の維持管理をしておりますが、先ほどありました多面的機能支払交付金事業を使ったりして補修に対応しています。

ただ、いかんせん町内農道の延長が非常に長くございまして、今、議員がおっしゃるような箇所については、久志検から竿津へ行く余多川沿いについては今から着工するわけですが、その他については耕地課として今把握できていないところもございまして、できましたら後ほど情報提供いただければと思います。

以上です。

○5番（窪田 仁君）

へこみは、区長か農地・水の代表者がいますので、その2人に字内を精査してもらってリストを上げてもらおうと、それを仕分するという、町道、農道、県道。字のカーブミラーとか街灯の申請と同じですね、申請方法は。字に上げてもらおうという。

あと、県道もそうなんですけれども、へこみは何でこういうへこみができるのか

なという、へこみは道路を渡る水路なんですけれども、へこむんですよね。道路はどっかに傾いているという話なんですけれども、それをへこまさなくても水平にして造ればどうかなという。これ壊れたら直すんじゃなくて、直す前にいいものを造ってもらえないかなという話なんですけれども、これ、へこんでいます。盛り上がりもありますしね。

○耕地課長（窪田政英君）

その件については課内でも協議しましたが、当然、道路の整備の直後でありますと、緩やかにトラフのほうへ水を迎えるために若干の勾配はついていると思いますが、今議員がおっしゃっているくぼみ、へこみについては、かなりバウンドするというぐらい、経年することによって大型車両、キビの運搬車両であったり、そういった車両が通過するときに、そこにはトラフが入っていますので、その上にグレーチングがあってその重みで下へ下へへこんでいっているというふうな見解であります。なので、へこんでいる部分をトラフを上上げるなど、その前後の舗装部分をさらに緩やかにトラフへすり合わせていくというようなことで、以前に町道について1か所、そういう改修工事をした箇所がありまして、現実ではそういうふうなこちらの見立てでございます。

以上です。

○5番（窪田 仁君）

いろいろ水道工事でも直した後にかなりへこんだりするので、へこんだら直すという、直さないようにへこまないように造るとい、へこんだら直すという繰り返しで、ぜひメンテナンスのほうをお願いいたします。

5分前ですけれども、終わりたいと思います。

○議長（福井源乃介君）

これで、窪田 仁君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後1時から再開します。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

外山利章君の発言を許可します。

○ 1 2 番（外山利章君）

議場におられる皆様、そして、インターネット中継をご覧の皆様、こんにちは。このたびの8月の議会議員選挙により、町民の皆様のご支援をいただき、こうして町政の場にまた立たせていただくことができました。誠にありがとうございます。これからも1期目同様、議員の職責が果たせるよう、誠心誠意取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議席番号12番、外山利章が次の2点について質問いたします。

1、防災力の強化について。

近年、日本各地において、記録的豪雨や大型台風の襲来により、風水害による大きな被害が繰り返し発生しています。地球温暖化の影響を考えると、今後さらに激甚化、局所化することが予想され、町民の生命、身体及び財産を災害から守る自治体として、災害への備えを講じる必要があります。また、災害時において、行政、消防、防災機関などの対応、公助には限界があり、だからこそ自分の身は自分で守る自助、隣近所や地域の住民が協力し合って助け合う共助など、地域住民自らが防災活動に取り組む必要があります。自助・共助・公助、これらが効果的につながるにより、地域における防災力は向上し、災害による被害の軽減を図ることができます。

そこで、今回は、本町における自主防災組織の充実・整備及び行政との連携体制の構築について、また、避難所運営における課題とその解決に向けた取組について質問いたします。

①近年、台風の大型化や集中豪雨による水害など、自然災害による甚大な被害が頻発しており、防災力の強化が求められています。特に、災害時における自助・共助など、地域の防災力が発揮できる体制づくりが必要と考えるが、どのように取り組んでいくのか。

②町内における指定緊急避難場所並びに指定避難場所の数と役割は。また、避難所における安全性、居住性並びに食料や生活関連物資の確保に向けた対策は講じられているか。

③避難所運営には、字、行政、施設管理者など関係者の連携、協力が重要で、今後、円滑な運営に向けた役割分担と連携体制を構築する必要があると考える。どのような取組を進めていくのか。

④災害時における避難行動要支援者の安全確保に向け、行政、関係者間の情報共有と避難誘導、安否確認等に向けた連携体制を早急に整えるべきではないか。

2、図書環境の整備・充実について。

本町は、21世紀の町発展の基礎は教育・文化の充実・振興による人づくりにあるとの認識の下、教育・文化の町宣言を行い、その理念実現に向け、様々な施策を展開しています。特に、図書館環境の充実は、青少年の学力向上及び健全育成並びに生涯学習の推進に必要な取組であり、教育行政の基本方針においても、自ら学び、社会で自立する力を育む教育の推進及び生涯学習の推進に向けた環境づくりとして、重点施策として位置づけられています。そこで、今回は、小中学校における図書環境の現況と課題及び今後の整備計画について。

次に、町民の生涯学習の充実に向け、町立図書館が果たすべき役割とその実現に向けた取組について質問をいたします。

①学校における図書室、図書スペースの利用状況は。また、児童・生徒の図書環境の整備・充実に向けた取組は。

②町立図書館は、町民が情報、知識を得、文化的で潤いのある生活を送るための拠点として重要な役割を果たしている。今後、さらなる利活用に向け、どのようなサービスの充実に取り組んでいくのか。また、それに対応する職員体制、予算は十分に確保されているか。

③図書館から離れた地域や保育園、学童クラブ、老人ホームなど、新たな読書環境の創出に向け、移動図書館（車両）を導入し、図書環境の充実を図ってはどうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、外山利章議員のご質問に回答してまいります。

なお、大きな2番につきましては、教育委員会所管事項となりますので、教育長のほうで答弁させていただきます。

それでは、防災力関係についてのご質問に対して、1つずつお答えしてまいります。

①全国的には、台風それから集中豪雨等により河川の氾濫、土砂災害など毎年のように甚大な被害が発生しております。本町においても、大型台風の接近や想定外の大雨など、自然災害への対応は喫緊の課題でもあると思っております。災害発生時におけます自助・共助は、大規模災害発生直後には命を守るという上で、非常に重要なことだと考えております。

阪神・淡路大震災においては、倒壊した家屋から自力で助かった人や、家族や友人、隣人に救助をされた方々が圧倒的に多数いらっしゃいました。災害の被害を最小限に抑えるのは、地域の防災力の強化は必要となっております。

本町においても、自主防災組織は全ての字で設置しております。今年度、住吉字

が住吉字地区防災計画を策定いたしておりますので、このような計画をほかの字においてもできないものかという点につきまして、今後、各字においても紹介をして、各字におけます自助・共助の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

②町内における指定緊急避難所並びに指定避難所の数と役割等につきまして回答いたします。

指定緊急避難所は、災害による危険が迫った状況におきまして、命の安全を確保することを目的として、緊急に避難する避難先のことでございます。現在、津波を想定して、海岸部に近い集落がある知名校区で、あしびの郷、黒貫公民館、瀬利覚消防センター、老人福祉センター、知名生活館、屋子母公民館の6か所を指定しております。指定避難所は、災害の危険性がなくなった後に、ご自宅や被災された方々や災害により帰宅が困難となった方々が、一時的に滞在することを目的としている施設でございます。本町では、台風などが接近した際に利用することが多く、各字公民館や小中学校など32か所を指定避難所と指定しております。

また、各字公民館におきましては、防災施設整備事業を活用いたしまして、各字公民館の改修を行い、雨戸やトイレ、シャワー室などを整備しております。食料や生活関連物資の確保につきましては、大規模災害による自宅の倒壊などにより避難所での生活を余儀なくされた場合に対応する備蓄品になりますが、現在のところまだ完備されていないのが現状でございます。

③各字公民館の避難所運営につきましては、区長を中心に各字で避難所運営をしていただいております。台風9号接近時から、各字に役場職員を3名、災害担当職員を配置しております。台風10号では、泊まり込みで避難所運営に当たった職員も数名おりました。避難所運営につきましては、地域と行政が連携して行うことが重要だと考えておりますので、スムーズな避難所運営ができるよう、区長会を通じて情報の共有を進めてまいりたいと考えております。

④避難行動要支援者につきましては、地域包括センターで名簿を作成し、管理しております。登録する際の協力者の申請につきましては、避難行動要支援者本人、家族、民生委員、ケアマネジャーで、災害時において協力する方々を登録しております。

今回の台風接近時において、各字公民館へ避難される方、病院などの施設へ避難される方、家族の家に避難される方々などがおられました。ほとんどの字で、区長、民生委員が避難行動要支援者の行動を把握しておりましたので、状況確認が短時間で行うことができました。消防団につきましては、避難する際に、区長、民生委員等協力して避難させるよう、各分団へ通知しておりましたので、スムーズな活動が

行えたのではないかと考えております。

今後につきましても、各関係機関と連携して、避難行動要支援者が安全に避難できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（林 富義志君）

それでは、外山利章議員の2、図書環境の整備・充実について、①から③までお答えいたします。

まず、①ですけれども、学校における図書室、図書スペースの利用状況ですが、県教育委員会では、隔年で10月に、毎年、県内小中学校の読書量調査を行っております。令和2年度は、調査は実施されませんが、令和元年度の調査によると、町内の小学生が1か月で平均16.8冊、中学生が平均7.3冊という結果です。これに対して、県の小学生の平均は23.9冊で、中学生平均は6.0冊となっており、町内の小学生は、県内の他の地域の小学生に比べて、本を読む習慣が十分についているとは言えない状況です。一方、中学生は、県内のほかの中学生に比べ、よく本を読んでいるというふうに言えます。今後は、特に小学校において、子供の読書量を増やす取組を行っていく必要があると考えております。

次に、児童・生徒の図書環境の整備・充実に向けた取組ですが、各学校においては、週に3回から5回、朝の読書タイムを位置づけ、読書に親しむ時間を確保しております。また、保護者による読み聞かせボランティアグループによる読み聞かせを行っている学校もあります。また、毎年6月は読書週間、10月は読書月間となっており、読書郵便、読書ビンゴゲーム、お勧めの本の紹介コーナー、それから読書集会の実施など、様々なイベントが行われております。そして、毎月23日は子ども読書の日となっており、この日は、図書の貸出し冊数を増やしたり、家庭での宿題の量を減らして、親子で読書を行う時間をつくるよう呼びかけを行っている学校もあります。

このように、多くの学校では、児童・生徒の読書活動推進に向け、様々な取組が行われているところであります。町教育委員会としては、今後も研修会を通して、学校図書館司書、読書担当職員の資質向上に取り組んでいくとともに、学校図書館の環境維持と整備、標準蔵書冊数を確保するための新規図書購入の推進等に取り組んでいくつもりです。

②対応する職員、予算の関係ですが、図書館の利活用を広げるために、現在は、農業、高齢者介護、育児書、児童書の充実に関心をもち、図書購入をしております。今後は、町民対象のリクエストボックスを設置して町民の声を拾い上げ、さきに挙

げたジャンル以外の雑誌、視聴覚資料の購入を図り、蔵書の充実にも力を入れていくつもりです。新しい取組としては、県立奄美図書館が実施している高齢者向けの朗読講座や曾於市の図書館が来館困難者への本の宅配等、取り組みたい事例は多くありますが、毎年、図書館本館、それから学校図書を含めた司書の確保が厳しい現状では対応が難しいという状況にあります。

③ですが、移動図書館についてお答えいたします。移動図書館の導入については、30年前の開館以来、何度となく議会の一般質問等でも議論されてきましたが、移動図書館車両が高額であること、それから、これに係る職員の配置等、年間の維持経費がかかり過ぎることから、導入を見送ってきた経緯があります。そして、これに代わる活動として、年2回、5地区に出かけて、子供会を対象に読み聞かせをするお話宅配便を充実して、子供たちの読書量を上げてきました。図書館現場としては、職員が確保できれば、ご指摘の中央図書館から離れた施設への配達をできる軽車両等を準備して、町民の図書環境の充実を図りたい考えは持っております。

以上です。

○12番（外山利章君）

それでは、再質問をいたします。

防災についてであります。

町における防災、先ほどから何度も言っておりますが、まず、行政が主体になる公助、地域における自助・共助が組み合わさることで、災害による被害というものが最小限に抑えることができるわけでありますが、その連携体制というのは、やはり災害が起こってからその体制を整えようとしても、もう実際起こっている災害には対応できないわけですから、平時にしっかりとその体制というものを整える必要があります。

そこでまず、町が担うべき役割について質問をいたします。

町の災害対策については、こちらの地域防災計画が平成29年に作成されております。これを見させていただきましたが、かなり詳細な形で、災害が起きた場合、どういうふうに対応するか、町が対応するか、また、地域において対応すべきところはどこかという部分が非常に細かく書かれております。

ただ、この書かれている対応というものがしっかりとその防災を担う方々に周知されていなければ、やはりせっかくつくったものが生かされないわけでありますが、この内容について、職員、住民、防災関係であったり、また防災に関する施設の管理者、学校長等を対象に、計画の周知に向けた研修会というものは行われていますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

議員ご質問の研修会の開催についてでございますが、役場内課長会においては、地域防災計画を配付して周知を図っておりますが、職員個々についての研修がまだできておりません。また、各関係機関に対しての研修もできておりませんので、今後、日程を確認しながら、研修会を進めていきたいと思っております。

○12番（外山利章君）

現在のところ行われていないが、今後、計画を進めていくということで、今、課長のほうから答弁がありました。ぜひそういうふうに進めていきたいと思っております。もちろんこれ、行政が対応すると言いましたけれども、行政だけじゃなくて、その後の自主防災組織がどういうところを担うのかということについても書かれている部分がありますので、その部分についての役割分担を明確にする上でも、役場職員だけではなくて、それぞれの関係機関を一度は一堂に集めて、こういう形のものでできておりますということで説明について、抜粋した形でもいいと思っておりますので行っていただきたいと思っております。ここについては、今、回答をいただきました。

次に、地域の自主防災体制の充実というところであります。先ほど町長答弁のほうで、住吉字の地区防災計画について取り上げていただきました。ぜひほかの字でもつくってきたいというふうな話がありましたが、これ、ほかの区長さんからも実は要望がありました。ぜひしていただけないかということで。これ町のほうで、ぜひそのような形の研修会というものを実施していただきたいと思っておりますが、それについては、総務課長、いかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

先ほどありました住吉字の地区防災計画が、このような形で立派に出来上がっております。いろんな形、21字ありまして、その地域力というか、地域の生活力には様々な違いがありますが、せっかくできた住吉字の地区防災計画、それをつくり上げる過程も大事だと思います。そういうところで、どういうふうにつくっていったのか、そういう細かいところを、住吉地区のできればオブザーバーとして参加していただく形で研修会をできたらいいのかなと、今考えているところです。

○12番（外山利章君）

ぜひ、私のほうも作成する場面において、字の区長さんであったり、うちの場合は特に消防団がメインになって3回か4回、あと青年団、壮年団も合わせて2回から3回はミーティングに参加していただいて、いろいろ意見を出し合って、作成しました。

ただ、これ全然完全な形では、まだないんです。形としてまずつくることにおい

て、これがたたき台となっていていい形ができればいいなと思った形で、住吉字については話し合いを経てつくったわけですが、ぜひほかの字でもこれについて話をさせていただいて、今、総務課長のほうからありましたが、自分たちの字は、こういう状況がどういうふうにいきたいだとか、川に近いからこういうところが大事だよねという形で、各字によって災害というところが少し対応する部分が変わってくると思います。もしくは、高齢者が多くて、この部分はちょっと対応できないから、町にこの部分は担っていただくべきじゃないかというところも出てくると思いますので、ぜひ各字でつくっていただいて、その後に、もう一度町全体のものを自分たちも見たいというところがあるんです。それを基にして、また住吉字の地区防災計画というものをつくり直していきたいというところがございます。

そこで、ぜひ各字でつくっていただくと働きかけるように総務課長のほうからありましたけれども、その後もぜひ一堂に会して、自分たちの字はこういうところを特徴にしたという会も開いていただきたいと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

議員おっしゃるとおりで、全体で共有していくことが大事だと思っております。こういうことでやったんだよということで、また私たちの字にはこういう課題があったと、それぞれの皆さんが一堂に会して研修会を開くということは大変大事なことだと思っておりますので、機会を見つけて、ぜひ行いたいと思っております。

○12番（外山利章君）

ぜひそういう形でしていただきたいと思います。その上で、先ほどの町の地域防災計画とのすり合わせというものも送っていただくことを要請して、この質問は終わりますが、地域の防災計画と町の防災計画というものがしっかりできれば、知名町の防災力というものは本当に上がると思います。それぞれがやるべきことが何なのかというところを、いま一度、頭の中では、台風が来たときはどういう被害があるよね、じゃ、何をしようかなと考えるとは思いますが、実際、こういう計画が立ってみると具体的に考えることができるので、これについては、ぜひ町のほうで防災担当の総務課のほうで中心になって、そのような動きを進めていただきたいと思います。

次に、町内における指定避難場所につきまして、行かせていただきます。

指定避難場所については、先ほど指定緊急避難場所が6つ、そして避難場所については32か所ということで今ありました。

さきの9月4日、5日の台風10号の襲来に向けて、うちの字では消防団員と、

あと先ほど話がありました役場職員、それと字の役員という形で、4名泊まり込みを行って、その対応、避難の呼びかけであったり避難所の設営の準備等を行いました。その中で感じた課題であったり、一緒に運営を行ったメンバーからの要望等についてありましたので、そこについて質問を行いたいと思います。

まず最初に、先ほどから、消防団が中心となって活動したというふうなお話をしていますが、台風の際に消防団に対して要請が出たというのは、消防をして自分もう十五、六年になります、初めてではないかなと思いますが、それはいかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

実を言いますと、おっしゃるとおり、初めての消防団員の依頼でした。9月4日、まず11時に、各公民館の避難所開設を各区長さんに要請をしたところです。それに併せて、町のほうでは16時に災害警戒本部を設置しております。その間に、消防団員のほうへは、消防担当のほうからLINEを通じて、ぜひ協力を依頼したいと、そういうことで通知を申し上げたところです。

以上です。

○12番（外山利章君）

今までの台風でも、消防団員、隊員が自主的にそれぞれ高齢者の家に声かけに行ったりとか、飲料水の準備、避難所の準備をしたりということあったんですけども、初めて今回こういう形で要請がありましたということで団長から伺いました。非常にありがたいなと思ったところです。やはり消防団員、自主的に動いたときに、身分の補償というか、何らかの災害があった場合に、どういうふうな補償ができるかなという少し不安な部分がありましたので、今回しっかりと町のほうで依頼があったということは、消防団員の活動について安心感が持てて活動ができたところは、非常にありがたかったと思います。また、今後も同様な事態がある場合は、ぜひそういう依頼という形で消防団員の身分補償というものもしっかりしていただければと思います。

次に、その避難所に泊まる際に、いろいろ町のほうとしては準備をしてきてくださいというふうに放送があったわけですけども、幾つか町の備品ということで、防災グッズがありました。その防災グッズ、担当課担当職員で試したことがありますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

多分布のマットとかあったと思います。それから、ビニールの息を吹き込むやつ、あれは検査のときに一応膨らませて状況は確認したんですけども、今年の防災関

連で導入したのですが、緊急時だったということで、その扱いがちょっと大変だったことだとは察いたします。その周知について、きれいにできていなかったことは、この場を借りておわびいたします。

町としては、今後はまた新たなマットに代わる、扱いやすい、仕様が水で洗えて干せて保管ができる、そのようなマットを購入しております。また、体がちょっときついという高齢者の意見もありましたので、折り畳みの簡易ベッド等も導入する方向で今作業を進めておりますので、そのようなことで、今後も災害備蓄備品については、いろんな形を精査しながら充実させていきたいと思っております。

○ 1 2 番（外山利章君）

敷き布のほう为数が少なく、高齢者にやはり優先してということで、年齢を伺って高齢者に先に使っていただくと、もうそれ以外の方々は、エアマットがあったので、ああ、こんな便利なものがあるんだと思って、最初喜んで楽しみもあって膨らませてやっていたんですけども、これがなかなか膨らまないんです。手持ちのポンプがすぐ壊れて使えなくなって、今度は自転車の空気入れを持ってきたんですけども、自分たちでもかなりの時間がかかって膨らませて、あとストローもついていきますとあったんですけども、ストローでは到底あれ作れるものではないと思います。防災グッズ確かに便利なんですけれども、それと、その防災グッズ、エアマットなので、寒さも下から直接来ることがないということで使っていたんですけども、エアなので、動くときしぎし音がするんです。避難所の運営の中で、プライバシーを守るときに、やはり視線と音というのが、今度泊まってみてよく分かりました。この2つをしっかりと確保しないと、周りが気になってなかなか夜眠れないということもあつたりしたので、今回、いろんな形で整備もされるようでありますので、また入れる際には、いろんな防災グッズ調べてみるとあったんですけども、その際はぜひ試していただいて、試用品でも要求していただいて、ぜひそういう形で導入をしていただければと思います。そこについては要請をいたします。

次に、食料の備蓄であります。町の放送では、たしか数日分の食料は持って避難してくださいという放送だったと思いますが、それはそうでありますよね。何日分の食料という形で。

○ 総務課長（瀬島徳幸君）

防災無線のほうでは、最低3日分ぐらいの食料と身の回り品、お薬などそういうのを準備して避難所へ避難してくださいという周知を図ったところでございます。

○ 1 2 番（外山利章君）

食料、確かに皆さん、簡易用みそ汁であつたり、インスタントラーメンであつた

りというものを持ってこられていました。ただ、やはりご飯ものが食べたいということでおにぎりを持ってこられる方がいたんですけれども、住吉字についてはあまり人数が少なかったので、冷蔵庫が非常用電源があったので十分保管できたんですけれども、人数が多くなると、もうなかなか保管というところが難しくなってきた衛生面の心配もございます。それと同時に、今回の台風10号については、沖永良部台風以来の大型台風ということで、長期間の避難というものが十分予想された部分があります。そうするところを考えると、食料の保管ということはしっかりと町で考えるべき部分もあるんじゃないかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

大規模災害になると、多数の備蓄品、備蓄食料が必要になるのはご存じかと思います。そういうことで、町としてもこれはぜひ進めていかなければなりません、また、給食センターの活用という手もあります。あそこに食料、備蓄品を置いておいて、食料には消費期限がありますので、消費期限のほうを迎える前に、申し訳ないですが、給食で提供するとか、そういう形のどういう食料があるのか、そういうのをこれからいろいろ調べ上げて、適宜利用価値のあるものを備蓄できるような体制を今後進めていきたいと思っております。

○12番（外山利章君）

給食センターの有効的な活用という部分でもそういう点は非常にいいことじゃないかなと思いますし、また民間のスーパーであったりだとか、そういうところの食料という部分もぜひ協定を結んでいただいて、緊急用であれば出せるものがあるのであれば提供いただけないかという形の連携協定というものも、ぜひ考慮していただきたいと思います。

それで、次、③に移ります。

次は、避難所においても、字行政施設管理者というところがあるわけですが、今回この後の質問もございます、コロナウイルスの観点から、公民館では狭いということで、ほかの施設というものの必要性というものが出てきております。また、障害であったり認知症だと、様々な避難者の方の状況に応じてスペースが必要になる部分が出てまいります。そのとき、今回体育館のほうも避難場所ということで指定されていて、自分たち準備のほうに伺ったのですが、体育館が住吉小学校の場合、外にあるために台風の避難所としてはトイレに行けないと。そうすると、健康的にも非常に問題なので、校舎内で避難させていただく。これは学校長の判断で協力いただいて、町長のほうからも要請があったということで、学校の中で避難

させていただきましたが、今後、避難所として指定されているのは体育館であります。その際に、トイレ等もし行けなければ困るわけですが、それについての整備というものはどのように考えていらっしゃいますか。

○町長（今井力夫君）

ご指摘のように、体育館の外にトイレがあるということは連絡がありまして、これはまずいなというふうに判断しましたので、一部の学校は体育館が避難所になるということで、職員で大急ぎで大掃除をしたというところだったんですけども、申し訳ございません、トイレが外にありますので、校舎の開放をしていただけないかということで、急遽校舎の開放を依頼した学校が数校ございます。

したがって、我々としては、例えば台風などのように風雨が激しい場合には外に出られませんので、こういうところにおいては、校舎の有効的な避難場所としての活用もあるだろう。ただ、地震等におきましては、これは外に出ることは可能でございますので、その災害の種類によって、校舎を活用していくのか、それから体育館を活用していくのかというのは、その都度判断をしていく必要があるのかなと、今回我々も痛感したところでございました。

○12番（外山利章君）

その際には、ぜひ管理者、校長先生がもし転校してしまうと、その時々で対応が変わってしまっても困るので、そこは町とその学校のほうでの取決めという形で、ぜひしっかりとその形をつくっていただきたいと思います。

あと、学校には非常用電源がなくて、自分たちは非常用電源、個人的なやつを借りて運び込みました。そこの整備についてはいかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

今、議員のほうから要望がありました。重く受け止めております。今後、また防災事業関連、関係施設、そういうところに整備を図っていければ、そういうことを検討していきたいと思います。

○12番（外山利章君）

あと、学校の避難所については、運営の母体がどの方式で決まっていないと、避難所の開設ができないというところがあるんです。例えば、住吉小学校の体育館、校区全部避難所指定されています。今回、住吉のほうでやりましょうかということで、避難される方がいなかったのよかったですけれども、一体どこの字がするのか、もしくは学校がするのか、町が避難所を開設するのかとあって、運営の母体がしっかりしていないと避難所の開設ができないというところがございます。そこについてはどのように考えていらっしゃいますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

様々な課題が今出ているところです。そういうところは町が責任を持ってやらなければいけないところだと感じておりますので、今後についてはそのような体制を構築していきたいと思っております。

○12番（外山利章君）

ぜひ、そのような形で整備を進めていただきたいと思います。

それと、今回、各集落に担当職員が配置されました。役場のほうでそういう形の配慮をしていただきましたが、運営面でも非常に助かりました。今回、うちの集落は女性の職員が1人入っておりましたが、避難された方々にヒアリングをされる際も、しっかりと膝をついて、避難する方々の目線に立って話し合いをしてくださったので、自分たち個人的に話を伺おうとしても難しい部分がありますが、やはり役場職員がいるということで、非常に安心して避難できたのではないかなと思っております。これからもこのような形で、災害が発生した折には、ぜひ職員の派遣というものを行っていただきたいと思いますのですが、またその中で、職員の中から、たまたま今回土曜日、日曜日だったからよかったけれども、これが平日だった場合どうなのか、自分たちもちよっと不安な部分があると。どういうふうに関割分担していいのか分からない部分があるというところがありましたので、この点については、役場の業務継続計画のほうがありますので、そことの整合性を取って、ぜひ職員の派遣はしていただきながらも、役場の業務については滞ることがないように体制を取っていただきたいと思います。

避難所について、もう一つだけ、今回、フローラルホテルが台風のときに満室となりました。聞いてみると、やはり不安だということで避難された方がたくさんいらっしゃったようです。これ、次の④の質問にも関わってくるんですけども、ぜひフローラルホテル、そういう形で安心して避難ができる場所として、町としても避難場所としての指定、もしくはそのような形で、町長はフローラル株式会社の社長でもありますので、そういう避難できる形というものをつくっていただきたいと思います。それについては、町長、いかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

今回この台風10号につきましては、日本全国において、やはりホテルを避難所としている国民の皆さんが多かったというふうなニュースがたくさん流れてきております。私もまさかフローラルホテルに、避難場所として町民の方が多数集まるとするのは、少しこれは想定外でしたけれども、支配人のほうから、こういう感じでホテルで避難先を決めたいというふうに来ておりますがということでしたので、避

難してこられた方々に対しては、十分なサービス、配慮をしていただきたいと。ただし、ホテルも自主電源も持っておりませんので、万が一、停電になったときには少し暑い環境になるかもしれませんので、そのときには水分補給等が十分できるような対応をしてほしいというような指示までは出してありました。

今後、町民の方たちが多く避難先を見つけなげきやいけないような事態が生じる場合もございますので、そういうときのためには、フローラルホテルを避難所の一部として我々も開放していかなきゃいけないのではないかなど。特に個室がございますので、プライバシーを十分保護しなきゃいけない場合とか、また伝染性の病気等の発生の場合においては、ホテルは一時的に、そういうふうな感染症対策の場所としても我々は考えていく必要があると考えております。

以上です。

○ 1 2 番（外山利章君）

国の防災基本計画に、指定避難所の開設というところで、地域の避難所を開設するというところと同時に、民間賃貸住宅や旅館、ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとするというふうな国の方針も出されているようであります。ぜひ電源については、様々な防災関係に対応できる事業等がありましたら電源の確保もしていただければ、フローラルホテルにもプラスになると思いますので、そのような形でぜひ安心して避難できる場所としての確保を、これは要請いたします。

次に、④の高齢者、要支援者についてですが、プライバシーの問題があるというのは重々承知をしておりますが、名簿等の情報提供というのがなかなかなされず、民生委員の方が1人で数多くのところを回られるということもありました。ぜひその名簿の提供、関係機関だけ、プライバシー保護をしっかりと守った上で名簿等の情報提供があれば、もう少しスムーズに動いたのではないかなどと思いますが、それについては、保健福祉課長、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

要支援者に対する名簿につきましては、各字に配置されております民生委員のほうへお渡ししてあります。今回については、民生委員のほうから指示を与えて、各消防団とかにお願いした形で、手分けしてやったということを伺っております。

○ 1 2 番（外山利章君）

そういう形で、民生委員の方が消防団と連携をしてできる形があるのであれば、次回からはもう少しスムーズに進む形ができるのではないかなど思うんですが、その際に、要支援者の方々に、自分たちも声かけを行ったんですけれども、要支援者

の方の状態によっては自分たちでは対応できない部分がありました。介護福祉の専門家でなければ、これ以上自分たちでは声かけはできないなど思った部分がありましたが、そのような今後の災害に向けて、民生委員、福祉関係機関との災害時における連携体制というものをつくるべきだと思いますが、保健福祉課長、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

要支援者につきましては、日々状態が変わる方もおられると思いますので、この件に関しましては、包括支援センターのほうで随時状況を確認しながら、段階等をつけて、その方に対する手厚い支援ができるようにしたいと思います。

○12番（外山利章君）

ぜひ、その点については要請いたします。

次に、図書環境の整備・充実についてであります。

小学校、中学校、図書室、図書スペースという形で、ひっくるめて学校図書館という形になるらしいですけれども、小学校、中学校で、毎日開館していない、終日使えない小学校、中学校というのは、町内に幾つありますか。

○教育長（林 富義志君）

毎日使えない図書館、週5日間、ずっとどの学校も使えるという状況です。休館はありません。

○12番（外山利章君）

まず、自分がこの質問を取り上げたのは、4年前、1回目に当選したときに、ある保護者の方から、うちの小学校では、図書室という特別なスペース、図書スペースのことだと思いますが、その学校では図書室がなくて、冊数自体も少なく、やはり本を読むのであれば、しっかりとした図書室という形の確保ができて、子供たちの読書環境の充実というものを図ってほしいという要望が、PTAの方から寄せられたことがあります。そのことをずっと思っていたので、ぜひ1回、図書の質問はしたいなと思って今回取り上げさせていただきました。

調べたところによると、図書室自体は開館しているんですけども、その司書の状況によって開館できない状況にある学校というものがございます。小学校については、午前はこの小学校、午後はこの小学校という具合で、終日1日図書の司書の先生がいらして開いているという状況じゃないところはあるようです。中学校については、3日だけ図書室が開いているという学校もあるようでございます。やはり子供たち、本を借りに行きたいときに図書館が閉まっていると、もうそれは本を読む機会を失うわけですから、もういいやという形で。やはり自分の時間で図書

室に行きたいという子もいると思います。と同時に、担任の先生に話せないようなことも図書先生には話をするというような形もあるようでございます。そういう意味ですと、図書室というものはやはり常時開いているべきではないかと思うんですけれども、それについて、ぜひ全ての小学校、中学校で図書室が開けるような形というものを取っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○教育長（林 富義志君）

大分以前には、各学校に司書1人ということで配置していた時代もありましたけれども、いろんな財政面とか含めまして、今のところ、学校司書に関しては、2校を1人で兼任という対応を取っております。それによって、司書が行かない日で図書館が開いていないということについては、学校の図書係、先生に任せて開けているというような状態ですが、財政的な面ということでもなくて、やっぱり1週間ずつと1人の司書でやる仕事量と言ったらおかしいですが、それぐらいの仕事量は、今の学校の規模数からいってもないということで、国のほうも一応現在のところ、1.5校に1人という基準を出しています。今回、うちの場合は2校に1人ということで、ちょっと国の基準には達しておりませんが。

ただ、できるならば、言われるとおりに、子供たちの読書量を増やすということであれば、各学校に1人置いて、毎日開けてという状態が理想的には理想ですが、ただいつも毎年苦勞するのは、この2校に1人配置する職員さえも確保できなくて毎年苦勞しているのが現状で、これは学校図書だけじゃなくて本館のほうもですけども、財政面というより、司書の資格あるなしには関わらず、確保に非常に苦勞しているというのが現状です。この人員が確保できれば、できるだけ各学校に配置できるようにしたいなと思っております。

○12番（外山利章君）

国が学校図書館図書整備等5か年計画というものを、これで4回目ですか、行っているそうです。それによると、学校図書の整備、図書館への新聞の整備、学校司書の配置拡充ということで、地方財政措置は行っているようであります。ただ、それは用途を特定しない一般財源として入っておりますので、それが図書に使われているかどうかというのは、市町村のそれぞれの予算化によって変わってくるわけがあります。

今、教育長のほうからは、予算の面というよりかは人が見つからないということですので、ぜひ専門性を持った司書の方を確保していただいて、全ての学校で終日開くことができるような体制というものは整えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○教育長（林 富義志君）

言われたとおりに、29年度から学校図書予算が交付税措置があるということで、3つの大きな事業に、学校図書館の出番ですというパンフレット、国のほうからもきちっとお金を使いなさいということでやっています。この中で、ほとんど私どももできるだけこのお金を使わせていただこうと思って、新聞とかこういうのは全部クリアしております。ほとんどの学校で新聞は購入しております。

それから、先ほど3番目の司書の確保がやっぱり非常に難しいということで、先ほど財政的にも応援の措置があるんですけども、なかなか厳しい状況で至っていないということなので、町としては、もうご存じのように、昨年、司書を1人確保、今年も採用いたしました。毎年募集には司書を募集して、何とか確保したいということでやっております。ただやっぱり応募も少なくってという状況なので、できるだけ職員も確保する努力を今後も続けてやりたいと思っております。

○12番（外山利章君）

今回の自分の質問は、蔵書を増やすだとか司書の数を増やすということが目的じゃなくて、その充実した図書館を使って、どう子供たちが学習に生かしていくかというところだと思って質問をさせていただいております。

今、学習の仕方が変わってきて、主体的学び、対話的で深い学び、アクティブラーニングという部分がよく出てまいります。デジタル社会ではありますが、やはり図書に親しみ、自分でしっかりと問題点を解決するために自分で検索をして、その解決に結びつけるという、これからの新しい学びの形にも、私は学校図書というのは非常に有効だと思っております。その意味でも、学校図書の充実という点は、教育委員会のほうにお願いしたい部分でありますので、その部分は十分に要請をいたして、この質問を終わります。

次に、図書館であります、図書館、今回、今年開館30周年であります。ぜひ図書館についても、知名町の図書館は非常に充実して、大体旅に出たときにはどこの図書館も入りますが、知名町の図書館すごくいい図書館だなと思っております。ぜひそこは有効に活用できるような形を取っていただきたいと思っております。

職員に対してもヒアリングを行いました、職員もいろんな形の活動はしていきたいということで非常に意欲を持っていらっしゃいます。先ほどの移動図書館に關しても、ぜひやってはみたい、ただ、問題はやはり職員体制だと。今、専門の職員が1人で、しかも公民館の庶務も一緒に担っている状態だと、どうしても専門的に動けないと、その部分がございます。その職員体制というもの、ぜひ正職員をもう一人入れていただくというふうな形ができないかと思っておりますが、教育長、いか

がでしょうか。

○教育長（林 富義志君）

先ほど、移動図書館の件をお話ししましたがけれども、確かに職員は非常にやる気で、例えば田皆小学校からの要請があって、車で持っていったんですけども、1回きりで、学校現場から毎週やってもらえると助かるけれどもということで、学校からは。ただ、本館のほうの人間がいないものですから、校長先生に毎週はできませんと、せめて今の人員体制では月に1回が精いっぱいですというふうに校長先生に怒られたということを書いていましたけれども、そういうことで、人間さえ確保できれば、司書を確保できれば、いろんな形でやっていけるんです。ですから、今、一番課せられた課題は、職員確保さえできれば、また私もそれで毎年、職員確保に苦勞しております。これができれば、子供たちの読書力向上は十分やっているとしますので、職員確保にいろんな手でやっていきたいと思っています。

○12番（外山利章君）

移動図書館についても人がいればぜひ取り組んでみたいという話でしたので、職員の確保というところは、最後に、町長にぜひお願いしたいところでありまして、最後、まとめに入ります。

図書館というのは、地域の学びであると同時に、人が集う場所として、地域の活性化に非常に資する場所だと思っております。その図書館という機能が最大限発揮できるように、開館30周年を今回迎えます。この機会に、利用方法や運営方法、また新しい図書館運営に向けた年次的なプランというものをしっかり立てていただいて、予算や職員体制の整備というものを行っていただきたいと思っております。

最後に、町長、町長は教育者でございました。図書というものについて思い入れもあると思います。ぜひ職員体制の整備をお願いしたいところがございますが、いかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

図書館に全般的係ることで少しお話をさせていただきたいんですけども、人がおって一回一回物を運ぶというのも大事なんですけども、今の時代、私は委員会に話をしているのは、学校で子供たちがネット上に図書館にどんな本があるのかを自分たちで検索させて、これこれが本校が必要としている本ですよというのを図書館がキャッチして、キャッチしたものを図書館が運んでいくというやり方で、人員調整というのもできていく時代ではないのかと。そのために、我々は、学校におけますネット環境も充実していく方向で進めておりますので、ぜひ人がいなければならないなりに、我々はインターネットを使った本の貸し借りというのを、各学校と図

書館との間で行えるようなシステムの構築をすることによって、人手不足の解消にも努めていきたいなと思っております。

○ 12番（外山利章君）

まとめつもりでしたが、最後に一言。ぜひそのインターネットのもちろん活用というものは大事だと思います。ただ、やはり本というものを実際手にして見ていただく環境というものが十分に整えられるように、町として取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（福井源乃介君）

これで、外山利章君の一般質問を終わります。

換気を行います。しばらくお待ちください。

次に、新山直樹君の発言を許可します。

○ 7番（新山直樹君）

議場の皆さん、そしてネット中継を見ている皆さん、こんにちは。これからも議会活動にご理解とご協力、そしてご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議席番号7番、新山直樹が、次の4点について質問いたします。

1、避難所対策について。

今年に入り、台風9号、10号と立て続けに襲来してきました。本町は、台風や地震が起きた場合、各字公民館が避難所として利用されます。今回は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、ソーシャルディスタンスを守りながらの避難になったと思われます。そのことを踏まえ、次の2点について質問いたします。

①避難所を利用した人数は。

②新型コロナウイルス感染防止対策に配慮した避難所開設、運営はガイドラインに沿って実施されたのか。

2、知名漁港（白浜港）災害復旧について。

①台風9号の影響で岸壁の一部が損壊しており、電力会社への燃料を供給する船（タンカー）が接岸不能になっていると思われます。早めの復旧工事が必要だと思われませんが、現段階ではどうなっているのか。

3、GIGAスクール構想について。

児童・生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想であります。

本町においても、GIGAスクール構想は進められていると思いますが、今後の計画はどうなっているのか。

大きな4番です、選挙運動について。

今回も町議会議員選挙で、選挙カーに対する注意喚起があったにもかかわらず、適切な選挙運動に至っていない陣営があったと見受けられました。今後の選挙でも、このようなことがないように対処、対応を望みます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

では、新山直樹議員のご質問に対して回答してまいります。

避難所等につきましてご質問がございましたので、まず順を追って回答してまいります。大きな設問のG I G Aスクール構想につきましては、これは教育委員会所管事項ですので、教育長が答弁します。

それでは、1の①ですけれども、根釜議員のご質問でも回答させていただきましたが、台風9号の各字公民館の避難状況につきましては、10字公民館で実施、15世帯22名の方が避難しているという結果がございます。次の台風10号につきましては、21字公民館と田皆中学校の体育館、それから、あしびの郷ちなも含めて23の施設を避難所として開設しました。189世帯323名の方が避難しております。

②につきましてですけれども、避難所におけます新型コロナウイルス感染予防対策につきましては、6月に策定しました感染症対策災害時避難所運営マニュアルを参考に運営をさせていただきました。大まかには、避難所開設前に、開設時それから運営に関する事項になりますが、感染症対策に必要な物資や避難所のレイアウトなどを引き続き検討を重ねる必要がありますが、限られた環境の中で工夫し、避難所運営ができてきたのではないかと考えております。避難所におけます感染症対策につきましては、区長会等において内容を周知させていただいております。

大きな設問2、知名漁港（白浜港）災害復旧につきましては、これも根釜議員のご質問と重複しておりますので、お答えします。

復旧工事の進捗状況につきましては割愛させていただきますが、県に確認をしましたところ、9月9日に潜水調査を行い、接岸に支障を来すような瓦礫等は確認はされていなかったというふうに聞いております。電力会社は協議の上、被災していない岸壁を利用して接岸することが可能だと判断したということでしたので、私の行政報告の中でも申し上げましたが、9月20日午前8時にタンカーを実際に接岸させました。このときに、海上保安庁、県、それから九州電力、町、4者立会いの下で接岸をさせ、そして接岸用のロープがきちんと張れるのか、それから補給船からのパイプラインがきちんと挿入口まで接続できるのか、途中での漏れがないのか

ということを確認するために、接続後に1回空気を送り込んで漏れがないかという確認等も全て行い、異常はないということでしたので、この20日の日に、500キロリットルの重油の挿入を行ったというようなのが今現在でございます。

続きまして、4番の選挙運動につきましてですけれども、町議会議員選挙が8月7日、立候補予定者説明会がございました。そして、8月25日告示、8月30日が投開票でございました。

ご質問の選挙運動用の自動車の使用につきましては、公職選挙法第141条第1項の規定により、選挙運動に使用できる自動車は1台となっていることから、数台で連なって使用することは違反と理解しております。今回の選挙におきまして、最終日の前日8月28日に、各候補者事務所へ選挙運動用の自動車の使用台数について、法令を遵守するよう連絡をしております。前回の選挙に引き続き、今回の選挙においても同様の指摘があったということは誠に遺憾ではありますが、今後、法令遵守をしていくように、さらに周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長（林 富義志君）

それでは、新山直樹議員の大きな3番、GIGAスクール構想についてお答えいたします。

現在、本町においてもGIGAスクール構想の実現に向けて、児童・生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備しているところがあります。端末整備やネットワーク整備については、GIGAスクール構想の入り口でしかなく、環境整備を行ったからといって、ICT機器の利活用は図られない状況であります。現に、電子黒板の整備等を平成30年度から年次的に行ってきたおりましたが、うまく活用できていないのではないかとというような、昨年、議会からの指摘もありました。

そのために、本年度はさらなるICT機器活用の機会を増やすために、小学校においては、指導者用のデジタル教科書を導入して、電子黒板等の大型掲示装置の活用促進や教師の業務負担軽減を図っており、また中学校においては、来年度の教科書改訂に伴い、新たに指導者用デジタル教科書の導入を行いたいと思っております。ほかにも1人1台端末の利用が簡易的に行えるよう、授業学習支援ツールも、端末整備に併せて導入していきたいと思っております。

また、今回整備を行う1人1台端末については、無料の授業支援ツールもあることから、それらの機能を持て余すことなく活用できるようにしたり、授業における端末利用について教員向けの研修等も実施して、児童・生徒の学力向上並びに教員

の業務負担軽減につながるように、ICT機器の利活用促進を図っていきたく思っております。

以上です。

○7番（新山直樹君）

それでは、順を追って質問していきます。

①の避難所対策、避難所を利用した人数なんですが、昨日の根釜議員の答弁でもありましたとおり、323名が避難されたということなんですが、この台風10号に関しましては、すごく大型台風だと、命を守る行動をしてくださいというふうにテレビや新聞などであったので、町民の皆さんが自主的にやっぱり避難した人数なのかなと思っております。自分も知名字の避難所に確認しに行ったときには、やっぱり消防団であったり民生委員の方がそれぞれ協力して、またそういう避難所運営とかもしていたのは確認しております。幸いにも、この10号、台風が風が強い、気圧がすごい低くて、先ほど外山議員からもありましたとおり、沖永良部台風、9号よりは強いんじゃないかというすごいもう危機感をみんな持っていたんですけども、幸いそれほどでもなかったのかなとは思っております。

そこで、情報伝達というふうな観点からですけれども、暴風域にも入らない、強風域の段階でも、ある一部のところから、防災無線、防災ラジオがもう途切れて聞こえないということをお聞きしました。防災ラジオ、無線なので、やっぱり災害とかそういうときには必ず受信できるような体制になってないといけないのかなと思っておりますが、そこら辺の調査とか対応というのはどうなっているのでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

確かに聞きづらい地域があるということで、年間40件ほど修理依頼等、調査依頼等があります。本町は、奄美市にある南西通信システムに補修委託をしているところですが、現地に対応する方が1名いらっしゃって、町民の方から連絡が来ましたら、その現地対応員に連絡をして各区を回っていただいて調査。また、聞こえづらいということであれば、外部アンテナを設置するとか、そういう対応をさせていただいております。ただ、設計上は全域聞こえるというような設計にはなっておりますが、多分、地形的なこと、また電波の状態、空気の状態、そういうところもあって聞きづらいところもあろうかと思っております。ただ、全て100%聞こえるというところはないかもしれないという南西通信システムの方からの回答は一定あります。どうしても無理なところは、もう今の段階では対処のしようがないところが確かにあるということは伺っておりますが、適宜、それが少しでも解消できるような対応は今後も続けていきたく思っております。

○7番（新山直樹君）

前もこの防災無線から質問出させていただきました。そのときにも、やっぱり外部アンテナをつけて対応ということはあったんですけども、やっぱり外部アンテナをつけても入らないところがあるというのはもう聞いておりますので、そこら辺はやっぱりちゃんとした対応をしていただきたいと思います。

これから、今も地球温暖化で来年もまた大きい台風が来るかもしれないと、そういう話も聞いていますし、いつ大型地震が来るかも分かりません。4年前のこの9月議会にも、震度5の地震が来ました。自分もそのときは初めての議会で本当に驚きましたけれども、そういう地震がいつ来るかも分からないので、やっぱりそういう防災無線というのは、皆さんに情報発信するためには、ちゃんとした整備をしていったほうがいいのかと思いますし、8月31日の新聞には、総務省と消防庁から、防災無線の配備ということを加速するということが書いてあるんですけども、それは多分まだ整備されていない地域だと思います、読んだ以上は。ですけども、この総務省であったり消防庁であったり、やっぱりそういう災害に対して、どう皆さんに情報発信するかというのが大事になっていると思いますので、これからそういう情報伝達はやっぱりちゃんとした方法でやっていかないと、町民の皆さんは分からないのかなと思います。

また、今回台風が来て停電するという予想もされたんですけども、今回停電もなく、テレビやラジオとかでも情報が入ったのは確かだったので、その点、救われたのかなという気はするんですけども、その中で、やっぱり入らない地域があるというのは、総務課長も先ほど言われましたけれども、そういう地域にもう一個受信局、中継局みたいなものを設置するようなことはできないでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

その地域地域によっては、電波が届かなければ中継局を設置するという手があるのは確かです。これについては多額の費用が発生しますので、奄振事業、ほかの防災関連事業、そういうところを通して補助の導入ができるかは、今後また検討させていただきます。

なお、今、町のLINEアプリでも防災放送無線の原稿が読めるようになっております。そういうところもまた町民向けには周知していきたいと思っております。

○7番（新山直樹君）

その中継局が設置できるのであるなら、奄振事業でも、もし何かそういう枠があれば取っていただきたいと思いますし、LINEアプリのほうは、見られる方と見られない方もやっぱりいると思いますので、そこら辺は調査して、またこのような

防災無線がちゃんと入るような環境整備をしていただきたいと思いますので、この①はこれで終わります。

②の避難所開設のガイドラインに沿ってできたのかという点ですけれども、6月に策定されているということであったんですが、今回の避難所運営に関しては、答弁を聞く限りは、運営ができたのかなという答弁をもらっております。その中で、実際、避難してきた方の健康状態チェックシートであったり、避難者リストであったり、そういうのもちゃんとできたのか、そういうのはどうなっているのでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

これまでの答弁の中でも、このマニュアル、その配布が遅れた、遅きに失したということでご答弁したところがございますが、職員については、各自掲示板に掲載しましたので見ていただきました。ただ、今回はなかなかそういう職員の動員体制が初めてなこともありまして連携がまだうまくいかなかったと。今後、そういう課題を洗い出して、ぜひこのマニュアルにのっとった運営はしていきたいと思っております。ただ、今回の避難所においては、健康チェックまではできていなかったと思われるところが大多数ではなかったかと思っております。

以上です。

○7番（新山直樹君）

そのマニュアルが間に合わなかったとか、そういういろいろ、今回は台風が立て続けで来て、うまく連携が取れなかったのかなとは思いますが、やっぱりせっかくこのようなマニュアルを作っているんで、それに沿ってやっていただきたいなと思ったところもあります。この避難所のレイアウトの件なんですけれども、これは体育館かどこかをメインにされているということでしょうか、最後のページは。

○総務課長（瀬島徳幸君）

これは保健福祉課から頂いた図なんですけど、多分、体育館とか大きな公民館とか、県から頂いたレイアウト図なので、そういうところを意識して作られたんじゃないかと思っております。

なお、今回の各避難所においては、いろんなパーティションとかそういう避難物資が間に合いませんでしたので、ある避難所においては、机を仕切り板として使ったりうまく利用するとか、また折り畳み椅子を立てて仕切っていくとか、あと自主的にテープで区画をつくってやるとか、そういうところがいろんなアイデアを持って対応されていまして、そういうところもまた課題の中で、みんなでもた研修す

の中でそういう発表を聞きながら、今後の課題解決に向けて努めていきたいと思っております。

○7番（新山直樹君）

多分これは大きいところだと思いました。今年はコロナの関係で、いろいろと制限がかかっていると思うんですけども、やっぱりこういうのも各字単位ごとでもいいので、そういう感じで、例えば知名字だったらこれぐらいの広さだからこういうふうにしよとか、小さい字だったらこれぐらいのスペースしか取れないからという、そういうレイアウトもやっぱり必要じゃないかなという気もするんです。これから先、本当にコロナが終息するか、すごい厳しいところもあると思うので、これから、全部が全部もう入れないようになっていると思うので、こういうコロナ感染症を防ぎながら避難所運営というのは特に難しいと思います。どこの市町村も、多分、今回はこのような感じでコロナに対して初めての避難所運営だったので、どうしていいか分からないというのは多分あったと思いますが、今回こういうあれができたので、また今度、字単位での公民館のレイアウトも必要じゃないかと思えますけれども、その点はどうでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

ぜひ各字のレイアウト等を、区長さん、地域の方々と、また職員を通じていろんな形で連携をし合って、実際にどういう形が一番いいのか、そういうところを研究させていただきたいと、次の災害に備えるということで準備は進めていきたいと思っております。

○7番（新山直樹君）

それはぜひお願いしておきたいと思います。

続きまして、2番にいきます。

2番、昨日の行政報告でもありました。9月20日に、燃料を供給していました。私がこれを出したのは、台風9号が去って、町民の皆さんから港の岸壁が壊れました、大変ですよというので、最初見たときは僕も気づかなかったなんです、そこが崩れているのが。あれ何でかなと思ったら、九州電力のタンカーが着くところだけどもと言われてしまって、それでこのような質問を出しました。

町民の皆さんがやっぱり心配したのは、船が来ない、結局発電所に油が送れない。そうなったらどうなるんだろうなという、間違ったら計画停電するのかとか、そういういろいろな声が上がったんですが、実際僕も9月20日の日に見に行きました。北側のほうにちょっと出っ張ったままなんですけれども、供給して、すごいあれ見た瞬間は、もう本当に電力会社の方には感謝の気持ちしかないなと思いました。

でも、今回、このような形で着けたんですけれども、20日の日は海がすごいきれいだったのは確かだったと思いますが、もし、あれが荒れたときとか、次、入港しにくいときなんかはどういうふうな対応をするかとか、そのような連絡は来ているんでしょうか。

○町長（今井力夫君）

今回、補給船の入港について、20日の日に、運良く波も穏やかでできました。もし、これが接岸不可能なときにはどうするかということの協議も実際はしております。このときには、伊延港に大きな石油タンクがございますので、そこに一旦補給しておいて、タンクローリーで運ぶというようなことしかもうできないであろうと。ただし、島内には大型のタンクローリーというのがないということで、かなりタンクローリーは何度も何度も往復しなければいけない事態になるであろうということでありました。幸いにも、ちょうど30日分のストックができていた状況でしたので、場合によってはタンクローリーで運ぶにしても、その30日分から使用した分を補給・補填していくというような状況で賄うことができるんじゃないかというような結論に達したわけで、万が一白浜港が使えないときには、もう伊延港のタンクを使うというようなところまではお互い話合いが終わっております。

ただ、今回、9、10と立て続けに来ましたけれども、9号で1回壊れたときにも、我々は九州電力の皆さんと白浜漁港の点検に行っていましたけれども、あのときに、確かにもうこの状況ではどこに接岸するかというのを双方で案を練った結果、陸地側の60メートル残っているの、そこに取りあえずやるという方向で検討していきましようということで、1回試しに接岸させるということで行ったのが9月20日でございました。

○7番（新山直樹君）

次、供給するときも、波が穏やかだったらここから給油できるということなので、それを望みたいんですけれども、この真ん中のほうが岸壁が破損しているということで、最近、防災無線でも言われていますとおり、定期航路のフェリーきかい、あれはもう接岸されなくなったということなんですけれども。

建設課長にちょっとお尋ねします。令和元年、知名漁港に接岸した船の種類とか、どういう船が実際接岸したのか、分かっていたら教えてください。

○建設課長（平山盛文君）

令和元年の実績ですけれども、定期船、航路船が1年間で60回、その他の船で41回、砂利船とか、あと給油船等も含めて。参考にですけれども、係留船料、停泊料というか、港の入港料、これが定期船で60回で年間14万4,200円。そ

れと、その他の定期船以外のやつで41回で5万1,676円。それと、関連ですけれども、野積場の使用料とかも取っているんで、それが14件。これはほぼ森運送さんが使っていますけれども、その分が年間14回で15万4,934円。合計で35万810円の収入がありました。

以上です。

○7番（新山直樹君）

このフェリーとその他の船でも年間100回は接岸しているということなんですけれども、これから先、使えなくなると、今回全部で35万円程度の前年度は収入があったということで、今回減ると思うんですけれども、やっぱり災害ですので、これは県と国が判断することになると思いますけれども、課長の考えでは、おおむねあと何年ぐらいをめどにしてもらえるのかなとか、希望とかそういうのはあるんでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

昨日、ちょっと県のほうへ確認したんですけれども、台風9号のときに、岸壁側、もう方式が矢板工法で留めてある岸壁なんですけれども、その部分が約50メートル決壊しまして、矢板が海のほうに流されて、その後、今度はセルラーブロック式という、今、岸壁側のほうが10号で10メートル決壊しまして、そこはまだ岸壁のほうは残っているんで、ただ、下地の砂利を入れてあるんですけれども、その中の吸い出しがありまして、スラグが落ちている、床が落ちているという形になっているもので、県のほうとしては、もう二次災害、三次災害を防ぐために、その10メートルの区間には大きな土のう袋を入れて一応吸い出し防止は、今対策としてはしています。

今、議員おっしゃられたいつ頃まで復旧という形なんですけれども、災害時の場合は、県としても随意契約を結びますので、緊急の場合は随意契約でコンサルタントを決めて、緊急で設計を上げて災害査定を受けて、その後、工事着手という形になるんですけれども、まだ具体的なスケジュールが全くつかめないということで、コンサルタントも決まってまだ現地調査も入っていない状態なんで、早急に改修することに努めたいということでしたけれども、私個人としては、台風シーズン、この後台風が来なければいいなと思っているのと、少なくとも来年の台風シーズン前までには仮復旧というか、そういう形で進んでいただければ、今後、また来年も災害が起きないような対策だけは取ってもらいたいなと考えております。

以上です。

○7番（新山直樹君）

50メートル矢板が飛んだ、その間は、10メートル土のうを積んで今対策はしているということなんですけれども、やっぱりあの港は結構使用する船が多いなというのはもう思います。これからは多分バレイショの種が届いたり、また製糖時期に入ったときには砂糖を積んでいく船も来ると思いますし、やっぱり先ほど課長が言われたとおり、来年の6月までは確かに終わってほしいなという要望もあるんですけれども、なるべく今年度内、できれば。そのうちにやってほしいなと思いますし、ちなみにですが、この前の台風9号、10号で、大島郡内でも構いませんので、どこか港が被災した場所とか、そういうところとかというのはどこか分かりますか。

○建設課長（平山盛文君）

9号、10号に関して、ほかの市町村の港が決壊したという情報は、私のところには入っておりません。

○7番（新山直樹君）

であれば、もしかしたら、すぐできるという可能性もあるんでしょうか。そこは県のほうと話をするんでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

災害査定の日程は早まる可能性は当然あると思います。ただし、工事の内容次第では、工期の問題ですから、急いでやったらやったでできるものでもないし、あと、先日、県のOBの方が来られて、そのときの話を聞くと、やっぱり今は台船とか機材の不足、人材不足ということで、標準工期をちょっと長めに取っているということを知っていますので、だから、それを勘案するとちょっと延びてしまうのかなという気がします。

以上です。

○7番（新山直樹君）

確かにそうではあります。順番よくなっていくのもあると思いますし、あとは町長が次、東京に出張に行ったときに一言言ってくれるとは思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○町長（今井力夫君）

非常に、島においては、電気は全てのエネルギーのもとになっておりますので、電力を確保するということが、それから先ほど議員がおっしゃっていただきました、農作物等の輸送等にも白浜港は使われておりますので、そういう意味では、本島の経済に大きな影響を与えるものではないかと思っておりますので、来月早々には、県出身の国会議員のほうに依頼をしに行こうかと、今考えております。

以上です。

○7番（新山直樹君）

ぜひお願いします。早めの復旧工事を、町民の皆さんも多分希望しておりますので、またそこら辺はよろしくお願いします。

それでは、次のG I G Aスクール構想についてですけれども、昨日も今井議員と根釜議員の答弁にもいろいろありましたが、無線LAN端末の購入、今年度で工事も終わって、来年度からは使用できるという認識でよろしいでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

昨日の今井議員のご質問の回答とも重なりますが、まず、ネットワークにつきましては、現在契約をしております、3月1日を工期として現在進めているところです。

それから、端末の整備につきましては、現段階では仮契約を結んでおります。議案第73号で、物品購入の売買契約の議案を提案する予定としております。正式に可決をいただいて決まりましたら、早速準備に取りかかりたいと考えております。数としましては、児童・生徒用が518台、それから教頭先生を含めて教師用が64台で、合計582台の端末を整備する予定としております。端末の整備は3月10日までを予定としております。

ただ、端末の整備はできるんですが、順調にいったとしても、また課題はこれからいかにして子供たちが慣れていくか。また、教える側の先生方もいかに慣れて使いこなしていくかというのが課題になります。これは全国的な政策ですので、児童・生徒、教師、それから教育委員会にとっても大きな変革になっておりますので、全国的に試行錯誤しながら取り組んでいかなければいけない事業だと思います。また、4月になっていきなり全ての教科でタブレットを使って行うということもなかなか難しいのではないかと考えておりますが、やはり使用を教える側の先生方によって様々な違いは出てくるだろうとは思いますが、試行錯誤しながら取り組んでいくことになるかと考えております。

○7番（新山直樹君）

多分この事業は二、三年前倒しになってきていると思っているので、すぐ端末入れたからどうのこうのというのは多分難しいのかなと思います。

自分なんか、昨年、総務文教常任委員会で荒川区にICTの視察に行きました。その荒川区でもタブレット導入するに当たって、前もってもう調査ばかりしてきているんですね。先ほど教育長の答弁でもありましたが、教員のための研修会等々も準備してあるような話があるんですが、これは端末が整備されてから研修会

をするのか、それとも、その前にそのモデルを使って研修会をするのか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

今回、配備する端末等の中にも研修用の内容も含まれております。やはり端末を整備して後に徐々に研修という形で、研修については行っていくことになると考えています。

○7番（新山直樹君）

その研修なんですが、各学校から何名とかそういう人数とか決まっているのであれば教えてほしいのと、またこれは島外であるものなのか、島でやっぱり研修をさせてくれるのか、先生の研修会は。そこら辺の計画はどうなっているのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

島外での研修につきましては、各県のほうでやはり予定が組まれているようです。何回ということでは、全員の先生方ということではないと思いますが、タブレット導入に向けての研修はあると思います。また、やはり端末整備後の研修ということにしかならないと考えますので、できれば全員の先生方に参加していただいて、今後、学校の先生方のほうとも協議をして決めていかなければいけない内容になると思いますので、今のところ、どのような研修で町のほうとしては行うかというのは、まだこれから検討課題となっております。

○7番（新山直樹君）

これから検討してくれるということなんですが、できれば島内で学校の代表の先生を置いて、管理者でもいいですので置いて、その先生が研修を受けて、また各学校に持って帰ってやってもらったほうがいいのかと思いますし、全職員にしてみようと、間違ったら平日に研修会になってしまうと、どうしても教室を空けますよね。そうなったときに、自分の担任の先生がいなくて子供は何か落ち着かないところもあると思うので、できれば順番よく1人の先生が研修を受けて、それからそのほかの先生には、校内に戻ってするとかそういう方法もあると思います。荒川区では、導入前研修といって、キックオフ研修というのをやっていたみたいなので、やっぱりそこで先生なんか勉強して、その上で、子供なんか指導するというふうなものをやっていたので、一応こういう例もありますよということで紹介しました。

でも、この端末を使うに当たって、保護者の方からやっぱりいろいろ言われるのが、視力です。それがどうなるのかといろいろありました。健康被害、目の視力低下はないのかとか、姿勢が悪くなるんじゃないかなとか、いろんな声が上がってお

りますが、各学校の各教室で多分この端末は使われると思うんですけども、照明とか照度の計算とか、そのような調査とかというのはもうされているのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

各学校の教室の照明の照度につきましては、毎年、検査を行っております。その結果、学校の教室の明るさは十分確保されているということでございます。

○7番（新山直樹君）

ちゃんと検査もして照度の計算もされて、目に疲れはないということによろしいんですよね。はい、分かりました。

タブレット、今の子供なんかは多分、親のスマホを触って勉強はしていると思うんですけども、中には苦手な子がいるというのも聞きます。実際、この端末を使った授業をしたときに、子供が、自分は使えないから、例えばみんなとそれが合わないから嫌だとか、そうなった場合、その生徒に対してのケアの方法とかそういうのはもう考えているのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

やはり子供たちにとってもそれぞれ個人差があって、教わずにもう自分でどんどん進めていく子もおられるし、またやはり苦手意識を持ってなかなか先に進めないという子供もいると思います。やはりこの点についても、どのようなケアをしていくかということも今後の課題だと思います。また、ほかの市町村でも同じようなことやはり出てくると思いますので、情報収集しながら課題として取り組んでいきたいと考えております。

○7番（新山直樹君）

ぜひ子供たちに、せっかく端末を入れたんだから、みんなでちゃんと授業ができるそんなようになってほしいなという思いがありますので、またそういうケアのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど教員用のデジタル教科書のことももう話されたと思うんですけども、2020年より小学校のほうでも、文科省のほうでデジタル教科書の本格化普及というふうになっておるんですが、これについてもうちちょっと詳しく教えてもらえませんか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

デジタル教科書につきましては、現在、各小学校には、既に英、国、数の教科は導入済みです。また、今回、理科と社会を新しく導入する予定にしております。また、中学校につきましては、来年度から教科書が改訂になる予定になっております。それに合わせて、英、国、数、理、社の教科をデジタル教科書の導入を予定してお

ります。

○7番（新山直樹君）

そのデジタル教科書になるという前提ですが、このタブレット、来年度整備して、家庭学習でも持って帰っていいというふうにはなっておるんですが、そうなった場合、今ある教科書とどういうふうにして付き合いながら学習させるとか、そういうふうなあれは何かあるんでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

やはり持ち帰って利用するという場合には、今回のコロナでの休業になった場合とかで学校のほうで発信をして、家庭で遠隔授業という形になるということが考えられます。それから、平時においても、やはり文部科学省のほうでは、積極的に考えるようにと、実施するよというようになっております。やはりその場合には、宿題とかそういったものが利用されるんじゃないかと考えられます。内容につきましては、やはり各教科の先生方が各教科に合わせて、内容をタブレットのほうでは教えていくということになると考えております。

○7番（新山直樹君）

このGIGAスクール構想、これからデジタル化、全部いろいろなってくると思いますので、今までは義務教育だったのが、今度からはデジタル教育というふうな表現をもうされていると思いますので、これから先、誰一人も取り残されることのないようにやっていただきたいと思いますし、多分この市町村も来年度からみんなスタートになると思いますので、その次の年でもいいですので、やっぱりこれを調査してほしいと思います。実際、それにして学力が上がったのかとか、そういういろんな面が多分出てくると思いますので、そこら辺はちゃんとした調査をして、本当に学力向上のためになったのか、そういうのも検討していただきたいと思いません。

それでは、最後の4番にいきます。選挙運動のことについてです。

この質問、平成28年9月、宗村議員も上げておりました。やはり2台、3台つながれば選挙運動で燃えるかなという気はするんですけども、その行動自体が公職選挙法に引っかかっていたというそういう問題でありますので、また今回は、最終日の前の日に、遵守するよというふうな通達をしておりますが、それをなるべく早めにできなかったのはなぜでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

公職選挙法ですが、まず、8月7日、立候補予定者説明会でも、現職のある議員でしたが、ぜひ選挙運動に使用する自動車は1台ということ厳守しましょうとい

う言葉が出たのを覚えていると思います。ここにいる会場の皆さんです。そういうことで、私どもとしては、そこはもう絶対的な周知をしていると、その場では判断しておりました。ということで最終、また住民の方からそういう指摘が出たということで、最終日前に選管書記のほうから皆さんへ改めて告知をしたわけなんです、この場にいる皆さん、今回の選挙では当事者ということになります。4年後また控えるわけですが、ぜひ今出た意見を自覚していただき、今後こういう指摘がないことを願って、私の答弁とさせていただきます。

○7番（新山直樹君）

この選挙違反、ルール違反をしても罰則がないということなので、罰則はないというわけじゃないですけれども、じゃ、例えば、次の選挙でもいいですし、何か選挙があるときには、選挙管理委員会と警察交通課とうまく調整をして、例えば、違反が出た者に対しては、車の上についている選挙看板ありますよね、あれを没収するとか、それぐらいしないと直らないのもあると思います、やっぱり。それぐらいまでして、あとは町民の皆様もやっぱり知っていると思います。あそこの人なんかは車がついてたよとか、あちこちでそういうのも聞くし、やっぱり正々堂々と戦うのが、町民から負託を受けた皆さんの行動じゃないかなという気持ちもありますので、総務課長、次もし違反があった場合、警察と協力して、上の看板取るぐらいの勢いはありますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

選挙管理委員会が実力行使をすることはできませんので、先ほども言いましたが、立候補する皆さんが自覚をしていただいて、ぜひ次回選挙の際には、こういうことが起こらないような対応をしていただきたいと願っております。

○7番（新山直樹君）

今いる12名は大丈夫だと思いますので、本当に令和6年9月議会に同じ質問が出ないことを祈っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（福井源乃介君）

これで、新山直樹君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後3時10分から再開します。

休 憩 午後 2時55分

再 開 午後 3時10分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

川畑光男君の発言を許可します。

○6番（川畑光男君）

こんにちは。議場の皆様、インターネット配信をご覧の皆様、議会にご協力いただき誠にありがとうございます。

議席番号6番、川畑光男。

1、田水団地の設備、整備について。

田水団地の建て替えについては、知名C団地全棟の完成後の予定と聞いていますが、田水団地内の環境整備について、早期の改修を望む声を聞いております。今後の改修計画はどうなっているか。

2、小米字舗装道路について。

正文通り、昇木工所からスナックあきんどまでの間において、水道工事の繰り返しにより舗装道路に段差ができています。舗装の全面改修はできないか。

3、小米から芦清良間の防波堤の見直しはできないか。

近年、地球温暖化による台風の大型化に伴い、防波堤を越える高潮、高波が来ることが懸念されています。今後の計画はどのようになっているか、また、小米から芦清良の一部に防波堤がないため、防波堤等の設置計画はないか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、川畑光男議員のご質問に答えてまいります。

まず、1番目に、田水団地におきます設備、整備等につきましてのご質問でございます。

田水団地の環境整備につきましては、ひさしのコンクリートの剝離などがひどい箇所につきましては、平成27年度より爆裂修繕等を実施しております。また、住環境の整備につきましては、入居者からの修繕依頼の連絡を受け、速やかに対応しております。

空き家につきましては、年に1度の除草作業を町で実施し、田水団地におきます環境整備に努めている状況でございます。

小米字の道路舗装等につきましては、ご質問の小米海岸線につきましては、議員のご指摘のとおり、水道工事や舗装の老朽化により段差が生じている状況でございます。特に、スナックあきんどから海邦丸の間の約30メートルにつきましては、

凹凸が多い状況になっているために、早急に対応を考えていきたいと考えております。

芦清良間におけます防波堤につきましてですけれども、小米から芦清良の防潮堤につきましては、昭和54年から平成8年に整備され、その後、現在の基準に合わせた防潮堤のかさ上げや、台風による被害を受けた箇所への修繕、改植等を行ってきております。瀬利覚池田地区、これはニシムタがありますその下の部分ですけれども、そこにおけます改植につきましては令和元年度に完了し、今後、植栽木が成長し、防災機能の発揮が期待されるところでございます。

治山事業における防潮堤は、保安林の指定目的である飛び砂の防備、風害や潮害等を緩和するために必要な事業となっております。つまり、防潮堤は、その後方にあります保安林を守るための施設でございます。防災機能を発揮するのは、保安林になることとなります。一部防潮堤がない箇所につきましては、保安林がないために防潮堤の設置がなかったものと考えられます。よって、林務サイドにおきましては現状では計画をされておられません。

しかしながら、その箇所に保安林設置の必要性が認められれば、防潮堤設置の余地はあると考えられます。林帯幅の確保を考えると、用地確保の観点からも非常に難しい状況にあると思われれます。

以上で、回答を終わります。

○6番（川畑光男君）

田水団地内においては、周囲の公園及び空き地の一部において樹木や草が手つかずで放置されており、それが住居者が少なく老朽化、高齢化が進み、手つかずであると思います。今後の対策はどのような考えでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、年に1回程度なんですけれども、今現在、田水団地の上田水のほうは50戸のうち28戸空き家がありまして、下のほうは20戸のうち5戸空き家がありまして、建設ボランティアの一環として建設課の職員が主になって、その田水団地の空き家の樹木の伐採、草木の伐採、それから一昨年は公園の樹木伐採、下田水のほうを行いまして、特にひどいところを優先的に伐採している状況です。

以上です。

○6番（川畑光男君）

公園前の樹木が大分伸びて道路まで覆ってきて、まだ一部の住民からは苦情が来ていますけれども、そのような状態ですけれどもどうされますか。

○建設課長（平山盛文君）

今、おっしゃられている公園の樹木というのは、多分、田水団地の上のほうの樹木ですね、ここ辺の。そこは、まだちょっとうちのほうも把握していませんで、今後、その樹木に関しては伐採のほうを行っていきたいと思っています。

○6番（川畑光男君）

分かりました。ぜひ、早急な対応をお願いしたいと思います。

また、田水団地の公園のところに遊具の施設が放置状態で撤去されているけれども、これはどのような考えでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

今現在、田水団地の入居者の状況を見ますと、ほとんどの方が70歳を超えている高齢の方のみが住んでおられるので、なかなか先ほどおっしゃった樹木の伐採とか草木の伐採、そういうのができない状態であります。

遊具に関しましても、造った当初は多分、遊具を利用されていた方もいたんじゃないかなと思います。ただ、今現在ほとんど使われていけませんので、さびてきて老朽化していますので、早めの撤去をやっていきたいと思っています。

○6番（川畑光男君）

公園の掃除についても、シルバー人材を使って掃除するという考えはないでしょうか。ただ、シルバー人材が不足でできないでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

町長とも話をしたんですけれども、先ほど一般質問の中でも出てきたんですけれども、シルバー人材センターではほとんど今現在、農業の助手というか農業のお手伝いという形でやっています。ビーバーの資格を何名か受けているということなんで、講習を受けてビーバーの資格を取った方には依頼はできるかと思っています。

それと、また別件で福祉センターのほうから、1日3時間程度なんですけれども、除草作業をさせてくれないかという要望は今のところ受けています。それらを見て、判断したいと思っています。

○6番（川畑光男君）

分かりました。

田水団地の入居者は、今はどのような状態になっていますか。入居者募集とかありますか。

○建設課長（平山盛文君）

C団地の建て替え前から、次は田水団地の予定がありましたので、その当時から田水団地を退去された方の後の空き家は、政策空き家として今後解体の予定がある

ので、入居の募集は一切しておりません。なので、50戸のうち今現在28戸の空き家、上に関しては。下は、今のところ一応募集はかけていますけれども、空き家が5戸ありますけれども、その5戸に関してはシロアリがひどくて、ちょっととてもじゃないけれども住める状態じゃないので、今のところ政策空き家として空けてあります。

以上です。

○6番（川畑光男君）

田水団地においては耐用年数が大分来ていると思いますけれども、収入によっていまだかつて田水団地の家賃が上がっている状態です。町の査定が、家賃の査定はどのようになっているか、また限度設定はあるのでしょうか、日数の面で。

○建設課長（平山盛文君）

まず初めに、田水団地が建てられた経緯をご説明したいと思います。昭和53年に建設されたんですけれども、その1年前に昭和52年、沖永良部台風が襲来して、それから災害復興住宅ということで50戸建ててあります。その後、続けて下のほうの田水団地が10戸、昭和55年ですね。それから、その下に、一番右側のほうに10戸、それは昭和56年。

それで、家賃設定なんですけれども、公営住宅法で、月額平均で15万8,000円以下の方を入居対象者として受け付けていますので、月額15万8,000円を超えると入居できない状態です。田水団地の家賃に関しては、当然経過年数もかなり経過しているんで、あとその災害復興住宅で造ったときに浴室等はスペースだけを確保して浴槽とかボイラーとかは自前で取り付けることになっていたので、当然入居されたときにそういう状態なんで、退居するときは浴槽とボイラーを撤去して退居していただくという形にしています。設備が当然ないわけですから、家賃も今現在、上田水のほうで家賃の最低設定が1万2,700円、そして昭和55年に造った10戸に関しては家賃が1万5,100円、そして一番右側のほうの10戸に関しては1万5,800円が最低家賃となっています。あとは、限度内で入居された方の収入に応じて家賃が設定される仕組みになっております。

○6番（川畑光男君）

いまだかつて、田水団地の家賃が上がっているということを聞いたもんで、それをちょっと聞いたかったんです。設定金額は、何年したら家賃が上がらないのかという、町のほうにそういう設定があるのか聞いたかった。

○建設課長（平山盛文君）

先ほど申し上げたとおり、入居者が高齢者の方がほとんどなので、家賃は通常で

あれば所得がそんなに多くないんで、ある一定の所得以下の場合にはもう全部一律なんで、そうしたら家賃は経過年数が増えるだけなので、実質的な家賃は若干下がる可能性があります。ただ、ほとんど今、経過年数の係数がちょっと低いものですから、だから例えば耐用年数を超えても経過年数にはあまり反映されないというか、なので家賃はほとんど現状維持だと思われます。

○ 6 番（川畑光男君）

一部、家賃が上がったということで出ていかれた方がいると思うので、それをちょっと確認したところでした。

○ 建設課長（平山盛文君）

その方は、前年度の所得に対して、例えば奥さんが病気で仕事をしなくて所得が前年度が少なかったと、次の年には復職して仕事をされて共稼ぎになって総収入が増えたものですから、それに対してまた新たな家賃設定があるんで、そのときに家賃は当然上がってきます。

○ 6 番（川畑光男君）

分かりました。1 番については、以上で終わります。

2 番、小米字舗装道路について、早急に考えられているということですがけれども、どのような状態で考えていますか。

○ 建設課長（平山盛文君）

議員からご質問の正文通り、私も何度か通ってみたんですけれども、確かに昇木工所からあきんどまでの区間、たしか水道の漏水の補修跡が5か所ぐらい、ただ道路の中心部にあって若干下がっていますけれども、それから答弁のとおり、海邦丸からあきんどのちょっと先の手前のほうまではかなりひどい状態で、一つ原因としては、当然これに書いたとおり道路の老朽化等もありますし、またあと、町なかなので公共下水道とか建物が建った場合、どうしても水道の引込みとか公共下水道の引込みとか、そういうのが発生してまた舗装面を掘削したりとかそういう影響で。

あと、よく見ますと道路の半分側だけすごくひどいところがあるんです。その区間の30メートルに関しては、もう建設課のほうで早急に対応したいかなと今考えております。

○ 6 番（川畑光男君）

分かりました。人通り、車が非常に多いので、できたら早急に対応したいとお願いします。じゃ、2番はこれで終わります。

3、小米から芦清良までの防波堤の見直しということでしたけれども、3年前の台風で防波堤を越え、瀬利覚字の墓地の下、長さ70メートルぐらいの防波堤が倒

壊があり、町民体育館の下に大量の海水が流れてきたことをご存じでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

私も前から、10年前ですか、台風のために町体の下の昔でいえばミチュイの波が体育館の今の平山自動車のところまで越波して、あとその近辺の小米のアパート、田中アパートとかその辺のパチンコ店が浸水したとか、これは何度か見ております。

○6番（川畑光男君）

近年、大きな台風がないので、防潮堤を越えることがあまりないんですけれども、これから台風が来たときには必ず防波堤を越えると思います。今後の計画は、そのときに考えることでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

農林課のほうでは、武道館から芦清良までのほうに向かっての防潮堤の整備をいたしております。過去にそういうことがありまして、防潮堤のかさ上げを120センチほどはいたしております。ただ、高さの設定等については、専門の学者といえますか、学会等といえますか、よく今テレビで出る専門家会議とかありますけれども、そういった方々が地球の温暖化、それから波の変化等に依じてそういうふうな基準をつくられて、それが農水省に降りてきて、また県の工事でもかさ上げ等の高さが決まってくるかというふうなことで、今回はそのかさ上げをしたということになりますので、住民の方々の不安は十分分かるんですけれども、その幾ら、何センチ防潮堤をかさ上げするか等については、やはり国土交通省なりまた農水省のほうで基準に従ってかさ上げをしているものだと、そういうことしかできないものだというふうに捉えております。

○6番（川畑光男君）

以前の台風では、宗岡旅館の前を大波が頻繁に越えてきた状態でありました。今、芦清良までの間に商業施設が、大型店舗がたくさん並んでいます。これは、やっぱり生活に係る場所なり、知名町の環境センター、下水処理場もあります。それなんか倒壊したときには、またどのような対応を取る予定ですか。

○建設課長（平山盛文君）

知名環境センター、公共下水道処理場がニシムタの手前にありますけれども、一応、昨年ですか一昨年ですか、公共下水道の長寿命化計画の中で津波の想定高さを計算したんですけれども、知名環境センター処理場に関しては、南海トラフ地震が起きても越波しないという計算上はなっておりますので、今のところ私どものほうとしてはちょっとは安心をしています。

○6番（川畑光男君）

以前から、県のほうではこの防波堤は絶対越えてこないと、造ったときに言われたようですけれども、実際にやっぱり高潮、高波では頻繁に越えてくることがあるので、またこれからもしそういう事情が起きた場合にはぜひ検討して下さるようお願いしたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

専門家ではございませんので、上部機関とも意見交換をしながら進めてまいりたいと思っております。

○6番（川畑光男君）

分かりました。

私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（福井源乃介君）

これで、川畑光男君の一般質問を終わります。

しばらく換気を行います。

インターネット配信映像保存のため、しばらくお待ちください。

会議を続けます。

次に、福川勝久君の発言を許可します。

○1番（福川勝久君）

議場におられる皆様、こんにちは。また、傍聴席での傍聴をされている皆様、インターネット配信中継で見られている皆様、誠にありがとうございます。8月の町議会議員選挙で当選させていただきました。ありがとうございます。新人ではございますが、先輩議員、町執行部の皆様と共に、町政発展のため頑張っていきます。

それでは、議席番号1番、子育て世代代表、福川勝久が次の4点について質問いたします。

大きな1番、赤土流出による海岸汚染対策について。

赤土の汚染は、砂とか石が問題なのではなく、微粒子が海まで流出してサンゴ礁の海に悪影響を及ぼしています。赤土自体に毒性はありませんが、粒子が細かいゆえに一度水に混ざると長時間にわたって濁らせてしまい、その結果、雨、台風が過ぎた後も海中の日光が遮られ、サンゴは体内に共生している藻類による光合成ができなくなるため壊死してしまいます。

①知名町を含めた沖永良部地域赤土等流出防止対策連絡協議会の啓発活動、農家への対策の呼びかけ等されておりますが、活動効果を確認しているのか。

②台風、強雨時に幾度となく流出している場所への効果的な対策はどういったものなのか。また、結果として流出は防げているのか。

大きな2番、子育て支援策としての公園整備について。

①フローラルパークの遊具がある広場について、人工のあずまやが設置されているが、夏場はとても気温が高く、遊具も熱を帯び、遊びに来る人が減少している。日陰を増やし、子供たちの自然との触れ合いを生かすためにも、木を多く植える対策を取ってはどうか。木陰が多ければその下は涼しい風が通り、家族でもピクニックにも最適な場所となります。

②遊具施設の充実について、子供たちが遊べる場所の確保、充実に向け対策はあるか。子供といっても、就学児以上の小・中・高生が遊べる場所、アスレチックが充実していないのではないのか。

大きな3番、定住人口増加を望む町営住宅の利用について。

①町営住宅の間取りは個人向けなのか。また、何人家族を対象にして設計しているのか。

②間取りに対して適切な人数を住まわせているのか。5年おき等、年数を決めて見直しをする必要があるのではないのか。

③既存の町営住宅に家族で入居し、既に住んでいる方が年数を経て最終的に独り住まいになった際は、そういった方向けにワンルームの集合住宅を造ってはどうか。

大きな4番、一時保育について。

知名町では、一時保育の受入れの現状はどうなっているのか。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。

○町長（今井力夫君）

2日間、10名の議員の皆様から一般質問をいただいております。本日、最後のご質問が福川議員でございます。子育て世代を代表してのご質問もでございます。町の今持っている施策等を踏まえて、回答してまいりたいと思います。

それでは、まず赤土の流出等につきましてですけれども、沖永良部地域赤土等流出防止対策協議会には、知名町からは、私とそれから耕地課、建設課、農林課、企画振興課の各関係部署の課長が幹事となって参加させていただいております。残念ながら、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために書面による開催となりましたが、両町の関係機関からそれぞれ実施している赤土流出防止対策が提案されており、本町といたしましても、パンフレット等を全戸配布したり、防災無線による周知徹底を図っております。

その活動の成果につきまして、啓発による一人一人の心がけを促すことを目的としております。流出している圃場の耕作者へ、町から防止策を依頼した圃場につきましては、土をかき上げ赤土が流出しないような対策を講じていただき、効果を確

認しているところもございます。

２番目、これに対する対策といたしましては、圃場に造られている土砂留めに水を導くことにより、流水のみを圃場外へ排出することが効果的な対策と考えられております。土砂留めが未整備の圃場につきましては、地権者の方と相談をし、土砂留めを新設するなどの対策を行っております。最終的に、沈砂池から海へと流されるため、多面的機能支払交付金を活用し、沈砂池の伐採や泥上げ作業などを各組織で対策を行っているのが現状でございます。結果といたしまして、完全に流出が防げているかということに関しましては、言い難いところもまだございます。

大きな２番目の子育て支援策等につきまして。

平成２９年度と令和元年度に、鹿児島県地域振興推進事業を活用いたしまして、遊具の設置やバスケットゴール等を設置したことにより、フローラルパークは休日などには多くの親子連れに利用していただいております。夏は日差しが強く、日陰が欲しいという要望を利用者からいただいております。本年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、今年度は遊具設置箇所付近に、遊具で遊ぶ前や遊んだ後に子供たちが手洗い等ができるように水道を設置し、また日差しの強い日には利用者が休憩できるようなパーゴラの設置を考えております。

植栽につきましては、現在、樹木の選定を行っているところでございますが、理想的な樹木としては、横に枝が伸び木陰を多くつくることのできることで、それから葉っぱが小さく落葉があっても掃除などの管理も容易であること、花が咲き鑑賞もできること、植栽することに当たっては比較的土壌を選ばず島の気候に適している樹木であることなど、幾つかの条件を満たす樹木が好ましいのではないかと考えております。一つの案としましては、ホウオウボクが条件に当たっているのではないかと考えております。

②子供たちが遊べる場所の確保として充実に向けた対策としましては、フローラルパークの整備の中で、平成２９年度に幼児、小学生向けの遊具を整備し、平成３１年度には「知名町の公園に関する子どもアンケート」において、要望のあったバスケットゴールとサッカーゴールを設置させていただいたところでございます。

しかし、議員のおっしゃるとおり、子育て世代から様々な声の中には、「高学年の児童も楽しめるような遊具の設置はできないか」であったり「各字内で子供の足で行ける距離に遊び場や居場所が欲しい」などの声も依然として寄せられているのが現状でございます。このようなことから、就学児以上の子供たちが休日に家族や友人と楽しめることができるような遊びの場の充実につきましては、現在、子育て支援策の中で優先課題の一つとして捉えさせていただいているところでございます。

また、本町におきましては、「みんなで創る みんなと創る」という考えの下、第6次知名町総合振興計画が策定され、21の字を基盤としたまちづくりが掲げられております。それぞれの地域において、子供たちの笑顔が輝く居場所づくりを地域の方々が主役となって考え、進めていけるような連携・協働についても今後検討してまいりたいと思っております。

町営住宅につきまして。

まず、①につきましては、現在建設中の住宅を含め、単身向けの間取りというものがございます。家族構成につきましては、3名から5名程度を想定した設計となっております。

②と③につきましては、関連しますのでまとめて回答します。

単身向けの住宅を整備していないために、3LDKの住宅に単身で入居している方もございます。見直しの必要性についてですが、単身向け住宅が整備されていないので、現段階では検討しておりません。

令和元年10月1日時点で、町営住宅入居者の状況は、1人世帯が38.9%、2人世帯が29.7%、合計で68.6%となり7割を占めております。そのために、今後の住宅建設におきましては、規模を縮小したり、小家族世帯向けの住宅建設を検討していくことが必要ではないかと考えております。

一時保育につきまして。

保護者が子供を見守ることが一時的に困難になったご家庭のために、認定こども園などが一時的に子供をお預かりするサービスを一時預かりといい、別名一時保育という形で行っております。

本町におきましては、認定こども園すまいる、認定こども園きらきら及びしらゆり保育園の3施設において、保育施設に入所していない家庭で、保護者の仕事の都合や通院、リフレッシュ等の際に一時的に子供を保育する余暇活用型の一時預かり事業を実施しているところでございます。受入れ実績といたしましては、延べ利用人数は平成29年度で33人、平成30年度に6人、令和元年度に21人となっております。

課題といたしましては、各施設の対象年齢の定員に空きがないと利用ができない、利用希望があっても必ずしも受入れることができないのではないということがございます。このため、令和3年度からフローラルパークの管理棟内において、現在、保健センターで実施しておりますひろば事業に一時預かり事業を加え、事業を拡大する形で受皿の整備を計画させていただき、今回の補正予算にも施設の改修費を計上しているところでございます。

以上で、回答を終わります。

○1番（福川勝久君）

順を追って、再質問を行いたいと思います。

大きな1番の①ですが、この活動効果を確認しているのかですけれども、その啓発活動とかはこういったような感じでされていますか。

○耕地課長（窪田政英君）

先ほど答弁にありましたように、沖永良部地域赤土等流出防止対策連絡協議会、本年度は特に協議会については書面による開催でしたが、知名町におきましては9月10日に全戸配布するこの「ストップ赤土流出」というチラシの中に、赤土を流出しない対策等を全戸に配布しております。

それから、これは協議会の会員の皆様、関係機関ですけれども、これは通年ですとされていることですが、例えば県の沖永良部事務所であれば、工事の発注、契約の段階で現場での仮浸透池の設置であったり、または土の仮置きについてはカバーをかけて養生するとかいうこと、それから農家につきましては両町で耕地課、農林課のほうを通じて、裸地を無くす、いわゆる緑肥の栽培であったり、それから畑の隅のプラウでのかき上げ、こういったものを機会あるごとに、耕地課においては基盤整備やいろんな事業の権利者、地元説明会等において、そういった赤土流出の防止に対しての協力をその都度お伝えしてお願いしているところです。

○1番（福川勝久君）

お伝えしているということですが、実際伝えて、実際にどういった、畑の隅に木を植えたりとか草を植えたりして留めましょうねと言っていますが、その確認はされていますか。

○耕地課長（窪田政英君）

耕地課において今取り組んでおりますのは、現場での行き帰りについてはルートを変えて見回りをするということ、特に時間量20ミリ以上の場合は、土日関わらずスタッフのほうが出てパトロール、見回りをして災害の状況の確認等をしておりますが、我々が流出防止に対して皆様をお願いしているんですが、それが実際にできているかどうかというのは、全圃場を回ることが非常に難しい状況です。ただ、降雨の後にパトロールしたときにやはり流れている場所があると、その耕作者を確認した上で指導というか、流出していますよと。耕作者自身もまだ見えない状況もありますけれども、お伝えして、ここはこういうふうな形でかき上げて対策を講じるようには、個別にお願いはしております。

○1番（福川勝久君）

この赤土流出による海岸汚染ですが、やはりこの自然環境、沖永良部は移住者が来るにしても、やはり自然があるし、島の人もいい、住みやすい、だから移住者も増えると思いますが、やはりこの海を、自然を守るために、今すぐどうこうなる問題じゃないと思いますが、これは本当、子供たち、孫たちのために残すためにはどうにか行政のほうでも、皆様、農家だけじゃなくて住民の方々も理解していただけるような説明をして、みんなで取り組めばできることではないのかなと思いますけれども、そういった考えは。

○耕地課長（窪田政英君）

実は、この一般質問を確認した上で、隣町の議会へ提出されている一般質問も確認させていただきました。その中で、隣町においても4名の議員の方から、最近のこの異常気象に伴うゲリラ豪雨といいますか、雨の降り方が随分違ってきているということで、赤土流出のみならず、のり面の崩落、こういったものがやはり沖永良部全体のこれはもう課題になるだろうということで、和泊町の耕地課長とちょっと語ったことがあります。

これから、赤土流出、圃場からの流出を防ぐためには、どうしても基盤整備をしてあるところについては排水路の整備はされていますが、落水溝からの勾配がロータリーで土を跳ね上げる関係で落水溝から適切な排水ができていない圃場が多いと、途中ののり面が崩れると。それから、土砂だめを設置しても、やはり土砂だめに圃場の水が導かれていないという状況があります。これは、耕作者の営農の分野になりますけれども、やはりそのあたりはもう細かく、沖永良部全島で農業者に協力を求めて、できればこれは沖永良部モデルをという形で、今、検討に入ろうということで確認はしております。

これについて、今、既存の多面的機能支払交付金の排水路の泥が詰まっていてそこからあふれた水が圃場の土を流しているという状況も、かなりの箇所確認しておりますので、各組織においては、水路の点検活動及び土砂の泥上げ、沈砂池、浸透池の機能の発現、こういったものも併せて取り組んでいけたらと思っております。一応、考えられるところはやはり皆さんの協力を得ながら進めていければというふうに考えております。

○1番（福川勝久君）

分かりました。いろいろ考えていいようにできるように、よろしく申し上げます。次、大きな2番の①日よけとして、木はどのぐらい植える考えですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

フローラルパークの現在、幼児用の遊具がありますが、そこに植栽を考えており

ます。ただ、植栽につきましては、幼木を植えるのか、もしくはもう大きくなった木を植えるかによっても場所的なものを考えないといけないし、また遊具と遊具の間の距離も基準がありますので、木を植えたことによってその基準を満たさないということになったらいけませんので、本数については、またそういう状況を見ながら検討していきたいと考えております。

木につきましては、先ほどありましたようにホウオウボクという木を考えております。ホウオウボクというのは、沖縄県においては、公園とかあと街路樹に利用されております。町内においては、あしびの郷の駐車場、それから昇竜洞の出口の駐車場に、細かい葉っぱで大きなこのさや状の実がなる木があるんですが、それを一応考えています。選定の理由といたしましては先ほど答弁したとおりでございますが、いずれにせよ、木の本数については面積等もありますので、そこを勘案しながら検討していきたいと思っております。

○1番（福川勝久君）

そのホウオウボクは、結構陰とかできますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

ホウオウボクは、横に枝が広がります。高さも、ある程度高さも上にも伸びますし横にも広がりますので、陰は十分にできると思います。また、掃除も、下が今、遊具を設置している場所が芝になっていますけれども、普通の樹木ですと葉っぱが大きかったりとか落葉が多かったりしますが、このホウオウボクにつきましては落葉があっても葉っぱ自体が非常に細かいので、掃除等も非常に楽という利点もありますので、ホウオウボクを考えているところでございます。

○1番（福川勝久君）

その木自体は、木登りとかはできないような木ですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

木登りもやろうと思えばできます。実は、私の家にも2本生えておりまして、十分、木登りもできますし、陰もちゃんと出るようになっていますので、適しているのではないかと考えております。

あしびの郷の入り口のところに今植えてありますので、確認していただければいいと思います。

○1番（福川勝久君）

ありがとうございます。できれば、木を植えるんだったら、ついでに子供たちも遊べる木登りとかもできるような木がいいと思います。

②のほうにいきます。遊具についてですけれども、多少の高さがある遊具とか、

そういったものは考えられていますか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

先般、企画振興課長それから前子育て支援課長と話をすることがございまして、これまで子育て支援課としましては、児童手当であったり、それから子供の医療費助成であったり、保育園の入退所事務であったり、窓口業務を中心として行ってきたんですけれども、子育て支援に関わる課として、今後はそういう遊具の設置等も課として考えてみないかというような話をいただきまして、子育て支援課としてもこれまで関わってきたことはないんですけれども、子育て世帯に関わる機会も大変多うございますので、そういう皆様の意見をいただきながら、今後は積極的にそういうところにも取り組んでいけたらなと考えている次第でございます。

支援課の中では、いろんなそういう話をいただきまして、こういうのがあったらいいねというような話もたくさん出てきているところではございますが、まだ課内の案の状況でございますので、今後もう少し練った上で、財政であったり、町長であったり提案を差し上げて、今後そういうような取組もしていければいいなと考えているところでございます。

○1番（福川勝久君）

分かりました。

子供たちが、自ら進んで体を使った遊びをしたいと思えるような施設であることが重要だと思いますが、どう考えますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

先ほど、子育て支援課長からも答弁がありましたけれども、今設置している遊具につきましましては、設置するに当たっては平成29年に設置しておりますが、アンケートを取りまして、小さい子供たちが遊ぶ遊具がないよねということで、まず未就学児それから小学校低学年向けの遊具を設置したところです。

それ以降、やはり小学校高学年とか中学生ぐらいが遊べるようなものも欲しいという声もあります。小学校高学年、中学校ぐらいになりますと、普通の滑り台とかブランコではなく、アスレチック的な体力づくりもできるような遊具の設置が好ましいのではないかと思っているところでございます。

○1番（福川勝久君）

分かりました。

現実的に、島には一般的な娯楽施設に当たるショッピングセンターや屋内運動施設がないゆえ、どうしても携帯電話、インターネットゲームに偏る流れがありますので、子供たちの放課後、休日を健康的により豊かにするために、そこのほうに本

当に力を入れて検討してもらいたいと思います。これで2番を終わります。

3番ですが、定住人口増加を望む町営住宅の利用についてですが、①の何人家族を対象として設計しているのかで、3人から5人向けと答弁がありました。これは、3人から5人向けといたら、大体どのぐらいの部屋数とかですか。

○建設課長（平山盛文君）

参考に、公営住宅の整備の本の中で、各年度ごとの整備基準面積というのが載ってまして、例えば田水団地が建設された昭和52年当時は、約58平米の住宅面積、それが整備基準面積でした。その後、時代の変化、様式の変化に伴って徐々に床面積が増加して、今現在では、ちょっと資料が古いんですけども、平成29年時点で低層の耐火構造は79平米で、したがって特に部屋数が幾つとかそういうのにはこだわらず、面積であくまで基準面積が決まっております。

○1番（福川勝久君）

例えばですが、79平米で5人家族、中学生の子供が3人と親2人だとしたら、それは十分な広さですか。

○建設課長（平山盛文君）

部屋数としては、多分3DKか、3Lまでは取れないと思うんですけども、3DKあたりだと思います。その中で、中学生ぐらいの子供が1人、2人おっても一応生活としては今現在、当然生活もしているわけですから、今までの子育て世代がその住宅で過ごしてきたわけですから、可能だと思います。

○1番（福川勝久君）

分かりました。

②番にいきます。間取りに対して、適切な人数を住まわせているのかですが、5年おき等、年数を決めて見直しをする必要はないのか。これは見直しをしていくことはできないんですか。

○建設課長（平山盛文君）

うちのほうで取った統計の中で、居住年数がありまして、5年以下が約40%、5年以内にまた入居して退居されるという方が40%、それから11年から15年というものが16%、それから16年から20年というものが9.7%、そして21年以上というものが20%、合わせて約50%の方は11年以上住まわれていると。その中で、当然子育て世代とか、子供が手を離れて家族構成が減った場合、引っ越し、それに見合った間取りという、通常、私どももそう思うんですけども、ただそれは住宅に入居する人たちがそれなりの費用が、引っ越しの費用とか、またこの住宅へ引っ越してくださいという費用がちょっと厳しいかなという面もあります。

それと、あと住宅を申し込む際、例えば各団地ごとの間取りが、今現在フローラルハイツ、知名A団地、知名C団地以外は、古い住宅に関しては間取りが団地ごとに全部違うんです。大きさがみんな一緒なんで、例えば申し込んだ方がその地区のその住宅を希望した場合、もし仮に入った場合、資格があつて入れた場合は、1人でも2人でも資格があれば、例えば3DKであつても2DKであつても、私らとしては断る理由がないんで入居させている状態です。

○1番（福川勝久君）

今の町営住宅で、高所得者の方は、15万8,000円以上の方は入居不可能と言われていましたが、理由を。

○建設課長（平山盛文君）

当然、入居の際は上限の15万8,000円以下でないと入れない。それから、例えば仕事をして年数がたってくると所得も増えてきますし、そして家族構成が変わらない限りは所得が増えていけば家賃は当然上がります。そのときには、収入超過者として3年以内は……ちょっと年数は忘れたんですが、すみません、加算されます、家賃が。5年を過ぎますと、一応退居の命令は出しております。

○1番（福川勝久君）

以前、自分の知り合いで、抽せんまで行って当たったみたいなんですけれども、高所得者ということで入居できなかつたと言われたので、それは事前にそういうことを知らせていなかったのかどうなのか、ちょっと説明を。

○建設課長（平山盛文君）

住宅を申し込む際、申込書と住民票、それから納税証明書等を添付させますけれども、実際、所得証明をその時点でもらっていないんです。それで、入居資格があるかどうかの判断が今できていなかったんで、今後、担当のほうには私のほうから、まず簡単な目安でいいですからそういう説明をしてあげて、例えば夫婦共働きで子供が何名おつて扶養控除が幾らできるとか、そういう計算をシミュレーションをしてあげて、入居資格があるかどうかの判断を先にしてあげたほうが、申し込んだ後に、また入居できませんとお断りするのにも心苦しいんで、だから事前にそれはもう今後はお知らせするように、ちょっとそういうお知らせをして、入居資格があるかないかの判断は先にしたほうがいいんじゃないかということを伝えてあります。

以上です。

○1番（福川勝久君）

そこはもうぜひしてもらわないと、やっぱりもう抽せんまで当たったとって喜んでいましたので。仮にですが、そういう方々は、どこか何かお勧めできる住宅とか

そういうのも、町のほうで何かありますか。

○建設課長（平山盛文君）

すみません、一応そういう手当ては持ち合わせていません。そういう紹介はしていません。

○1番（福川勝久君）

それであれば、多少高所得者で家賃が上がっても、そういう方でも住まわせてもいいのではないかと思います。どうですか。

○建設課長（平山盛文君）

公営住宅法の中で、真に住宅に困窮している者及び低所得者を対象に整備された公営住宅に入居をさせるという目的がありますので、収入超過者及び高額所得者に対しては、入居をお断りしている現状です。

○1番（福川勝久君）

分かりました。

③のほうに移らせていただきます。既存の町営住宅に家族で入居し、既に住んでいる方が年数を経て、最終的に独り住まいになった際は、そういった方のワンルームの集合住宅を造ってはどうかですけれども、ワンルーム式で長屋式の住宅とかはどうでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

昨日の一般質問でちょっと答弁しましたけれども、今、C団地が建設されていますけれども、今後、田水団地の建て替えの予定がありますので、その中の計画の中で、階数やらそれから面積、間取り等、それとここ最近は特にIターン、Uターン及び高齢者の入居申込みが多いので、なるべく低層で間取りをちょっと小さくして計画しようかなと、今考えております。

○1番（福川勝久君）

あと、ワンルーム型の若者向けの住宅とかは考えられますか。

○建設課長（平山盛文君）

ちょっと申し遅れたんですけども、まず入居資格の中で、60歳以上、単身の場合は。それで、60歳以下の方は家族での入居しか申し込めないんです。なので、単身者の若者向けのワンルーム公営住宅というのは、今のところ建設ができません。

○1番（福川勝久君）

分かりました。

4番のほうに移らせていただきます。一時保育についてですけれども、令和3年度から予定されているということですが、その施設を改修したりする工期とか、そ

ういう準備期間はいつからなのか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

先ほど、町長の答弁にありました令和3年度からのフローラルパークの管理棟内において行う一時預かりの事業についての質問だと思いますが、この件につきましては、今現在入っておりますシルバー人材センターが向こうのほうで事務所として使用しております。そこの兼ね合いもありまして、現在検討中、相談中の段階でありまして、図面等も幾つかの案ができていまして、それに向けて改修という形を取ることで合意はいたしております。

○1番（福川勝久君）

まだ、じゃ、いつからできるとかははっきりしていないということですね。

○保健福祉課長（成美保昭君）

これにつきましては、答弁では令和3年度からとありますが、現在、保健センターのほうで広場の事業は行っておりますので、そのメンバーもそちらのほうに移してということになりますので、令和3年度から、早ければ今年度中から行えるかもしれないという具合になっております。

○1番（福川勝久君）

3年度の1日からでよろしい、大丈夫ということですね。確認。

○保健福祉課長（成美保昭君）

遅くとも、そこまでにはできるように準備を進めていきたいと思っております。

○1番（福川勝久君）

一時保育の利用の料金、あと何時間預けられますか。何時から何時まで、そういう説明をお聞きしたいんですけれども、料金は時間幾らになりますか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

現在の一時預かりの利用料金ですけれども、2歳児までは1日2,000円、3歳児以上は1日1,800円を頂いております。

○1番（福川勝久君）

2歳までが1日2,000円。1日となっておりますが、時間で預ける場合とかはどうなりますか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

基本的に、時間預かりではなくて1日の単位でお預かりをさせていただいているところでございます。

○1番（福川勝久君）

4時間とかそういうふうな形ではできないということですか、時間預かりは。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

現在、こども園等に在籍している児童についての延長保育であったり預かり保育については、時間での対応も可能なんですけれども、現在園に在籍していない乳幼児に対する一時預かりにつきましては、1日単位での預かりとなっております。

○1番（福川勝久君）

単位的には1日ですけれども、2時間でいいと言われる方はそこで迎えに来て大丈夫ということですね。

一時保育についての受付関係はどのような形で、予約とか事前にしないといけないと思うんですけれども、どういった形で。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

事前に、各園なり子育て支援課のほうに申込みをいただきまして、一時預かりとはいっても大切なお子さんを預かるということですので、健康状態等の健診等も受けていただいた上でお預かりするというような体制を現在は取っております。

○1番（福川勝久君）

何日までに受付申込みをされればいいのか。今日のあしたとかでは多分無理だと思いますので。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

なるべく早めの予約が必要かと思うんですけれども、本当に緊急を要する場合等につきましては、前日の申込みでも受付をするような、柔軟な対応は心がけております。

○1番（福川勝久君）

分かりました。ありがとうございます。

予定されておりますが、保育士とかももう既にちゃんと確保されておりますということですか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

令和3年度からの新たな一時預かりにつきましては、現在は町のほうで保健センターのほうで、子育て広場という形で週3日行われているところなんですけれども、フローラルパーク内の管理棟内における一時預かりについては週5日以上、併せて一時預かりも加算事業としてプラスして行うということで、現在準備を進めているところです。そこには必ず、保育士は2名以上置く予定でおります。

○1番（福川勝久君）

保育士2名以上でしたら、1日の最大人数は何名までですか、子供たちの。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

広場としての預かりにつきましては、1日10組程度の親子が来所して利用できる広さということで確保しているところです。

一時預かりにつきましては、5名以内を想定しているところでございます。

○1番（福川勝久君）

分かりました。

自分も、子育て世代で子供、子育てをしております。やはり、子育てで息疲れとかそういったところがあるので、母親たちもたまにはリフレッシュして息抜きして、また育児に励めるように頑張ってもらいたいので、こういった一時保育が3年度からされることにより、また知名町も子育てがしやすくなると考えております。

3年度を楽しみにして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福井源乃介君）

これで、福川勝久君の一般質問を終わります。

以上で、通告による一般質問は全部終了いたしました。

執行部におかれましては、これらの質問や要請事項等を真摯に受け止め、適切な対応をお願いいたします。

昨日の4名、本日の6名、計10名の議員の皆さん、ご苦労さまでした。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

28日は、午前10時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時30分

令和 2 年 第 3 回 知名町 議会 定例会

第 3 日

令和 2 年 9 月 28 日

令和2年第3回知名町議会定例会議事日程
令和2年9月28日（月曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

- 開議の宣告
- 日程第1 議案第58号 令和元年度知名町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第2 決算審査特別委員会の設置
決算審査特別委員会に認定第1号～認定第10号までの10件付託
- 日程第3 令和元年度 各会計決算の認定（決算審査特別委員会委員長報告）
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	福川 勝久君	2番	奥山 雅貴君
3番	城村 誠君	5番	窪田 仁君
6番	川畑 光男君	7番	新山 直樹君
8番	根釜 昭一郎君	9番	西 文男君
10番	宗村 勝君	11番	今井 吉男君
12番	外山 利章君	13番	福井 源乃介君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永 勝人君 議会事務局主査 池田 勇夏君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	今井 力夫君	会計管理者兼会計課長	村山 裕一郎君
副町長	赤地 邦男君	税務課長	柴 照和君
教育長	林 富義志君	町民課長	平 和仁君
総務課長	瀬島 徳幸君	保健福祉課長	成美 保昭君
総務課参事	藤田 孝一君	水道課長	池上 末亮君
企画振興課長	元 栄吉治君	子育て支援課長	池沢 由美子君
農林課長	安田 末広君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	甲斐 敬造君
農業委員会事務局長	上村 隆一郎君	教育委員会事務局次長	高風 勝一郎君
建設課長	平山 盛文君	兼生涯学習課長	
耕地課長	窪田 政英君	学校給食センター所長	井上 修吉君
		代表監査委員	田畑 圭一君

△開 会 午前１０時００分

○議長（福井源乃介君）

議場内の皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 議案第５８号 令和元年度知名町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（福井源乃介君）

日程第１、議案第５８号、令和元年度知名町水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは改めまして、議場内の皆様、おはようございます。

３日目の議会、よろしく申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第５８号は、令和元年度知名町水道事業会計剰余金の処分についての案件でございます。

当年度未処分利益剰余金は１億１，０３４万９４１円となっております。処分といたしましては、令和元年度の純利益１２万３４９円と建設改良積立金へ積立てとして、翌年度繰越利益剰余金を１億１，０２２万５９２円とするものでございます。

以上、令和元年度知名町水道事業会計剰余金処分案についてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、令和元年度知名町水道事業会計剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

△日程第2 決算審査特別委員会の設置

○議長（福井源乃介君）

日程第2、認定第1号、令和元年度知名町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号、令和元年度知名町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの10件は、一括議題といたします。

ただいま一括議題となっています認定第1号から認定第10号までの10件は、議長及び監査委員の今井吉男議員を除く10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第10号までの10件は、議長及び監査委員の今井吉男議員を除く10名で構成する決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

引き続き決算審査特別委員会が開かれます。決算審査特別委員会は10時5分からの予定です。

しばらくお待ちください。

休 憩 午前10時04分

再開 午後 2時00分

○議長（福井源乃介君）

ただいまから本会議を開きます。

先ほどの城村委員の質問に対して、保健福祉課長からの発言を許可します。

○保健福祉課長（成美保昭君）

先ほど国保の決算審査の中で、城村委員のほうから、ジェネリック医薬品の本町の使用割合についてという質問がありましたけれども、本町は、県平均が81.7%に対して本町国保は82.7%となっております。ちなみに、後期高齢者医療のほうは81.1%となっております。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

よろしいですか。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

△日程第3 令和元年度各会計決算の認定（決算審査特別委員会委員長報告）

○議長（福井源乃介君）

日程第3、各会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

本件について決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○8番（根釜昭一郎君）

委員会報告をいたします。

令和2年第3回知名町議会定例会で当委員会に付託されました事件について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので報告いたします。

記

- 1、委員会名称、決算審査特別委員会。
- 2、設置年月日、令和2年9月28日。
- 3、審査期間、令和2年9月28日。
- 4、付託事件、認定第1号、令和元年度知名町一般会計歳入歳出決算。
認定第2号、令和元年度知名町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
認定第3号、令和元年度知名町介護保険特別会計歳入歳出決算。
認定第4号、令和元年度知名町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

認定第5号、令和元年度知名町奨学資金特別会計歳入歳出決算。
認定第6号、令和元年度知名町下水道事業特別会計歳入歳出決算。
認定第7号、令和元年度知名町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。
認定第8号、令和元年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算。
認定第9号、令和元年度知名町土地改良事業換地清算特別会計歳入歳出決算。
認定第10号、令和元年度知名町水道事業会計歳入歳出決算。

5、審査結果、付託事件全てを認定すべきものと決定。

6、附帯意見、特になし。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

認定第1号、令和元年度知名町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号、令和元年度知名町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、10件とも認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔「起立多数」〕

○議長（福井源乃介君）

起立多数です。

したがって、認定第1号から認定第10号までの10会計の歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

明日、29日は午前10時から会議を開きます。
お疲れさまでした。

散 会 午後 2時06分

令和 2 年 第 3 回 知名町 議会 定例会

第 4 日

令和 2 年 9 月 29 日

令和2年第3回知名町議会定例会議事日程
令和2年9月29日（火曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第4号）

○開議の宣告

- 日程第 1 議案第59号 令和2年度知名町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 2 議案第60号 令和2年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第61号 令和2年度知名町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第62号 令和2年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第63号 令和2年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第64号 令和2年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第65号 令和2年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第66号 令和2年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第67号 令和2年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第68号 令和2年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第69号 知名町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第70号 知名町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第71号 知名町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第72号 町営沖永良部土地改良事業（維持管理）計画書の策定について
- 日程第15 議案第73号 物品売買契約の締結について（情報端末整備）
- 日程第16 議案第74号 工事請負契約の締結について（下平川小学校屋内

運動場大規模改造工事)

- 日程第 17 同意第 19 号 知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を
求めることについて
- 日程第 18 同意第 20 号 知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を
求めることについて
- 日程第 19 陳情第 5 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政
の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める陳
情について
- 日程第 20 発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政
の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意
見書
- 日程第 21 発議第 3 号 議員派遣について
- 日程第 22 決定第 6 号 閉会中の継続調査の件について
- 閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	福川 勝久君	2番	奥山 雅貴君
3番	城村 誠君	5番	窪田 仁君
6番	川畑 光男君	7番	新山 直樹君
8番	根釜 昭一郎君	9番	西 文男君
10番	宗村 勝君	11番	今井 吉男君
12番	外山 利章君	13番	福井 源乃介君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永 勝人君 議会事務局主査 池田 勇夏君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	今井 力夫君	会計管理者兼会計課長	村山 裕一郎君
副町長	赤地 邦男君	税務課長	柴 照和君
教育長	林 富義志君	町民課長	平 和仁君
総務課長	瀬島 徳幸君	保健福祉課長	成美 保昭君
総務課参事	藤田 孝一君	水道課長	池上 末亮君
企画振興課長	元 栄吉治君	子育て支援課長	池沢 由美子君
農林課長	安田 末広君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	甲斐 敬造君
農業委員会事務局長	上村 隆一郎君	教育委員会事務局次長	高風 勝一郎君
建設課長	平山 盛文君	兼生涯学習課長	井上 修吉君
耕地課長	窪田 政英君	学校給食センター所長	

△開 会 午前10時00分

○議長（福井源乃介君）

議場内の皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

会議の前に今井町長から、知名町気候非常事態宣言についての発言の申出がありましたので、今井町長の発言を許可します。

○町長（今井力夫君）

議場内の皆様、改めましておはようございます。

本日、第4日目の議場となりますが、その前に一言、皆様と共に昨今の気候変動等について一緒に考える場を設ける機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

世界各地においては、記録的な高温や大洪水、そして干ばつなどの異常気象が多発しておりますが、世界気象機関WMOにおいても、これらの異常気象は長期的な地球温暖化の傾向と非常によく一致しているというふうに言われております。今こそ将来世代の皆さんの命を守るためにも、また、気候変動対策としての我々はこの気候変動を和らげること、そして今日の私たちの住んでいるこの郷土の強靱化を図るというこの2つの大きな目的のために、私は知名町の気候に関して、知名町気候非常事態宣言を発表したいと思います。

それでは、宣言文を読ませていただきます。

2016年、日本を含む175の国と地域が気候変動の脅威とそれに対処する緊急の必要性を認識し、地球温暖化に対して「産業革命前からの気温上昇を2℃より低い状態に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する。」ことを目標とした「パリ協定」によって署名しております。

産業革命前からは既に1℃の気温上昇によって、世界各地で熱波、山火事、洪水、海面上昇、干ばつなどの極端な異常気象が頻繁に引き起こされ、多くの人々や自然が犠牲となっており、地球上で安心して安全な生活を送ることが困難な状況になりつつあります。

日本各地でも、猛暑、台風、集中豪雨、洪水などの気象災害により痛ましい被害が発生し、本町においても干ばつ、酷暑、台風による災害などによる甚大な被害発生が懸念されております。本町では、地球温暖化に起因する気候変動が人間社会や自然界にとって著しい脅威となっていることを認識し、ここに気候非常事態を宣言するとともに、気温上昇を1.5℃に抑えるために2050年までに二酸化炭素排

出量実質ゼロを目指します。

この脱炭素の実現に向けて、本町では次の3点に重点を置いて取り組んでまいりたいと思っております。

1つ、気候変動の非常事態に関する町民への周知啓発に努め、全町民が、家庭生活、社会生活、産業活動において、省エネルギーの推進と併せて、Reduce（リデュース・ごみの排出抑制）、Reuse（リユース・再利用）、Recycle（リサイクル・再資源化）を徹底するとともに、消費活動におけるRefuse（リフューズ・ごみの発生回避）にも積極的に取り組むように働きかけます。特に、海洋汚染の原因となりますプラスチックごみについて、この4つのRの徹底に取り組みます。

2つ目、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの自給率向上を目指します。

3つ目、自然環境を守り温室効果ガスを抑制し、豊かな森林を生かした町づくりを実現してまいります。

令和2年9月29日。

知名町長、今井力夫。

以上で、知名町気候非常事態宣言を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（福井源乃介君）

ただいま知名町気候非常事態宣言が発令されました。主な取組に向かって、町民一丸となって脱炭素化社会の実現に向けて進んでいきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第59号 令和2年度知名町一般会計補正予算（第5号）

○議長（福井源乃介君）

日程第1、議案第59号 令和2年度知名町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第59号は、令和2年度知名町一般会計補正予算（第5号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出2億2,448万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億9,667万7,000円と決めました。

主な補正内容は、交付決定により普通交付税を増額計上、令和元年度決算の確定に伴う繰越金を増額計上し、財政調整基金の繰入金を減額計上しております。また、法定積立て分の財政調整基金積立金を増額計上、新庁舎建設に伴う実施設計委託料を新規計上、国県支出金の交付決定等に伴う事業費の調整等を計上しました。

その他、事業量の変更に伴い増減を行いました。

地方債は、庁舎建設事業債を追加し、発行可能額の確定に伴い各町債並びに臨時財政対策債の変更を行いました。

詳細については、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページから歳出、4ページまで。

○10番（宗村 勝君）

一昨日の夜なんですけれど、喜界町長並びに喜界町議会議員の選挙がございました。その開票状況を喜界町はユーチューブでライブ配信しておりました。それを知名町でもできるのかどうかお伺いしますが、企画振興課長ですか、総務課長、よろしくお願ひします。

○総務課長（瀬島徳幸君）

ご意見いただきましたので、今後そのようなユーチューブでの発信ができるかについては、選挙管理委員会でも協議を行った上で検討させていただきたいと思ひます。

○10番（宗村 勝君）

喜界町は同じような規模の団体だと思います。もしできるのであれば、そういうふうに配信できると、全国あるいは全世界に配信できることになりますから、この町内の防災無線での発表より早く結果を知ることができます。金額的に高くついたら考える余地がありますが、今、議会そのものがユーチューブでライブ配信されていますから、その場所は変わりますからできるかどうかちょっと私は分からないんですけれども、そこらを含めて検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

近いうちに来年ですけれども、町長選挙があるかどうか分かりませんが、もしそ

れからできるんでしたらやっていただくと、全国に発信できるんじゃないかと思っております。

町長もぜひ感じましたら、その点に関して。

○町長（今井力夫君）

ユーチューブ配信等につきましては、先ほど総務課長が発言しておりますけれども、選管の皆さんとも十分協議した上、それから本町におきます、今、議場におきましては固定カメラを数か所に設置することによって可能にしております。今後、今までの開票場になっております中央公民館に数か所、そういうカメラの配置等も考えなければいけませんので、もろもろの諸条件をクリアできた場合に、我々といったしましては選挙開票を公開する形に持っていければなと思っております。

以上です。

○10番（宗村 勝君）

ぜひ検討いただき、実現していただくことを要請したいと思います。

○議長（福井源乃介君）

第2表、地方債補正、総括です。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、8ページから。

○11番（今井吉男君）

8ページの15款国庫支出金の中で、国からの補助金として704万円が計上されておまして、その説明を見ますと、マイナンバー制度の整備の補助金ということですが、国が進めるマイナンバー制度ですが、なかなか全国的にも登録者数が増えないんですが、現在の本町の登録者数は何名で、何%になるかお伺いします。

○町民課長（平 和仁君）

お答えいたします。

2年9月13日現在で、申請件数のほうが1,843件、J-LISのほうでカードを作成いたしまして本町に送付してある枚数のほうが1,659枚、本町知名町にカードのほうが届いて交付前の設定を終えてある枚数のほうが1,636枚、既に受け取ってある枚数のほうが1,531枚ということで、受領済みの枚数が26.01%となっております。

以上です。

○ 11番（今井吉男君）

なかなか全国的にも登録者数が増えないんですが、将来的にはこのマイナンバーで保険証とかいろんな制度もこれで実施するということですが、その登録が進まない原因は何ですか。

○町民課長（平 和仁君）

原因といたしましては、税金関係の通帳とかひもづけられた場合に、税金関係でちょっと負担が出てくるのかなというところで、進んでいないのかなと思います。

ちなみに、本町の先ほど言いました交付枚数26.01%については、大島郡内の市町村に比べては非常に高い数字となっております。

以上です。

○ 11番（今井吉男君）

これは、国は何年度までに何%まで持っていくとか、そういう目標数値は示されていないんですか。

○町民課長（平 和仁君）

すみません、数値のほうをちょっと把握しておりませんので、後ほど確認してから報告をしたいと思います。

○議長（福井源乃介君）

続けます。

9ページ。

○ 9番（西 文男君）

教育費県補助金の減額150万円がありますが、木のあふれる街づくり事業補助金となっている具体的にこれはどういった内容でしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

木のあふれる街づくり事業なんですが、当初実施予定で予算計上していたんですが、これは県産の間伐材を利用して木の木製品、本棚や収納箱、それから椅子、それから遊具等を各学校に整備する予定でしたが、今年度から森林環境譲与税が自治体には譲与されるということで、自治体についてはこの木のあふれる事業からは除外する、外すということになりまして、それで事業が今回は見送るという形で減額となっております。

○ 9番（西 文男君）

森林譲与税を受けたために、その事業見直しの補助団体とならなかったという解釈でよろしいのか。

ちなみに、その森林譲与税は金額的にどれぐらいだったのでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

この制度は昨年度から始まっておりまして、昨年度の2年度の譲与税額は62万5,000円を計画いたしております。

○9番（西 文男君）

62万円であれば150万円のマイナスなんで、どちらのほうが町にとって有利な補助だったのかお聞きします。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

これも森林環境の譲与税につきましては、森林環境税が本格的に課税されるのが令和6年度から、1人当たり1,000円国税として住民税に上乗せされて課税の予定になっております。ですが、その前にも既に森林譲与税の国のほうの特別会計で借入れを行って、地方団体には交付を先にするということで、昨年度からでしょうか交付をされておりますが、まだ今の段階では譲与額も少ないということで、この事業もできないということで今回は取りやめになったのではないかなと考えております。

また、今回この事業自体は、全国の自治体のほうの事業は取りやめになったんですが、法人、私立の学校のほうには継続して行っているということです。

○議長（福井源乃介君）

続けます。

10ページ。

○11番（今井吉男君）

9ページの1目の総務費県補助金の中で2節の企画費補助金で、環境・生活イノベーション事業費補助金として90万円が計上されておりますが、この説明を見ますと、発電用風車整備予定地の地質調査とありますが、この発電用地というのはどこになるんですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今年度、実証実験で小型風力発電を入れますが、用地につきましてはフローラルパークの敷地内を予定しております。

○11番（今井吉男君）

これは、もし設置してうまくいけば、本格的にまた各何か所か計画をしているわけですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今年度につきましては、実証実験でデータを取りまして、来年度につきましても、たしか2基か3基導入いたしまして、その発電した電力を着実にできるようなシス

テムということですので、電動バイクとか電気自動車に使えるかどうかというのを来年度以降、検証していきます。

○11番（今井吉男君）

先ほど町長が宣言された脱炭素とも関係があると思いますが、この1基でどれぐらいの電力が供給できるんですか。

○町長（今井力夫君）

本町におけます低炭素化社会づくりの一環として、これは国のほうと協議をしてやっと決定していただいた事業でございます。

本年度、先ほど申し上げましたように、本年から約2か年かけて実証実験を行います。1日どれぐらいの発電量があるのか。今回導入しますのは小型の風力発電で、これはアラスカなどの沿岸警備の場所とか灯台などに設置されておまして、風速70メートルまで耐えることのできるということで、ヨーロッパやアメリカ等においては既にもう実用化されている風力発電でございます。1基当たり、小型では家の各家庭2軒分ぐらいは賄うことができるであろうと言われておりますので、取りあえずフローラルパークにございますあの事務所1軒分を、これで年間カーボンゼロを実施することができるのかというのを、本年度実証してみたいなと思っております。

2年目以降は、先ほど課長が申し上げましたけれども、モビリティの電気化というのを進めていきたいと思っております。これらのものがかなりうまくいく数値が出ましたら、いよいよ町内において、太陽光発電とこういうものを併用して再生可能エネルギーでもって、町内の電気需要に応えられるような方策を組んでいければと考えております。

○議長（福井源乃介君）

歳入、10ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

次に、歳出、11ページ。

○12番（外山利章君）

3目の財産管理費についてお尋ねいたします。

説明書を見ますと、土地登記手数料ということで計上されております。この未登記の土地ということで上げられておりますが、これは何筆ほどあるのでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

場所は、平成7年工事施工した知名西大山線の土地で、工事は完了していますけ

れども、その当時用地買収まで行われたんですけれども土地の登記はされていませ
るので、その土地の登記手数料ということで、場所が3か所で3筆です。

以上です。

○12番（外山利章君）

今回の場合は3筆で117万円ということで上げられておりますが、議案におい
ても度々、町有地について未登記の土地があつて登記の議案が出てきますが、町が
今把握している中では、そのような未登記の土地というのは幾らぐらいあるかお分
かりになりますか。

○建設課長（平山盛文君）

今現在、担当のほうで未登記の土地を調べておりまして、はっきりした件数はま
だちょっと手元に資料がないので、まだ調査の段階で、分かっている範囲から随時、
未登記の解消に向けて今作業を進めているところです。

○12番（外山利章君）

基盤整備等に関わつておいても、たまに町の土地じゃないのかなというところで
未登記というところが上がつてきているようなところも見られます。3筆で
117万円ということで、しっかりと処理がされていればこの金額は使われなかつ
たのかなと思う部分がありますので、しっかりとそういう意味では行政としての処
理をしていただくことを要請して、終わります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

12ページ。

○10番（宗村 勝君）

12ページの29目赤嶺字防災備蓄倉庫用地造成事業費、昨日も特別委員会で質
問しましたけれども、説明書を見ますと、開設予定地の客土等用地造成を行うため
に工事請負費を500万円新規計上しましたとあります。客土の土を入れ替えると
いう理解だと思えますけれども、どういう方法でやるのかお答えいただけたらと。

○総務課長（瀬島徳幸君）

昨日もお答えしたところなんですけど、その建設予定地が畑であつたということで、
設計の段階で建築士のほうで地質調査を行つております。そうしたところ、柔らか
い土なので基礎を支持できないということで、1メートルほど掘つて、まず土を全
部取り除いて新たなそれに適した土を入れる。またコーラル等そういうのでも構わ

ないということだったんですけど、硬い土を入れて基礎の支持基盤を造らないと
もたないということで、このような工事を計画いたしております。

なお、これは繰越し事業の奄振関係の事業ですので、その奄振事業としてもはや
補正はできませんので、単独の形で補正をさせていただきました。

○10番（宗村 勝君）

ご存じの方は分かると思うんですけど、その面積からして1メートル掘り起こ
して500万円かかるかという理解できないんですけど、普通、客土を買っても
そんなにかからない。計上は計上でいいんですけども、見積りで幾らにするか分
からないんですけども、そこらはどう判断していますか。500万円かかるん
ですかね。

○総務課長（瀬島徳幸君）

一旦設計の段階では、その建築と含めてやっております、地盤改良について建
築の設計費から抜き出すと大体450万円程度ということで算定されましたので、
ちょっと予備を取って大体500万円程度ということで計上してございます。

○10番（宗村 勝君）

私は素人ですので、450万円でも高いかなと思うところなんですけれども、そ
れは素人の判断なんですけれども、500万円も経費を必要とするなら、赤嶺の近
くで代替地もあったんです。そこらを含めて考え直すことも、まだ消防車庫もあり
ますから、代替地の地主さんも提供していいよということもありましたから、そこ
らはそれも含めて検討すべきじゃないかなと思います。副町長、地元のことで。

○副町長（赤地邦男君）

土地の予定地の件でございしますが、実は3か所ございました。旧赤嶺公民館の場
所、それともう一つは川内清英氏の前のほうの土地、それと今の現在という3か所
でありましたが、いずれも旧公民館を壊すのはまた経費的に高額な費用がかかると
いうこと、もう一か所は周辺の地主さんが反対をしたということもございします
ので、この今の位置に決定したわけでございますので、ひとつご理解をいただきたい
と思っております。

嶺元廣一氏の隣の、名前は固有名詞を出すとあれですけども、ここにはちょっ
と厳しいということもございましたので、今の土地に決定したわけございまして、
もうスケジュール的には明許繰越しをやっておるわけでございますので、令和元
年度の奄振事業にのっけて明許繰越しして今年度中に、もうしかも日にちがないと、
6か月しかないということもございまして、このような決定を致すわけございま
すので、ひとつ議員の皆様のご理解をいただきたいと思っております。

○議長（福井源乃介君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前 10 時 32 分

再 開 午前 10 時 33 分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

13 ページ。

○12番（外山利章君）

戻っていただいてよろしいでしょうか。

11 ページの 21 目庁舎建設の事業費が上げられております。その中で都市計画法に基づく届出資料の作成及び業務委託料とありますが、これ内訳は幾らずつぐらいでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

実を言いますと、新庁舎建設予定地のあしびの郷境界は都市計画区域内に入っておりまして、3,000 平米を超えますと開発行為の許可申請を出さないといけなると決まりがございます。過去の例を取りますと、C 団地とか、あと、すまいる、これが大体開発行為の許可を得るのに 1 年ぐらいの年月を期間を要しておりました。

また、庁舎建設担当が 1 人ということで、これはとてもじゃないけれど 1 人でそういうこのような分厚い開発行為の申請書になりますので、専門の業者でないといけないということで、今回委託料という形で出させていただきましたが、内訳といたしましては、新庁舎の建設予定地が敷地面積が 4,183 平米ほどあります。概算で計算したところ 850 万円程度、この部分が。また、駐車場予定地としてあります町所有の所が 1,070 平米、これが大体 100 万円程度。あと将来的に駐車場または公共用地という形で購入を検討している山側の土地、それが 9,719 平米、これに約 1,000 万円程度かかります。合わせますと約 2,000 万円。

もう一点ありまして、庁舎移転の際に本町では今旧庁舎にある文書量を減らしたい。書庫等限られておりますので文書量等を減らして持っていく文書管理、文書調査の計画、それとオフィスのレイアウト、機能的なレイアウトを造るための計画、そういうところの委託として 476 万 3,000 円、こういう形で委託料として 2,476 万 3,000 円計上したところでございます。

○12番（外山利章君）

新庁舎の建設予定地が都市計画法の区域内で、さらに今の新庁舎の予定では

3, 000平米を超えるために必要な申請書類だということですね。

その中で先ほど駐車場等のお話が出てきましたが、その件についてはまた後で議会のほうで、購入の際にはもちろん議案として上がってくるわけですね。いかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

当然に、議案として上程する予定でおります。

○12番（外山利章君）

新庁舎は、また建設のスケジュールというものも、ある程度事業債の関係もあって決まっているところがあります。しっかりと進めていきたいところではありますが、また詳細がある程度決まり次第、また議会のほうにしっかりと報告をしていただいて、庁舎建設のほうを推進していただきたいと思います。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

13ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

14ページ。

○1番（福川勝久君）

14ページの13目定住促進空き家活用事業費で67万円計上されていますが、これは空き家改修補助金ですけれど、67万円で改修費だと思うんですけれど、それは1件当たりだと思いますが、どのぐらいの改修予定なのか。それとどこか改修する場所があれば教えてもらいたいです。

○企画振興課長（元栄吉治君）

定住促進空き家活用事業ですけれども、今年度新設した事業でございます。当初負担金補助及び交付金という形で330万円、当初予算で計上しております。要綱を定めてありまして、空き家改修に要する費用の3分の2を補助しようと。上限200万円の3分の2ですので、一応2件を考えております。これは知名町の空き家バンクに登録した空き家を改修するということになっておりまして、今年度初めてですので、一応2件分を計上。当初予算で330万円計上しておりましたけれども、2件分するためには、その分増額しないといけないということで、今回補正を上げているところでございます。

○議長（福井源乃介君）

よろしいですか。

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福井源乃介君）

15ページ。

○12番（外山利章君）

15ページ、9目子ども子育て支援交付金事業費についてお尋ねいたしますが、一般質問でも取り上げられておりました保健センターで行われている子育て広場の移設と一時保育の預かりということで説明がございましたが、保健センターで現在行われているわけですが、まず子育て環境の充実という点では、その点については異論はございませんが、現在行われている場所でそのまま拡充するというのも考えられなかったのでしょうか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

現在、保健センターで行われております子育て広場につきましては、週3回程度で午前9時から2時ぐらいということで、親子が来て楽しむ子育てサロンのような形で運営しているんですけども、次、フローラルパーク内にあります管理棟を改修して行う子育て広場につきましては、加算事業として一時預かり事業を加えるということで、さらに少し大きなスペースが必要になるということで場所を移動して行うこととしております。

さらに、現在は町のほうで運営を行っておりますけれども、町の知名町地域子育て支援拠点事業実施要綱によりますと、事業を実施するのに適した社会福祉法人、特定非営利活動法人、または民間事業者等に委託することができるというふうにありますので、そちらのほうも視野に入れて、現在検討を進めているところでございます。

○12番（外山利章君）

分かりました。

自分がこの質問をしたのは、保健センターのほうも新庁舎建設に合わせて庁内の施設の集約化ということで、現在の水利事業所跡地に入るような計画もあったので、今のところ保健センターのほうで拡充をして、新しい庁舎ができた際には施設の集約ということで、水利事業所のほうでもう一度開設を開所をしたほうがいいのかなど思った部分がありますが、今現在のところではスペースがどうしても足りないということで、フローラルパークの管理棟ということですので、ぜひしっかりとした子育て環境の充実に努めていただいて、また管理者のほうも今後募集されるようでありますので、そのような形でいい施設としてオープンされることを要請して、

終わります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

○2番（奥山雅貴君）

6番知名認定こども園で工事請負費30万円、これの内訳と、あと入札があつてのことなのかをちょっと教えてください。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

こちらの工事請負費につきましては、現在、認定こども園すまいるに上る道路なんですけれども、旧道路とそれから広い新しい道路が2つが並行して走っております。旧道路のほう、旧知名保育所寄りの道路につきましては、園児が通園の際に歩行して通る道路になっておりますので、現在そこも車の利用があるということで園児の通園に大変危険ということもあり、そちらのほうに車止め等を置かせていただいて歩行者専用に使わせていただきたいということで、今回工事費を上げさせていただきました。

実際工事等については、30万円以内でありますので随契もできるであろうし、入札も可能かと思っておりますけれども、また、今後検討していきたいと思っております。

○議長（福井源乃介君）

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

16ページ。

○11番（今井吉男君）

12目の18節で地域介護・福祉空間整備等補助金1,646万4,000円ということで、説明書を見ますと、認知症高齢者グループホーム等に非常用発電機を設置したとありますが、何か所に設置されたのか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

この事業ですが、知名町のほうでホームかがやき、さくら園ゆらりの里、さくら園グループホームのほうに非常用電源設備を設置することにしております。

○11番（今井吉男君）

これは全額無料で、一切負担金なしで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○11番（今井吉男君）

もし、これに含まれていない施設で既に独自で設置してあった施設については、何らかの助成制度とかはなかったんですか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

この事業が決まり、存在が分かったときに調査を行いまして、各施設に聞きましたところ、もう既に配備ができているところと、あとどうしても規模もいろいろありまして、この上限の関係もありますので、前もって設備が終わっているところについては対象外としたところがございます。

○11番（今井吉男君）

やはり独自にされたところも高額な費用がかかっていますので、何らかのほかの助成か何かでやっぱりしてあげるべきじゃないかと思いますが、いかがですか、課長。

○保健福祉課長（成美保昭君）

この事業以外にでも、またコロナ感染症の関係等でいろいろ出てきたときに、そのあたりはまた該当するものがあれば検討していきたいと考えております。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

17ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

18ページ。

○3番（城村 誠君）

18ページ、14目輸送コスト支援事業費、これは国・県支出金が5,000万円ほどマイナス、急になくなったのか、もらえなくなったのか、どうなんでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

輸送コストの支援事業でありますけれども、今回、輸送コストの業務量の増と、それから今、議員からご指摘いただきました当初予算におきます財源計上上の誤りがありまして、本来85%の補助率でありますけれども、95%程度で計算していたため、今回修正の補正予算を上げております。

当初予算では数字の取り違いがあったというふうなことで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

19ページ。

○11番（今井吉男君）

19ページの6款商工費の中で5目の観光施設費で17節の備品購入費として、機械器具費14万1,000円が計上されておりました、説明書では公園清掃用集草アタッチメント購入とありますが、どういう部品なのか、どういう清掃業務なのか伺います。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今現在芝刈り機で芝を刈っていますけれども、作業員2名いますが、芝を刈った後に、また手で集めてそれを軽トラに乗せるという作業をしています。この機械は、芝刈り機の後ろにアタッチメントでつけて自動的に刈った芝を集める機械でございます。これによって作業効率が大幅にアップするんじゃないかと思っておりますので、今回計上させていただきました。

○11番（今井吉男君）

関連しまして、先日、課長は、沖泊漁港から沖泊海浜公園までの間の道路が落石のため通行止めになって、先日撤去したんですが、いまだ通行できないということで、地元の今まで毎年利用していた皆さんからは、何でかなと。今ちょうどその時期は海水浴、それからキャンプの時期で大変残念がっております。

あとちょっと要請をしたいのは、トイレとシャワー室の間に階段がありますよね。階段を整備されていますよね。上の新城の牧野さんの牛舎のところに抜ける道、そこをやっぱり階段から利用しようと思って沖泊で下りようとしても、雑草、雑木、もう人が通れる状態じゃないんです。現在の道路が通れなければ、施設を利用するためにもその階段をきちんと伐採をして人が通れるように、結構大きな階段ですから、それもやっぱり施設を造ってありますので、階段をそれも活用すべきじゃないかという声がありましたが、そこは整備する計画はないんですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

階段の清掃につきましても、年数回程度作業員が草刈りをしておりますが、知名町の公園整備をする中で頻繁には行けない関係上、やっぱり草木が繁茂している状態であると思います。そういう意味で、作業を軽減する意味で今回このアタッチメントも導入したわけですが、沖泊につきましては今、通行止めという状況に

なっていますので、その階段も上から下までの草木の除去もまた状態を見てしたいと思えます。

○11番（今井吉男君）

先日見ましたが、途中から行けないんです。全く通れないです、木が生い茂って。やっぱりそういう点を道路が使えなかったら、せつかく造った立派な階段、広いですよ、道幅も。それも活用できるように。

今年は4月の沖泊海浜公園のボランティア活動も新型コロナの影響で中止になりましたが、ぜひそういうボランティアの際に階段をみんなできれいにするという活動もするべきじゃないですか。いかがですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

清掃活動につきましては、毎年4月29日にさせていただいておりますが、今現在、実際に行ってみたんですけれども、やっぱり草木も繁茂していますし、漂着ごみも大分流れついている状況ではございます。また、ごみの回収につきましても、今、道路がちょっと通れない状況になっていますので、今すぐボランティアでということにはなかなかならないと思えますけれども、来月、地質会社が来られて、その崖の状況を見て、もし危険性がある程度除去できるというか問題ないということであれば、また通常どおりの開通にしたいと思っておりますが、今の段階では封鎖した状態でございます。

また、水道が漏水してまして、その漏水場所がちょっと特定できないということで、また水道の補修も必要になってきますので、そこら辺も含めて改修もしないといけないと思っております。

いずれにしろ、沖泊は町民、島民の憩いの場になっていますので、できる限り早く復旧したいと思っておりますけれども、まず専門家の意見を聴いて対策をしたいと思っております。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

○8番（根釜昭一郎君）

ちょっと戻りますけれども、5款14目の多面的機能支払い交付金事業で、旅費のほうから一般備品のほうに組替えされているんですけれども、一般備品の品目のほうはどういったものでしょうか。

○耕地課長（窪田政英君）

多面的機能支払い交付金の事務を昨年までは土地改良区に委託しておりましたが、今年度から耕地課のほうで、その支払い事務全て行っております。それに伴って、

パソコンを1台購入しようということで組替えをさせていただきました。

○議長（福井源乃介君）

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

20ページ。

○11番（今井吉男君）

20ページの7款土木費の中で、1目の道路橋梁維持費ということで、その中の工事請負費で500万円計上されておりました、これは老人ホーム長寿園の関連だというふうに書いてありますが、特別養護老人ホーム長寿園は令和元年度にともお会に業務移管されております。その際に町としては、老朽化がひどくて建て替えてできない、費用が結構大幅にかかるということで、ともお会に業務移管されました。そのときに令和2年度には施設を新しくして入居者のそのまま受け入れるということでしたが、現在もまだ工事が入っていないんですが、遅れた理由と、現在の施設で大変夏場暑かったとか、いろんな老朽化で雨漏りがしたりしていますが、その遅れた原因は何があるんですか。

○建設課長（平山盛文君）

私のほうでちょっとお答えしたいと思います。

昨年から何度か、園長のほうから相談を受けていまして、私のほうで開発許可が必要だとか、それから申請に対してこういう設計をしたらどれぐらいかかるとか、工程関係を指導していたんですけれども、実際、今年度に入って開発行為の申請と、あと本体の設計委託を発注したのが今年度だったものですから、その中でうちの今先ほど申し上げた知名西大山線の全面道路が開発行為の許可に係る全面道路の幅員として基準に達していないということで、一番狭いところで5メートル40ぐらい、実質6メートル以上必要ということで、それが満たしていないということで許可が下りなかったり、そういう事務のやり取りで県のほうとのやり取りで時間を要して、なおかつ同時に設計を進めていますけれども、それも幾分遅れまして。

方法としては、老人福祉施設等整備事業、県単工事などで県の方と相談して、今年度と来年度にかけて2か年で施工するというので、その許可と工事着工を同時に今進める方向で検討しています。

以上です。

○11番（今井吉男君）

中の利用している皆さんから、早く新しい施設に移りたいという声も聞こえますので、何年度にオープン予定ですか。

○建設課長（平山盛文君）

実際今はもう設計も詰めの段階に入っていますので、年度内には発注をして、今年度は当然2か年施工なんで、来年度、ちょっと具体的な完成時期は今のところ把握していませんけれども、来年度中には完成するものと思っています。

○11番（今井吉男君）

最初、利用者の皆さんも説明を聞いて、令和2年度には新しい施設に移れるよということで聞いていたんですが、まだまだ先が見えないので結構不安がっています。何せ古くて天井は低くて暑いし、扇風機だけついて、雨漏りはするはということで大変苦情が来ておりますので、その辺は、ともお会のほうにも早めに完成して新しい施設に現在の入居者を移転してもらうように、ぜひ要請をしていただくようお願いいたします。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

○7番（新山直樹君）

同じ1目の件なんですけれども、これは舗装すると書いてあるんですけれども、舗装の取付道路とかそういうのじゃなくて、どういう方法でやるのか教えてください。

○建設課長（平山盛文君）

具体的な工事範囲ですけれども、県道から現さくら園の上、新しく建設予定地が現さくら園の上の場所になっておりまして、そこまでの約220メートルで、今現在さくら園に向かって左側に歩道が設置されていますけれども、その歩道を撤去し有効幅員である6メートル以上の車道を確保するために撤去と、また歩道をなくして車道にするための舗装をする工事となっております。

○7番（新山直樹君）

じゃ歩道を撤去して舗装して、そうしたら開発許可が下りるという認識でいいんですよね。

その後、もう歩道は設置されないということですよ。

○建設課長（平山盛文君）

今現在の車道、歩道を含めた幅員が6メートル70程度が大体あるものですから、そこへ車道を有効幅員を取って6メートル確保すると、車道自体が70センチ程度になってしまうので、それをまた設置することによって、逆に車道との離合という

かあれが危険性が高まると思われるので、現在歩道に関しては老人ホームの方とかさくら園の方がほとんど通る道なので、あと上のほうに民家が1軒、2軒あるんで、そこを通られる方も少ないと思われるので、現段階でもう歩道を撤去し、幅員の確保ということに優先的にしていきたいと思っています。

○7番（新山直樹君）

設置はされないという認識はしました。

それから、知名西線ですか、上がって行って十字路があるんですけど、またその上のほうですか、まだ未舗装のところもありまして、以前、大藏議員が言った路盤が悪いということで、非常に陥没したり凸凹になっていて、生コンを入れて一応補修はしたみたいなんですけれども、またその路盤が削れて農家の皆さんがジャガイモの籠とかを積んだときに、その区間40メートルぐらいあるんですけども非常に籠が落ちそうになるということだったので、またそこも整備してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

以前、町道補修でその区間を点検して補修したんですけども、そこが逆にコンクリートが残ってしまって周りがえぐれてしまってまた段差ができてということで、その区間の確認をしてまた補修に努めたいと思います。

○議長（福井源乃介君）

21ページ。

○8番（根釜昭一郎君）

7款5項住宅費の中で住宅管理費のほうで、未払い住宅使用料の法的請求に係る司法書士への手数料を100万円ちょっと書いているんですけども、この未払いになっている住宅の件数、期間、合計の金額の詳細のほうを教えてくださいたいと思います。

○建設課長（平山盛文君）

未払いの総額の金額はちょっと手元に資料がありませんけれども、今回補正で上げさせてもらった件数ですけども、該当者、1番の死亡等に伴う未払い使用料の請求ということで、この件が死亡者は7名、予算的には60万8,000円弱です。

それから、明渡し未払い使用料、これは通常の滞納です。それに関しては高額滞納者を優先的に5件程度、費用的には40万円を計上させていただきました。

○8番（根釜昭一郎君）

住宅のほうは一旦居住された後は、居住者の理由がない限り移動等はあまり見受けられないように感じるんですけども、基本的な契約期間のほうは何年ごととか、

そういった取決めはあるのでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

契約書には、入居の契約であって期間の契約はいたしておりません。

○8番（根釜昭一郎君）

こういう未払い云々という案件が発生しているような状況は、また通常の住居を借りる際には契約期間がありますので、今後は契約期間等の設定も進めていかれたほうがよろしいかと思うんですけれども、その点についてはどうでしょう。

○建設課長（平山盛文君）

今回、今年度から民法改正により保証人の要件が変わりまして、その中で契約の中で保証人の承諾書という形で承諾をいただいておりますけれども、その中に保証金額の上限額が設定されておりまして、知名町では一応上限は30万円で、逆に言えば家賃からすると1年分に相当する額と思われるので、その期間をめぐりにできるだけ早いうちに請求をしていきたいと思っています。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

続けます。

22ページ、23ページまで。

○8番（根釜昭一郎君）

総括のほうでやってもよかったんですけれども、教育費、今回の補正に上がっている分ではないんですけれども、今年度GIGAスクール構想に向け、その環境整備のほうに入られていると思うんですけれども、この事業のほうは繰越し事業になっていたかと思えます。繰越し事業にもかかわらず、事業完了予定が、昨日までの一般質問等の答弁によりますと3月末ということで、繰越しになったはず理由と、繰越し事業にもかかわらず、今年度の最終月ぐらいにしか完了しないというその理由、2点の説明を求めます。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

一般質問のほうでも質問がございましたGIGAスクール構想につきましては、予算の配分が決まりましたのが令和2年の3月、よって令和2年3月議会に補正を計上しておりまして、そのひと月では実施ができないということで、令和2年度のほうに繰越しをしております。

また、工期につきましては、ネットワークについては、令和3年の3月1日まで

の予定としております。それから端末パソコンの整備につきましては、3月10日までという予定にしております。

早期にまた発注ができなかったということですが、やはり国・県からの内定通知、これが全国的に一斉に行う事業ということで、まず内示を国のほうもコロナ関係で自粛なり等あと休業等が多かった時期、本土のほうを優先的に内示を行っていったということで、本町におきましては、まだコロナの影響での休業等も大分少ない状況でありましたので、内示のほうが後になってきたということで発注のほうも遅れたということでございます。

○8番（根釜昭一郎君）

2年前ですか、まず電子黒板を導入した際に、その後のタイムスケジュールについては計算されていたと思いますので、今回、令和元年度3月のほうにその補正のほうが入ったということですが、今後また末端の児童への端末整備とかに入っていくかと思うんですが、そういった事業に関してはなるべく遅延のないように、本来利用者が享受できる期間が遅れば遅れるほど、対象児童にしてももう少し早くその環境に慣れる期間が持てることを、数か月遅れることによって学期の途中になったりすることによって先生方のほうの計画のほうにも影響が出ていくかと思っておりますので、なるべく事業のタイムスケジュールを組んだ場合には、速やかな対応のほうを要請して、終わります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

○11番（今井吉男君）

9款の教育費の中の7目の埋蔵文化財発掘調査の中で、説明書を見ますと、埋蔵文化財発掘調査費、三次元レーダーを用いて新城の遺跡をする。その三次元レーダーというのは、結局どういう器具なのか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（高風勝一郎君）

この事業は文化庁の補助事業でございますが、現在、昨日も元年度の報告の中でお話いたしました、琉球式のお墓が北限ではないかということも含めて、文化庁のこの事業費を頂きながら事業をしております。

この三次元レーダーというのは、いわゆる地形測量になります。それをレーダーを当てて一目、その形というかが表示できるようになっている機械でございます。

○11番（今井吉男君）

遺跡の文化財ということでいいことですが、1つ確認したいのは、国指定の埋蔵文化財で住吉の遺跡がありますが、それはいつ頃、一般公開できるように整備され

るかどうか、時期を伺います。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（高風勝一郎君）

住吉貝塚に関しましては、国指定をいただきまして平成22年から24年度、3か年で住吉貝塚整備検討委員会というのを行っております。その中で各いろいろな構想が出たんですが、やはり財源的なもの、まだ具体的にどういうふうな示し方をしたらいいかというところが未完成のままに、その委員会が終わっております。

改めて住吉貝塚に関して委員を、前は18名の委員の皆さんでしたが、今回はちょっと人数を絞って、改めて住吉貝塚について議論をしていこうということで、2月に一度その委員会を立ち上げまして、また来月10月には、こちらのほうから一応住吉貝塚についての案をお示ししてその中の提案を議論していただくということで、今はそのような段階を考えております。

○11番（今井吉男君）

もう10年以上が経過していますが、今問題になっているのは、その地下に埋まっていますよね、その遺跡が。その地権者から土地を購入して公開するまでの間は、小作を今は無料で土地を地権者は借りていますよね。土地を売ったお金をもらった上に、現在も小作料も払っていないという、周辺の皆さんが、これは不公平じゃないかと、地代を取るべきじゃないかという声があります。これが延びていくと、二、三年であればよいが、もう10年以上も経過していますと、そのままの状態を放置しておく、やはり公平性の観点から、一般公開できるまでの立ち退き後の現在使用している皆さんから、返してもらう間は地代を取るべきじゃないかということですが、その辺は国・県に要請してやっぱり公平性。土地は売った、お金はもらった、その上、今使ってもう10年以上無料で土地を借りているというのはおかしいんじゃないかという声が聞こえますので、その辺はやっぱり公平に地代は頂くということをしないと、周りの皆さんもそういう不満が出ておりますので、その辺はやっぱり行政として対応するべきじゃないかと要請をして、終わります。

○5番（窪田 仁君）

文化財の三次元レーダーというのをもう少し詳しく教えてもらえれば。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（高風勝一郎君）

いわゆる3Dで、立体的にその地形も含めて分かるというふうに私も聞いております。

○5番（窪田 仁君）

これは地下の部分とか奥の部分も全て分かるんですか。年代とかは。詳しくは分からないのか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（高風勝一郎君）

具体的には、いわゆる見えている部分についての3Dになりますので、見えない部分はこの機種では計り知ることができないというふうに聞いております。あくまでも見えているところです。

もちろん年代的なものは、実際その専門家が来られて見ないと分からないことになりますので、それはまた違うかと思えます。

○5番（窪田 仁君）

3Dでしたら、今は壊れたりとかそういうところを修正したりするのに有効かなと思ったりするんですけども、どうでしょうか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（高風勝一郎君）

そのとおりでありまして、今後は修復、復元も含めて考えていかなきゃいけないと思っているんですけども、今回提案しております新城のニャート墓になりますけれど、かなり傷みが損傷も激しいということで、この機械を入れてまずはちゃんと立体的に示して、それからどのようにしていくかというふうな段階に入る、そのための測量ということになります。

○5番（窪田 仁君）

どうもありがとうございます。

○2番（奥山雅貴君）

鹿児島国体の件ですけれども、ほとんど減額されていまして390万円、これで3年後の準備に取りかかっていくんだらうと思っております。3年もすぐ来ますので、私も以前ちょっと気にしたのが、多分、選手、スタッフ、コーチ、家族、応援者と全部含めると1,000人ぐらいは軽く来るんじゃないかなと思っておりますが、そちらのほうの対策などをちょっと教えていただきたいです。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（高風勝一郎君）

まず5月にデモンストラーションスポーツのミニバレーが、おかげさまでこれは行うことができましたけれども、延期になりましたのはパワーリフティング競技になります。一応全国から選手約300名ほどですので、その関係者を入れて700から1,000人ぐらいは来るんじゃないかというふうな予測をしておりました。

○2番（奥山雅貴君）

一応進んでいるということで理解して、終わります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

町民課長から、先ほどの今井議員の質問について回答があります。

○町民課長（平 和仁君）

先ほど今井議員から質問がありました件について回答いたしたいと思います。

国としてのカードの交付率の目標ということでしたけれども、国として令和5年3月末までには、ほとんどの住民、国民についてカードの保有を目指しているということです。ほとんどということで90%ぐらいかなということです。

国としても交付率を増やすために、マイナポイントの付与だとか、あと令和3年3月からは保険証としても使える。そういうふうなカードの保有について有効性をいろいろ出していって普及に努めているところでございます。

○議長（福井源乃介君）

よろしいですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（高風勝一郎君）

先ほどの奥山議員のご質問ですが、訂正をさせていただきます。

国体で来られる選手は300人程度、それから関係者を含めて約400人はこちらのほうに来るんじゃないかというふうな予測をしておりました。数字の訂正をいたします。

○議長（福井源乃介君）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、令和2年度知名町一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

この後、特別会計の議案審議に入りますので、しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第2 議案第60号 令和2年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（福井源乃介君）

日程第2、議案第60号、令和2年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、議案第60号の提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第60号は、令和2年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,673万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,825万7,000円と決めました。

主な補正の内容といたしましては、歳入については、国民健康保険税を減額計上し、繰越金を増額計上しました。

歳出については、基金積立金、諸支出金、予備費をそれぞれ増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ、歳出2ページ。

○8番（根釜昭一郎君）

一般会計のほうでしたほうが本来でしたらいいのかもしれませんが、総括でちょっと質問いたします。

国民健康保険特別会計のほうに昨年は単年度で1,000万円弱の繰り出しのほうがあります。介護保険、後期高齢者を合わせると両方のトータルで2億

5, 000万円ぐらい、一般会計のほうからの繰り出しの増えた金額のほうで2, 500万円と単年度で2, 500万円増えているという状況で、非常に一般会計のほうを今後ますます圧迫していくのかなと思っているところなんです。

その中で給付状況を見ると、国民健康保険のほうの給付は増えて、介護保険、後期高齢者医療のほうは給付のほうは減になっているということで、そこから見て取れるのは、現役世代、40代、50代、60代の方の健康状態のほうは、多分、国民健康保険の加入人数のほうは減少している年代だと思うんです。減少傾向にあるかと思うんですけれども、その中で保険給付費が増加傾向にあるというのは、何らかの原因があるかと思うんですけれども、保健福祉課のほうでは、この点に関してはどうにお考えでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

今議員のほうがおっしゃられた繰出金、繰入金についてですが、特別会計、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療につきましては、当然一般会計のほうから繰入金という形でもらっているというか、歳入に入れております。この繰入金については、法定内と法定外がありまして、法で決められた人件費等に関するもの、3つほどあるんですけれども、会計ごとに名前は違うんですけれども、ここ数年は法定外繰入金というものが国民健康保険のほうは行っておりません。法定内の繰出金だけで足りる状況となっております。

あと、給付費の増額という件ですけれども、知名町のほうは1人当たり平均医療費というものが、県内で比べましても下から数えたほうが早いぐらいの順位に今位置しておりまして、隣の和泊町、与論町も含めてですが、医療費の額としましては、全体としましては少ないほうに分類はされております。広域化になった影響で、このあたりの予算上の見込みがどのような配分になっているか、まだ詳しくは今お知らせできませんが、その関係だと思っております。

○8番（根釜昭一郎君）

保険給付費の増に関してなんですけれども、一般的に考える際に、高齢者の場合は非常に病院をよく利用されていてそれで重症化されない。女性の方も出産等で病院に接する機会が多くて病院への抵抗がない。一番病院に関して抵抗を持っているのは40代から60代の自分を含めた男性の方が、自分はまだまだ健康なんだということで大丈夫だということで、いざ何かがあった場合に重症化といいますか、重大な状態になることが、本町のほうでも結構見受けられているんですけれども、こういった方に本人ご自身の健康面に関しての注意を向ける、注意喚起はどのような対策をお考えでしょうか。40代から60代の間の特に男性です。

○保健福祉課長（成美保昭君）

40から74歳までの範囲が、特定健診の対象者のちょうど年齢にも重なりますが、昔は医療機関にかかるのをなるべく少なくしましょうというのが言われている言葉だったんですけれども、最近では、病院のほうに頻繁にはないんですけれども、行かない方はもう全然行かない、行く方ばかり行く。そういうものも含めまして特定健診も含めましてですけれども、毎年健診を受ける方が、これが普通でありがたいことなんですけれども、病院のほうもやっぱり自分の体調管理、少し何かがあるとすぐ病院に行くそういうものではなくて、病院を毛嫌いするわけでもなく、行くなどは申しませんがなるべく行ってくださいと。大病にかかる前に、少し体調がおかしい、そのあたりは今はネットで全て皆さんもいろいろ検索したりしてお知恵はお持ちでしょうが、病院のほうから言わせましても、やっぱりもうちょっと手後れじゃないですけれども、かなり医療費がかかる状態になってお越しになる方が多いということです、やはり病院のほうへもちょくちょく行かれるようなそういう制度というか、私たちのほうもそういう形のPRもこれからは取っていかないといけないのかなと思っております。

○8番（根釜昭一郎君）

おっしゃるように、今、予防医療のほうも非常に重要だということで言われていますので、特に医療関係の講習というか講話であったり、医療関係にかかわらず今で言うとE L O V Eさんとかが取り組んでいるそういった若年層から、E L O V Eさんに関しても若年層から老人の方までという全世代を対象にしたイベントも始めていかれるようなので、そういったところにぜひ、40代はまだ最近そういった活動に積極的に参加されているのかなと思うんですけれども、50代、60代の方、70代になってこられると、またフローラルパークであったり個々のウォーキングであったりと非常に健康に留意されているんですけれども、本当に忙しいといいますが、第一線でされている方が健康に対しての留意が足りないように感じられますので、ぜひその対策を、来年度は何らかの対策を取ってほしいと思っておりますので要請して、終わります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。
歳入、5ページ。

歳出、6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

よろしいですか。

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、令和2年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第61号 令和2年度知名町介護保険特別会計補正 予算（第1号）

○議長（福井源乃介君）

日程第3、議案第61号、令和2年度知名町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、議案第61号の提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第61号は、令和2年度知名町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,005万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,865万7,000円と定めました。

主な補正内容は、歳入については、一般会計繰入金を減額計上し、繰越金を増額計上しました。

歳出については、一般管理費の育児休業取得者に係る人件費分を減額計上、介護給付費準備基金積立金、諸支出金を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ、歳出、2ページまで。

○8番（根釜昭一郎君）

総括でお尋ねしたいんですけれども、介護保険をされている事業所等のほうから、介護従事者の職員募集の件で、最近の状況に関して、町のほうに問合せや相談等はないでしょうか。

○保健福祉課補佐（西 富士雄君）

お答えします。

介護の職員の募集等についての相談等はございません。

○8番（根釜昭一郎君）

相談等はないということなんですけれども、ほかの一般の職種のほうもそうなんですけれども、島内で現地採用募集をかけてもなかなか応募が来ないという状況がほかの職種でもあるんですけれども、介護の現場のほうでも募集をかけてもなかなか人材が集まらない。島内でといたしますか、幾つかの事業所で、例えば二、三か所の事業所で同時期に募集をかけたとして、対象者が限られているものですから同じ人の島内での取り合いではないんですけれども、そういったような状況が発生しているようで、募集をかけても集まらないという状況が発生しているという件は把握されていますでしょうか。

○保健福祉課補佐（西 富士雄君）

この介護人材の確保というのは、全国的にこれから少子高齢化になっていくと問題になってくる。介護保険の事業計画の中でもそういった対策をどうするのかというのがありまして、来年度からの事業計画に向けて、今、事業者さんにはその都度、人材で困っていることはありませんかとか、職員募集をかけてどうですかという話は、全部じゃないんですけれども、町が指定権限を持っているところについては話を聞いております。

その中では、まだ今のところは大丈夫だとあるんですけれども、各事業所によっては、やっぱりもう本当に60歳を超えたとか、それこそ第1号被保険で65歳を

超えた方とかが実際介護されている事業所も多々あるんです。これから10年後でそこはどうなるのかといったときには、結構大きな問題になると思うんですけども、町で介護人材を確保対策事業をするときに、どういったことをしたらいいのかというそこら辺のノウハウがあまりないというのがありますので、県のほうでも介護職員の確保の対策事業の検討会というのを持っていますので、そこに参加をして和泊町さんとかといろいろ話をしながら進めていきたいと思っています。

○8番（根釜昭一郎君）

ぜひこの介護人材が、多分これからこの知名町における医療問題の中でも喫緊に迫った課題だと思いますので、ぜひ国のほうもいろいろな助成金、登録するだけで助成金というような制度もありますし、以前、本町、隣町でヘルパー講習を受けてこの人材を増やしていった過去の例もありますので、対応できる受講するほうではなくて、講習の先生になれる方も島内に現段階では何名もおられるようなので、そういった方が次にバトンが回せるときに次の対策をぜひ練っていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。要請で終わります。

○議長（福井源乃介君）

総括ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、令和2年度知名町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第62号 令和2年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（福井源乃介君）

日程第4、議案第62号、令和2年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、議案第62号の提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第62号は、令和2年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ161万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,089万7,000円と定めております。

主な補正の内容は、歳入につきましては、令和元年度決算の確定に伴い繰越金を増額計上し、後期高齢者医療広域連合による返還金として諸収入を増額計上しました。

歳出につきましては、保険料還付金として諸支出金、予備費をそれぞれ増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ、歳出、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、令和2年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第5 議案第63号 令和2年度知名町奨学資金特別会計補正
予算（第1号）

○議長（福井源乃介君）

日程第5、議案第63号、令和2年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第63号は、令和2年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ24万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,799万円と決めました。

主な補正内容は、歳入については、復学予定の大学生1名への貸付け再開に伴い、奨学基金繰入金を増額計上しました。

歳出については、奨学金貸付金を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。
よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。
以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ、歳出、2ページ。

○11番（今井吉男君）

総括でお伺いします。先ほど根釜議員からもございましたが、奨学金をもらっている皆さんで医療関係に進んでいる方もかなりおられると思います。過去に今まで的人数でいきますと。その皆さんが町内に戻って何名ぐらい勤務しているのかお伺いします。

後でいいですよ。時間がかかるようですから。

といいますのは、資格を取りに島外へ出て、専門学校、医療関係、看護師から医者を含めまして、将来はやっぱりこの本町へ戻ってきて勤務したら奨学金の免除という話も出ておりましたが、現在はそれはいいんですか。そういう制度があればまだまだ。だから、奨学金をもらって島外で勤務して、それじゃ島の人口も増えないし、町の人口も増えませんが、そういう制度を早期に導入して、医療従事者であれ、とにかく奨学金をもらっている皆さんが、町内でいろんな形で帰ってきたら免除するという、やっぱりそういう制度を早めに創設するべきじゃないかと。いかがですか、町長。

○町長（今井力夫君）

もともとその特別奨学生につきましては、こういうふうな医療関係に進んだ子供たちが、やがては町内に戻ってくる。しばらくは都会などで技術を磨いたりしてから戻ってくる方々もいらっしゃると思いますけれども、最終的に地元はどう貢献できるかというようなものを少しでも手助けしていけるようにということで、このような奨学金が特別奨学金制度というのも実施されております。

奨学金の貸与とそれから給付につきましては、給付の場合には全く返さなくてもいいというような制度になりますけれども、これについて完全に実施されている市町村はまだ非常に少のうございますけれども、今後、本町においても、企業からのこのような奨学金に対するバックアップをいただけるような制度等を今調べているところでございますけれども、本町において、この給付型の奨学金というのができるような体制づくりについては、今後とも研究してまいろうと考えております。

以上です。

○11番（今井吉男君）

それはもう奨学金制度は、町もやっぱり大変厳しい中で出しておりますが、できるだけ皆さんにも説明の段階で、将来は知名町へ戻ってきてくださいよというぐらいそういうふうにしないと、お金は貸与してからそのまま町内に戻ってこないということでは、やっぱり町の発展、人口増にはつながりませんので、その辺は奨学金の制度もいろいろあるか縛りがあるかも分かりませんが、島の子供たちに将来は本町に戻ってきていただきたいというそういう要望も含めて、説明のときにはさせていただくよう要請をして、終わります。

○9番（西 文男君）

かぶるのも何点かあるかと思うんですけれども、今回のこの新型コロナウイルスの関係で、アルバイト等をしながら学業を続けている学生の方もいらっしゃるかと思いますが、アルバイト関係ができなくなり、例えば奨学金の返済についての延長のお願い等々はなかったでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

現在までのところ、奨学金の返還についての延長等の相談は来ておりません。

○9番（西 文男君）

もしまたそういうのがあれば、検討するという事は議会のほうで聞いておりますので、その対応はよろしくお願ひしたいと思います。

それと、町長が先ほど来話しているように、以前もお聞きしましたが、給付型の企業版ということで何回か話があったかと思うんですけれども、ぜひそういう形で進めていただくよう要請はしてありますが、具体的に何か動きはありましたでしょうか。

○町長（今井力夫君）

給付型の奨学金につきましては、取扱いの中でその窓口を、例えば今実施しているところの例ですけれども、ある銀行が貸し付ける。その銀行に対して町が保証人になるというやり方で行っているところもございますけれども、企業のこのふるさと納税みたいな感じのもの、これが期限が来年度あたりで切れる予定だったんですけれども、今後また5年間延長になりましたので、そういうあたりもございますので、これからまた延長されるふるさと納税等もこういうものに活用していけるのではないだろうかということで、今、担当のほうには、こういうものを活用した奨学金制度というのについて検討を始めるように指示はしてあります。

○9番（西 文男君）

ぜひ実現できるように強く要請して、優秀なスタッフの皆様ですから、ぜひ給付

型の企業版、もしくはふるさと納税等々でできるように強く要請して、終わります。

○12番（外山利章君）

2人の今質問とほとんど言いたいところがかぶっていたので、ちょっと奨学金とは少し違うかもしれませんが、少しお尋ねいたします。

今コロナの関係で、なかなか就職等も難しくなってくる部分もあると思います。その分の貸与をした分については猶予をしていただけるということで回答いただきましたが、同時に今春、次の春、卒業する沖永良部高校の生徒たちにとっても、就職環境というのが非常に厳しいことが予想されます。

先ほど今井議員が、島内への来町というか、戻ってくる子供たちもありましたが、まず沖永良部高校を卒業する子たちにぜひ島内での就職を進めていただくような、そのような就職環境を整える事業所等への働きかけというものを行う必要があるかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（福井源乃介君）

しばらく延長します。

○町長（今井力夫君）

沖永良部高等学校に対しましては、島内での就職活動は学校のほうで進めていただけないだろうかということは、学校長と私の間で話をしております。特に本年度、消防士の採用が本町枠がございましたので、高校生に対して、本町でも1名消防士の採用がありますと、救命救急士の資格を持たなくても受験そして成績等によっては採用されますので、積極的に応募してほしいというような話は進めてあります。

残念ながら、今回、本町出身の高校生はおりませんでしたけれども、和泊町出身の高校生が1名、消防士を受験はしております。

それ以外に、以前、皆様のほうからご提案がございました高校生枠というのをつくれないかというようなこともございましたけれども、1名とか2名の採用数に対して既に高校生一枠というのを設けると、社会人に対して非常に不利な状況が生じますので、そういう意味で。ただ、一般の事務職員としても役場職員等の採用はございますのでということで、その辺は高等学校の進路担当者のほうに話をさせていただくようにということで、高等学校校長には申し出てあります。

○12番（外山利章君）

行政としては、それぞれの条件があるところで難しいところがあると思いますが、私が申し上げたのは、町内の事業所、町内にも幾つか事業所がございます。そういうところに対しても、ぜひ今春卒業の沖高生に対しての就職というものをぜひ確保していただけないかという要請をしていただきたいのと、恐らく今回のコロナ禍で

島から出ていくというこれまでの発想というものが少し変わってくる部分もあるところもあるのではないかと考えております。そういう意味でいうと、今、島内に若い子たちが残る環境というものをぜひつくっていく必要があると思いますので、その点について、ぜひ、町からも事業所についてしっかりと働きかけを行っていただきたいと思っております。これは要請で終わります。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

すみません、先ほどの最初の今井議員の質問に、特別奨学生の方がございました。現在、医師それから医療福祉関係者の方は特別奨学生として、医師の方に月額6万円、また医療福祉関係者に月額5万円という奨学金を貸与しているんですが、この方々が卒業後2年以内に国家試験に合格して、町内で免許の有資格者として就職して2年継続して勤務した場合は、貸付け月額の4万円を超える部分については免除を受けることができるという制度が現在ございます。対象者につきましては、その方が現在、医療機関に勤務しているかどうかというところから調査をしないといけないということで、現在はその実情としては、どの方が対象になるかということが把握はできていない状況です。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、令和2年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後1時から再開します。

休 憩 午後 0時05分

再 開 午後 1時00分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第6 議案第64号 令和2年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（福井源乃介君）

日程第6、議案第64号、令和2年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、議案第64号、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第64号は、令和2年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ413万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,886万7,000円と決めました。

主な補正内容は、歳入については、令和元年度決算の確定により繰越金を増額計上しました。

歳出につきましては、一般管理費を増額計上しました。

詳細については、お手元の資料をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ、歳出、2ページまで。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。
歳入、5ページ。
歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。
これから議案第64号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第64号、令和2年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。
しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第7 議案第65号 令和2年度知名町農業集落排水事業特別
会計補正予算（第1号）

○議長（福井源乃介君）

日程第7、議案第65号、令和2年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

議案第65号、提案理由を申し上げます。
ただいまご提案申し上げました議案第65号は、令和2年度知名町農業集落排水

事業特別会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ614万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,810万8,000円と決めました。

主な補正内容は、歳入については、令和元年度決算の確定により繰越金を614万2,000円増額計上しました。歳出については、農業集落排水総務費を133万5,000円増額計上し、環境センター維持管理費を149万6,000円、予備費を331万1,000円、それぞれ増額計上しております。

詳細については、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ、歳出、2ページ。

○12番（外山利章君）

農業集落排水事業についてお伺いいたします。

集落排水の処理場において処分されて最終的に出る汚泥の処理というものは、最終的にどのような形で行われておりますか。

○耕地課長（窪田政英君）

田皆浄化センター及び住吉浄化センターの集排の汚泥につきましては、田皆浄化センターに設置してあります脱水機において脱水処理をして、その後開発組合のほうに、堆肥センターのほうに搬入して処理していただいています。

○12番（外山利章君）

開発組合のほうに搬入されているということでありましたが、最終的にそれがどのように開発組合へ行って処分されているかというのは、確認されたことはございますか。

○耕地課長（窪田政英君）

開発組合において、堆肥センターのほうに持ち込まれた汚泥は、堆肥として、開発組合のほうで堆肥化した上で販売しているというふうになっております。

○12番（外山利章君）

私も最初そのように聞いておりましたが、伺ったところによりますと、完全に脱水されていない状態で持ち込まれた汚泥があり、堆肥センターのほうで乾燥するために施設は整えてあるんですけども、そこに長年、一年、二年置いてあっても、なかなか乾燥しないと、ケーキ状になって、処分できない状態になっているという

話を伺ったことがあります。

ただ、これは知名町から持ち込んだ分だけではなくて、知名町の場合は、環境センターから持ち込んだ分はもう完全に乾燥されておりますので、そのまま堆肥と混ぜて堆肥化されるということでもいいんですけども、和泊町のほうから持ち込まれたものが、同じような形で脱水処理だけの分ではなかなか堆肥化に利用できないというところがあるようであります。ぜひ、最終処分として、堆肥化されるための処理装置みたいなものもあるようでありますので、隣町のほうからの持ち込み部分が、多分脱水されていない分が多いと思います。その費用負担については協議していただいて、ぜひ、せっかく沖永良部で完全な形で最後に汚泥処理が完全に行われるという形を整えるのであれば、そのような形で最終的に堆肥化される場所までしっかりと事業として行っていただくことを要望いたしますが、いかがでしょうか。

○耕地課長（窪田政英君）

今議員のおっしゃるとおり、堆肥センターにおいてはバックヤードが幾つかありまして、そこに本町からの脱水汚泥も搬入されますが、本町の場合は脱水のレベルが高いので、堆肥化、すぐにできるんですが、隣町の分についてはしばらく積んだままということをお願いしております。

いずれにしても、本町分の処理がうまくはいつているんですけども、最終の堆肥化というところまでは、また開発組合、両町トップのほうからそういった意見が今後出て、さらに堆肥化に弾みがつくようにちゃんとした処理、最終、農地まで回るような形はしていく必要はあるかと思えます。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5 ページ。

歳出、6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、令和2年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第66号 令和2年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（福井源乃介君）

日程第8、議案第66号、令和2年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、議案第66号、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第66号は、令和2年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ104万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,819万1,000円と決めました。

主な補正内容は、歳入については、令和元年度決算の確定により繰越金を104万8,000円計上しております。歳出につきましては、浄化槽維持管理費を19万3,000円増額計上しました。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ、歳出、2ページまで。

○2番（奥山雅貴君）

知名公民館から西に行ったところに最近新築住宅が建てられていますが、その道から南側は下水、上からは浄化槽ということで、たった数メートルなんですけど、あれができない理由というのをもうちょっと詳しく教えてもらえないですか。

○耕地課長（窪田政英君）

今おっしゃっている地区については、知名の生活館から西へ行く路線の山側と海側ということですが、公共下水道の管路の布設がちょうど生活館の上の辺りで止まっております。一応、都市計画区域内に計画を公共下水道はしてありまして、そこから外れた今当該家屋が二、三件新築で建っていますが、そこについては地区外というふうになっております。しかしながら、知名字には今後、家屋が建築していく予想もありますが、延長というふうな感じで建設課サイドと協議をしました結果、この管路の延長にかかるコスト、それから地区外ということもありまして、今の段階では、その結果を踏まえて浄化槽で対応しようということで、耕地課のほうで浄化槽を設置しております。

○2番（奥山雅貴君）

これから、その土地に新しく新居を構えようと思っている方から相談を受けて、やっぱり下水のほうが僕らもいいと。未来のためなので、どうか、要望したいと思えます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。
歳入、5ページ、歳出、6ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

よろしいですか。

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、令和2年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第67号 令和2年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）

○議長（福井源乃介君）

日程第9、議案第67号、令和2年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、議案第67号、令和2年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第67号は、令和2年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、令和元年度からの繰越金確定に伴い、歳入歳出それぞれ2,524万8,000円増額計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,685万3,000円と決めました。

詳細については、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ、歳出、2ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ、歳出、6ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、令和2年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第10 議案第68号 令和2年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（福井源乃介君）

日程第10、議案第68号、令和2年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、議案第68号、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第68号は、令和2年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、収益的支出に63万7,000円を増額し、資本的支出に74万3,000円を増額計上しました。

主な補正内容は、収益的支出については、職員の人事異動に伴い、給与、手当、法定福利費及び検針員の委託料を増額計上し、手数料、材料費、報酬、手当、旅費、修繕料を減額計上しました。

資本的支出については、職員の人事異動に伴い、給料、手当、法定福利費を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

補正予算 1 ページ。

実施計画 2 ページ。

実施計画明細書 3 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第 68 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号、令和 2 年度知名町水道事業会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第 11 議案第 69 号 知名町税条例の一部を改正する条例について

○議長（福井源乃介君）

日程第 11、議案第 69 号、知名町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第69号は、知名町税条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布、同日施行されたことに伴い、知名町税条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に、改正事項による質疑を行います。

第1条から1ページ、附則まで。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、知名町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

△日程第12 議案第70号 知名町子ども医療費助成条例の一部を
改正する条例について

○議長（福井源乃介君）

日程第12、議案第70号、知名町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第70号は、知名町子ども医療費助成条例の
一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、県が住民税非課税世帯の医療機関等での窓口負担をなくす子ども
医療給付事業の対象を未就学児から高校生まで拡充することに伴い、所要の条例の
改正を行うとともに、本町の助成事業対象児の年齢を中学生から高校生までに拡充
し、一部利用者負担のあった子ども医療費を全額助成するため、知名町子ども医療
費助成条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に、改正事項による質疑を行います。

1ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、知名町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

△日程第13 議案第71号 知名町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（福井源乃介君）

日程第13、議案第71号、知名町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第71号は、知名町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

これは、道路構造令の改正に伴い、知名町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○9番（西 文男君）

ちょっと教えてください。

現在、この改正後に、3種5級または4種4級とありますが、実際に知名町内にどこの道路が今改正後に当たる道路になるのでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

知名町内の167路線の中で知名町で現存する道路に該当する道路は、3種4級

と3種5級のみです。

以上です。

○9番（西 文男君）

場所はどこですか。

○建設課長（平山盛文君）

場所については、まだ確認が取れていません。

○9番（西 文男君）

後でお願いします。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に、改正事項による質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、知名町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

△日程第14 議案第72号 町営沖永良部土地改良事業（維持管理）計画書の策定について

○議長（福井源乃介君）

日程第14、議案第72号、町営沖永良部土地改良事業（維持管理）計画書の策定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第72号は、町営沖永良部土地改良事業（維持管理）計画書の策定についての案件であります。

本議案は、令和4年度から国営造成施設の維持管理に関する事業を行うため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○12番（外山利章君）

まず、議案名であります町営沖永良部土地改良事業（維持管理）計画書の策定というところではありますが、国営の沖永良部土地改良事業の水に関する維持管理の計画かなと思っていましたんですけども、この表題というものについては、これによろしいのでしょうか。

○耕地課長（窪田政英君）

この事業は、地下ダムが完了した後の維持管理事業でありまして、これにつきましては事業主体が市町村、すなわちここでいうと知名町または和泊町ということで、町営というふうに表記してあります。

○12番（外山利章君）

計画書の中身を見たときに和泊町も入っていたので、町営であれば知名町の方だけ載せればいいのかと思っていたところもありましたので、今ちょっと確認いたしました。

その中で、総括ですけれども、ページに入りますが、8ページの維持管理費というところがございます。その中に、国、県が30%ずつ、そして地元が40%とありますが、この維持管理費については、両町、2町が入っている分ということでよろしいでしょうか。

○耕地課長（窪田政英君）

そうでございます。和泊町、知名町の2町をもって地元というふうに表記しています。

○12番（外山利章君）

それでは、20%ずつを、事業主体が町ですので町が負担をして、施設の修繕等の増減により毎年変動するというのが括弧内に書かれておりますが、令和2年度以降はそこについては、それぞれの町の修繕した部分については、それぞれの町が負担していくという理解でよろしいですか。

○耕地課長（窪田政英君）

失礼しました。この事業につきましては、令和3年度末をもって地下ダムの事業が完了します。令和4年度から導入する事業でございます、完了後の地下ダムの揚水機、送水管等々、基幹水利施設の維持管理に当たる事業でございます。

したがって、ここにあります補修や管理費、こういったものについても4年度以降という……

〔「事業費の負担について」と呼ぶ者あり〕

○耕地課長（窪田政英君）

失礼しました。これは全て事業費の内訳でございますので、これについては地元負担の中に入っています。両町で持つということです。

○議長（福井源乃介君）

しばらく休憩します。

休 憩 午後 1時40分

再 開 午後 1時42分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○9番（西 文男君）

現在、管理棟が完成をしております。この管理棟について、現在まだ管理は実際に行っているのでしょうか。行っているのであればどこが、農水省が入っているのか、それとも改良区が入っているのか教えていただけますか。

○耕地課長（窪田政英君）

中央管理所内での管理業務はまだ行っておりません。といいますのは、3年度末までを期限に操作体制整備事業というのを土地改良区が導入して、それに伴う、いわゆる集中管理で、モニターであったり機材を設置した上で、それがそろい次第、今年度中と聞いていますが、改良区のスタッフが入って、そこで、いわゆる地下ダ

ムの各ファームポンドだったり、貯水槽、揚水機場の制御をするための研修を積んだ上で、そこでスタッフが配置されると、そういうふうな計画になっています。

○9番（西 文男君）

それまでに、要は農水省のほうから、改良区が入るまで、維持管理の指導するという理解でよろしいですね。

それから、もう一点。ページごとに入って以降ですから、質問します。

5ページなんですけれども、9.5メートル、有効貯水量、それから以下については死水量、これ多分塩水が入る関係だと思うんですが、その仕切りはどのような形の構造になっているか分かりますか。

○耕地課長（窪田政英君）

すみません。専門用語はちょっと詳しくないんですが、地下ダム取水ポンプは、ダムの底から2メートル50ぐらい……すみません、この部分については、あまり詳しく説明できません。

○9番（西 文男君）

調べてからで結構なので。

○耕地課長（窪田政英君）

何を調べるのかももう一度。ここの説明ですね。

○議長（福井源乃介君）

しばらく休憩します。

休 憩 午後 1時45分

再 開 午後 1時47分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○11番（今井吉男君）

以前に、地下ダムが国営が完成した後には、土地改良区を一本化ということで、事務所も出来上がって、先ほど課長のほうでは、令和3年度で国営が終了して令和4年度から統合するということでしたが、一時、隣町の利用料の滞納で、それが解決するまでは統合できないという話があったんですけれども、料金体系も一本化できたんですか。令和4年度からは統合室の事務所で、同じように両町の料金体系とか決まっているんですか。

○耕地課長（窪田政英君）

料金の統一というのは一つの課題でもありますし、その議論については、令和

3年度末までに、令和4年度からは料金統一というふうな話で、当初は、地下ダム完了が29年度でしたけれども、それが延長されたということで今に至っています。

今、土地改良区のほうでこれを預けているんですけども、いわゆるコストの分、アウトプットの分を計算している状況にありまして、年間の経費をいかにして賄うかというところから賦課金を、今和泊町が1,000平米、1反当たり3,000円基本料、さらに水を使えば水の使用料、知名町は1基当たり2,500円、水を使った分の使用料。多くの土地改良区で今採用している地積割、そして水の使用料は取らない。こういったものでほかの改良区は運営している状況もありますし、そういったいろんな地区の運営状況も判断しながら、令和3年度中には統一した料金にしていこうというところで、今、改良区のほうはとどまっているところです。

○11番（今井吉男君）

一時は隣町のほうが1億円か何かそういう話も聞いたんですが、そのお金は町が負担してゼロになったんですか、隣町のほうの料金は。滞納分。

○耕地課長（窪田政英君）

これにつきましては、以前、両町長の覚書にありますように、いわゆる和泊町の改良区が、旧和泊白百合土地改良区の持っている債務については、和泊町がそれについては責任を持つというふうになっておりますので、特に改良区にその負担が来るわけではないので、そこは和泊町が責任を持って解決するというふうに聞いております。

○11番（今井吉男君）

それを解決しないで、そのまま滞納分と一緒に持ってこられたら困りますので、これはきちんと約束どおり整理をしてから統合して、もうあと1年しかありませんので、ぜひそれは要請をしておきます。

○耕地課長（窪田政英君）

ただいまの滞納整理につきましては、平成26年度の土地改良区の合併以前の和泊町の滞納分についてのみでございます。それ以降、合併後は沖永良部土地改良区として責任を持って徴収をするということでもありますので、申し添えておきます。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わります。

次に、ページごとによる質疑を行います。

第1章、1ページ。

2ページ。

3ページ。

4ページ。

第2章、5ページ。

6ページ。

7ページ。

第3章、8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、町営沖永良部土地改良事業（維持管理）計画書の策定については原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

先ほどの奨学資金のときの今井議員の質問にお答えします。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

先ほどの特別奨学生の方で、今井議員のほうから質問をいただきました件についてお答えいたします。

特別奨学生の医療従事関係の方がどの程度対象者がいて、現在どのような形になっているかということですが、今まで合計3人の方が対象となっております。29年に卒業された方は、現在、島外で就職をされているということです。それから、26年度に卒業された方が2名いまして、1名の方は、現在、町内の医療機関

で勤務しております。この方は、ここ2年間継続して勤務されるということになると、特別奨学生の4万円を超える部分の免除の該当者になります。それから、もう一人の方は、町外のほうで勤務しているということで、この方は対象にはならないということになります。

特別奨学生で2年間勤務して4万円を超える部分の免除の該当になる方は、現在のところ1名ということになっております。

以上です。

△日程第15 議案第73号 物品売買契約の締結について（情報端末整備）

○議長（福井源乃介君）

日程第15、議案第73号、物品売買契約の締結について（情報端末整備）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第73号は、物品売買契約の締結について（情報端末整備）の案件であります。

本議案は、児童・生徒1人1台の端末及び教師用端末の整備、学習支援ソフトを購入する契約であります。

鹿児島県の支援にて共同調達を実施するに当たり、契約の相手方といたしまして、南国殖産株式会社と随意契約を行うものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する質疑を行います。

○11番（今井吉男君）

鹿児島県の支援ということで、随意契約で南国殖産と契約を結んでおりますが、全額県が負担してくれるんですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

県のほうでは、利用するソフトによってそれぞれ調達をすることになっておりまして、3種類のソフトがありまして、それぞれのソフトを取りまとめるという形で、

県のほうが今回の端末の調達のほうには関わっております。県が取りまとめた3つのうちのソフトから、どのソフトを使うかによって、調達といいますか、県のほうで取りまとめて、指定した業者と本町が随意契約という形になっております。

○11番（今井吉男君）

随意契約は分かる。金額のことを聞いている。3,754万6,960円は全額県が持つのか、町が幾らか持つのかという。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

この費用につきましては、国の補助金が3分の2であります。あと残りの3分の1につきましては、8月の臨時議会のほうでも計上いたしました新型コロナ対策の交付金のほうを充当しておりましたので、町の持ち出しというものはこの事業についてはないという予定になっております。

○11番（今井吉男君）

これは仮契約となっておりますが、議会で議決されれば、その納期はいつになるんですか。来年じゃないでしょう、今年度中に。今年度、いつ頃になるんですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

すみません。この契約書の写しのほうには工期のほうが出ていないため、申し訳ありません。工期のほうは3月10日を予定しております。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

○12番（外山利章君）

すみません。総括というか、お聞きしたいんですけども、この契約書、今1ページに金額が載っていて、2ページ目の乙、相手方が載っているんですけども、この契約書の内容について、こういう最後のページだけということでは、内容を確認することができないわけですけども、議案の出し方としてはこういう形だと、審議をするときに、先ほどの工期の件もありましたが、確認できないのですが、これについてはいかがでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

契約書につきましては、全部で4ページあります。また、工事請負契約の場合には、最初の1ページで、相手方から契約、請負額というものが、情報が全て分かるんですけども、今回の場合は、最初のページと一番最後のページのみをコピーして提案としておりますので、全ての内容が把握できないということになっております。大変申し訳ないと思っております。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、物品売買契約の締結について（情報端末整備）は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

△日程第16 議案第74号 工事請負契約の締結について（下平川小学校屋内運動場大規模改造工事）

○議長（福井源乃介君）

日程第16、議案第74号、工事請負契約の締結について（下平川小学校屋内運動場大規模改造工事）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第74号は、工事請負契約の締結について（下平川小学校屋内運動場大規模改造工事）の案件であります。

本議案は、9月15日に株式会社久保建設、株式会社宗岡組、株式会社親和建設、有限会社林建設、株式会社坂井建設の5社で入札執行をした結果、工事請負金額1億6,000万円で株式会社久保建設が落札し、工事請負仮契約を結んでおります。

工事の概要としましては、既存の屋内運動場の改修、玄関の新設、トイレ兼倉庫

を新設することとしております。

詳細については、お手元の資料をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する質疑を行います。

○10番（宗村 勝君）

後ろの図面を見てお尋ねします。

追加で倉庫を造るというのは、入り口前にある申請外部分というところですか。

そうですか。そこにももちろんトイレもあり、それは雨にぬれず渡れるということですね。分かりました。

それと、既設のトイレはありますけれども、それも利用するということですか、全然改造なしで。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

既設のトイレは、水洗化、今現在、簡易水洗になっておりまして、それを下水道管に接続して、完全な水洗化に改修する予定です。

○10番（宗村 勝君）

防災避難所としても利用するということですので、トイレが外にあっては困るなと思ったんですけれども、雨にぬれず入れると聞きましたので安心しました。終わります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、工事請負契約の締結について（下平川小学校屋内運動場大規模改造工事）は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

△日程第17 同意第19号 知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を求めることについて

△日程第18 同意第20号 知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を求めることについて

○議長（福井源乃介君）

日程第17、同意第19号及び日程第18、同意第20号、知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を求めることについては一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました同意第19号及び同意第20号は、ともに知名町教育委員会委員の任命に付き同意を求める案件でありますので、一括提案とさせていただきます。

現委員の石上志乃氏が令和2年10月3日をもって任期満了となるため、新たに森 勇樹氏を、また現委員の高野雄一氏が令和2年10月14日をもって任期満了となるため、新たに堅山哲児氏をそれぞれ知名町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから質疑を行います。

○10番（宗村 勝君）

2名いた女性委員が1名になるみたいですから、これから国のほうも女性委員を増やせということですので、そこらを含めて次回からぜひ検討をいただきたいと思えます。終わります。

○議長（福井源乃介君）

いいですか。

○10番（宗村 勝君）

町長に答弁頂きたい。

○町長（今井力夫君）

女性の社会進出というのは、これからの働き方改革の中では非常に重要なものとして捉えられておりまして、本町におきましても、役場職員の中での管理職等にも積極的に女性の登用とかも考えております。また、教育委員会の教育委員におきましても女性の登用というのを考えまして、私どもは進めてまいっております。

ただ、この教育委員の任命におきましては、教育行政に関わった方々、または教育関係機関に多年にわたり関わってこられた方を、その中から私どもとしては委員を選出してまいりたいと考えておりました。また、この教育委員においては、皆さんご承知のとおり、5つの校区の中からそれぞれ委員を持ってこななければいけないこと、それからPTAの関係者を1名は必ず充てるという内規等もございます。そういう様々なものを勘案した中で今回2名の方を新たに推薦したわけでございますけれども、委員のご指摘のように女性の社会進出、こういう委員への推薦というのも積極的に進めていく考えではございます。

ただ、私どもといたしましては、該当する委員がこの2名が最適であろうということで今回提案させていただいております。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

○11番（今井吉男君）

今回の2名を含めまして、現在、学校の校長、教頭の経験者がいなくなりましたが、これは町長が元校長をしていたからということで、こういう形で採用しているんですか。

○町長（今井力夫君）

私が教職関係経験者であるということは、全くそこには含めておりません。ただ、今現在、残りの委員の中には教職経験者が1人はいらっしゃいます。また、こういう教育行政においては、教育関係者といいますか、経験者を配置するというのも重要な視点の一つでございますけれども、昨今の教育現場におきましては、非常に広い視野を持って、それぞれの業種及び職種等の皆さんの中から委員を選出することによって、広い知見を持って本町の教育行政に寄与できるものではないかというふうに考えておりますので、必ずしも全員を教育関係者の中から採用していくよりは、

広い視野を持った意見を集めて、本町の教育行政の発展に寄与してまいりたいと考えておりますので、今回の場合にはこういうようになっております。

ただ、全く教育関係者を入れないというわけにはいかないと思っておりますので、今後も教育関係、また教育関係の中での管理職等の委員への任命というのにも必要なことではないかなと考えております。

以上です。

○ 11番（今井吉男君）

5人おりますから、全員が民間出身で、教職員が1人おりますが、管理者ではありませんので、やっぱり町長が在任中は、学校の件もよく、校長をしていましたから分かると思いますが、今後においては、1人はやっぱり管理、校長、教頭経験者を配置したほうが今後町の教育行政がスムーズにいくんじゃないかと思っておりますので、ぜひそれは要請をしておきます。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで質疑を終わります。

これから同意第19号、知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（福井源乃介君）

ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に宗村 勝君及び今井吉男君を指名します。

まず初めに、同意第19号を採決します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（福井源乃介君）

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（福井源乃介君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番の議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（福井源乃介君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

先ほど立会人に指名しました宗村 勝君及び今井吉男君に開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（福井源乃介君）

投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成11票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第19号、知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を求めることについては同意されました。

次に、同意第20号、知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を求めることについてを採決します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（福井源乃介君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（福井源乃介君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番の議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（福井源乃介君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

先ほど立会人に指名しました宗村 勝君及び今井吉男君に開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（福井源乃介君）

投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成11票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第20号、知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を求めることについては同意されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（福井源乃介君）

しばらくお待ちください。

先に、西 文男君の質問に対し、耕地課長が答弁を行います。

○耕地課長（窪田政英君）

先ほどお問合せいただいた地下ダムの取水口の底からの高さですが、若干ばらつきはありますが、おおむね底から2.3メートルの位置で取水しておりますので、沈殿物をよけるということで。それから、ダム軸の底はほぼ全て海面より低いところがございますけれども、取水壁がある関係で海水が流入することはまずありません。

それと、先ほどの途中で流入の防止の柵があるかということですが、それはSMWという機械で掘削して行って、そのままコンクリートの柱を打ち込むという形ですので、そういった施しは特にしてございません。

以上です。

△日程第19 陳情第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
地方財政の急激な悪化に対し地方税財源
の確保を求める陳情について

○議長（福井源乃介君）

日程第19、陳情第5号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める陳情についてを議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。

○12番（外山利章君）

知名町議会議長、福井源乃介殿。

議会運営委員会委員長、外山利章。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審議の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号、陳情第5号。受理年月日、令和2年8月12日。

件名、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

審査の結果、採択いたしました。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。
これから陳情第5号を採決します。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
お諮りします。
この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。
したがって、陳情第5号は採択することに決定しました。

△日程第20 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
地方財政の急激な悪化に対し地方税財源
の確保を求める意見書

○議長（福井源乃介君）

日程第20、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

意見書は配付してありますので、朗読を省略します。
これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は原案のとおり可決されました。

△日程第21 発議第3号 議員派遣の件について

○議長（福井源乃介君）

日程第21、発議第3号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第129条第1項の規定によって、お手元にお配りしたとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定しました。

△日程第22 閉会中の継続調査の件について

○議長（福井源乃介君）

日程第22、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありません。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回知名町議会定例会を閉会します。

ご起立ください。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 2時33分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 福井 源乃介

知名町議会議員 根釜 昭一郎

知名町議会議員 西 文 男